

国史跡鈴木遺跡保存活用計画



令和5年3月

小平市教育委員会

*表紙写真の説明

<p>発掘体験の様子 (平成 12 年度第 2 地点)</p>	<p>鈴木小学校保存区の現況 (本書 P.46)</p>	<p>鈴木遺跡資料館用地の現況 (本書 P.46)</p>
<p>鈴木町 1 丁目 390 番地保存区 の現況 (本書 P.46)</p>	<p>鈴木遺跡保存管理等用地の現況 (本書 P.47)</p>	<p>都道地点の地層の堆積</p>
<p>こげらの森の現況 (本書 P.46)</p>	<p>回田町 303-2 他地点の黒曜石 製ナイフ形石器</p>	

はじめに

令和3年3月26日に鈴木遺跡は国史跡に指定されました。鈴木遺跡がわが国の歴史を語るうえで欠かすことのできない価値のあるものであることが広く認められたこととなります。

この『国史跡鈴木遺跡保存活用計画』は、その鈴木遺跡の今後の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、遺跡を管理・運用する上での指針として策定しました。

本計画策定にあたっては、文化庁、東京都をはじめとする関係諸機関および本計画策定のために設置した鈴木遺跡保存活用計画検討委員会、ならびに小平市文化財保護審議会の委員の皆様にも多大なるご指導ご協力をいただきました。さらには地域懇談会やパブリックコメントなどを通じて様々なご意見を多くの市民の皆様からお寄せいただきました。ここに衷心より御礼申し上げます。

本計画の本質を表す言葉として定められた大綱では「比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む」とうたっていますが、この中の「市民と共に守り育む」のくだりは、遺跡の範囲や周辺にお住まいの地域の方々だけでなく、遺跡を市民全体の財産として守るとともに、遺跡のもつ豊かな内容についての調査研究も引き続き行っていく決意を表しています。

本計画は国史跡への指定後に始動しましたが、当時は新型コロナウイルス感染症が猛威を振っており、国指定を記念して企画していた各種のイベントも開催することができず、また鈴木遺跡資料館も一時的に閉館を余儀なくされ、その後も入館にあたっての制限を課すこととなりました。それでも、再開後は以前よりはるかに多くの方々に足を運んでいただくことができ、国指定史跡となったことによって、遺跡への理解や関心の高まりがうかがわれます。

前途には史跡の追加指定や鈴木遺跡保存管理等用地の整備、鈴木遺跡資料館のリニューアルなど多くの解決すべき課題が残されていますが、本計画が鈴木遺跡の今後の正しい歩みを照らす灯となることを確信しています。

皆様のますますのお力添えを心よりお願い申し上げます。

令和5年3月

小平市教育委員会
教育長 古川正之

例 言

- 1 本書は、東京都小平市に所在する「国史跡鈴木遺跡」の保存活用計画書（以下「本計画」）です。
- 2 保存活用計画策定事業は、小平市教育委員会が史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受け、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の2か年で実施しました。
- 3 本計画は、小平市教育委員会が令和3（2021）年度に設置した「国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会」における2か年の協議によってまとめられ、策定しました。
- 4 本計画策定に当たり、文化庁文化財第二課、東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導及び助言を受けました。
- 5 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、小平市教育委員会の補助執行として、市長部局の小平市地域振興部文化スポーツ課文化財担当で実施しました。
- 6 元号と西暦紀元は引用など一部を除き、令和4（2022）年のように表記します。

目 次

はじめに

例 言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	1
第4節 小平市の他計画との関係	5
第5節 計画の対象範囲・期間	8
第2章 鈴木遺跡の概要	9
第1節 指定に至る経緯	9
第2節 指定の状況	10
第3節 自然的環境	16
第4節 社会的環境	19
第5節 歴史的環境	21
第3章 鈴木遺跡の本質的価値	29
第1節 これまでの調査成果	29
第2節 鈴木遺跡の本質的価値	40
第3節 鈴木遺跡を構成する諸要素	42
第4章 鈴木遺跡の現状と課題	44
第1節 保存管理の現状と課題	44
第2節 調査研究の現状と課題	50
第3節 活用の現状と課題	51
第4節 整備の現状と課題	53
第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題	54
第5章 大綱・基本方針	55
第1節 大綱	55
第2節 基本方針	55
第6章 保存	57
第1節 保存の方向性	57

第2節	保存の方法	57
第3節	現状変更等の取扱方針及び基準	60
第4節	追加指定・公有化について	63
第7章	調査研究	64
第1節	調査研究の方向性	64
第2節	調査研究の方法	64
第8章	活用	65
第1節	活用の方向性	65
第2節	活用の方法	65
第9章	整備	68
第1節	整備の方向性	68
第2節	整備の方法	72
第10章	運営・体制の整備	76
第1節	運営・体制の整備の方向性	76
第2節	運営・体制の整備の方法	76
第11章	施策の実実施計画の策定と経過観察	77
第1節	各施策の実実施計画	77
第2節	経過観察	78
資料編		81
1.	小平市の教育についてのアンケート調査結果（抜粋）	81
2.	関係法令等	83

本文挿入図版

図1	小平市における計画の位置づけ	7	図15	鈴木小学校建設に伴う調査の発掘調査位置図	29
図2	鈴木遺跡国史跡指定範囲図	11	図16	鈴木遺跡の発掘調査地点	33
図3	鈴木遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地	15	図17	鈴木遺跡の地区区分	34
図4	鈴木遺跡周辺の用途地域	15	図18	鈴木遺跡文化層と立川ローム層	35
図5	本市の位置	16	図19	周辺部礫群配置図	37
図6	武蔵野台地の地形区分	16	図20	鈴木遺跡周辺現況図	45
図7	小平市の植生（自然環境調査 WEB-GIS （1/25000、2009年）を利用）	17	図21	現況の航空写真	48
図8	小平市周辺の交通図	20	図22	保存管理等用地の解体前現況図	48
図9	小川町一丁目遺跡の出土石器	21	図23	鈴木遺跡の国史跡指定についての状況	49
図10	花小金井南遺跡の調査トレンチと出土石器	22	図24	5つの基本方針の関係性のイメージ	56
図11	鈴木遺跡の陥穴	23	図25	鈴木遺跡の地区区分	59
図12	鈴木遺跡の縄文時代の遺物	24	図26	保存管理等用地の拡大図	59
図13	小平市の指定文化財の位置	27	図27	保存管理等用地整備イメージ図（一例）	69
図14	小平市の周知の遺跡位置図	28	図28	モデルルート例	71
			図29	運営・体制図	76

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取組を推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するとともにその活用を図るため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

第2節 計画の目的

本計画は、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、国史跡「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、鈴木遺跡を管理・運用する上での指針とします。

第3節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者及び公募市民からなる「鈴木遺跡保存活用計画策定検討委員会（以下、「委員会」）」を設置しました。

委員会では協議を重ね、様々な意見を受けるとともに、文化庁文化財第二課及び東京都教育庁地域教育支援部管理課・生涯学習課から指導・助言を得ました。



第1回委員会



第1回委員会 現地視察

小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱

令和3年6月14日制定

(設置)

第1条 小平市における国史跡鈴木遺跡の保存、管理、整備及び活用に関する国史跡鈴木遺跡保存活用計画（以下「計画」という。）の策定について検討を行うため、小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち、小平市教育委員会教育長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定される日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

【表1】委員名簿

委員

氏名	位置付け・所属
新 正	公募市民
井口 修	鈴木小学校校長（令和3年6月～令和4年3月）
石田 信隆	公募市民
磯貝 京子	学識経験者（小平市文化財保護審議会副会長）
小柳 知代	学識経験者（東京学藝大学）（令和3年6月～12月）
佐藤 宏之	学識経験者（東京大学）・委員長
鈴木 庸夫	小平商工会会長
竹内 誠一郎	小平郷土研究会会長
常盤 順子	公募市民
橋口 豊	学識経験者（横浜市歴史博物館）（令和3年12月～）
細萱 希彦	鈴木小学校校長（令和4年4月～）
吉田 昌子	公募市民・副委員長

オブザーバー

氏名	所属・役職等
渋谷 啓一	文化庁文化財部文化財第二課
鈴木 徳子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
山田 和史	東京都教育庁地域教育支援部管理課主事（令和3年6月～令和4年3月）
野口 舞	東京都教育庁地域教育支援部管理課主事（令和4年4月～）

事務局

氏名	所属・役職等
篠宮 智己	小平市地域振興部 文化スポーツ担当部長（令和3年6月～令和4年3月）
川上 吉晴	小平市地域振興部 文化スポーツ担当部長（令和4年4月～）
島田 秀幸	小平市地域振興部 文化スポーツ課長（令和3年6月～令和4年3月）
田野倉 勇	小平市地域振興部 文化スポーツ課長（令和4年4月～）
小川 望	小平市地域振興部 文化スポーツ課長補佐
高田 賢治	小平市地域振興部 文化スポーツ課主任

2 計画策定の経過

- (1) 第1回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会
日程：令和3（2021）年10月27日（水）
場所：小平市鈴木遺跡資料館
内容：鈴木遺跡資料館での委員及び事務局の紹介、委員会の趣旨、保存活用計画の概要説明、及び鈴木遺跡保存管理等用地をはじめとする現地の視察
- (2) 第2回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会
日程：令和4（2022）年2月9日（水）
場所：小平市御幸地域センター
内容：前回委員会要録の確認、委員の交代について、鈴木遺跡の概要と本質的価値、鈴木遺跡の現状と課題
- (3) 第3回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会
日程：令和4（2022）年5月18日（水）
場所：小平市役所 501 会議室
内容：「国史跡鈴木遺跡保存活用計画（案）のあらまし」の検討
- (4) 地域懇談会
日程：令和4（2022）年6月11日（土）
場所：小平市鈴木地域センター 2階集会室
内容：鈴木遺跡と保存活用計画の概要説明、質疑応答、意見交換
- (5) 第4回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会
日程：令和4（2022）年7月20日（水）
場所：小平市御幸地域センター
内容：計画素案検討
- (6) パブリックコメントの実施
実施期間：令和4（2022）年8月26日（金）～9月25日（日）
実施方法：素案を市ホームページ、窓口（文化スポーツ課、市政資料コーナー、東部・西部出張所、鈴木遺跡資料館）で公開
意見用紙をファクシミリ・電子メール・郵送、または窓口に直接提出
意見提出数：40件（7人（地域在住）、1団体（市内で活動する法人または団体））
意見に対する対応：反映済み 3件、参考意見 36件、その他 1件
- (7) 第5回小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会
日程：令和4（2022）年11月16日（水）
場所：小平市御幸地域センター
内容：パブリックコメントの検討
保存活用計画最終案の取りまとめ



地域懇談会の様子

第4節 小平市の他計画との関係

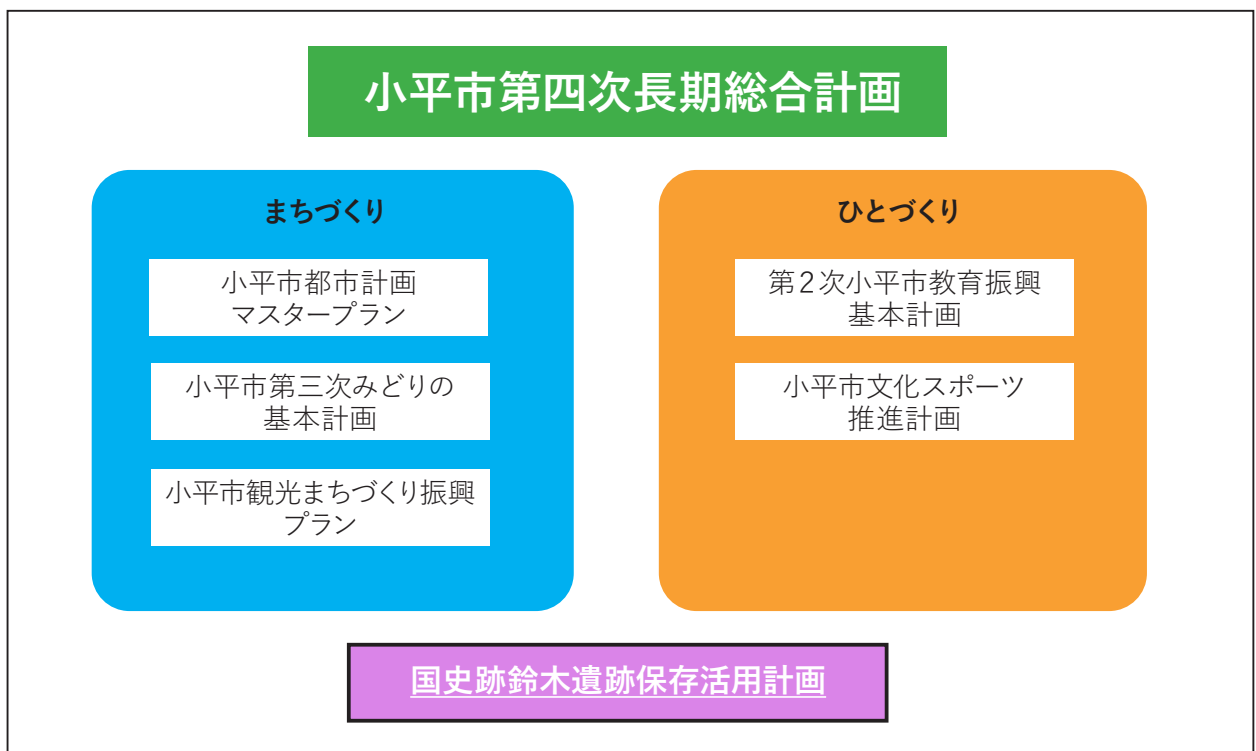
本計画は、小平市に所在する国指定文化財のうち鈴木遺跡を対象として、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた計画であるため、本市の既存の計画との整合性を図って作成します。

本計画と関係する小平市の既存の計画は次の通りです。

計画名	鈴木遺跡との関連事項
小平市第四次長期総合計画 令和3(2021)年度～ 令和14(2032)年度	<p>小平市が策定する計画の最上位に位置するものであり、将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す計画です。</p> <p>第1編 第3章 まちづくりの取組と成果</p> <p>② 第三次長期総合計画のふりかえり</p> <ul style="list-style-type: none"> ■安心・安全で、いきいきとしたまち(地域・安全・生活・文化)実施した主な施策等 ●鈴木遺跡の東京都指定史跡化及び国指定史跡化に向けた取組 <p>第2編 第3章 取組の方向性</p> <p>基本目標Ⅰ ひとづくり 一人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち—令和14(2032)年のありたい姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近なところで郷土の文化芸術に親しむことができ、途切れることなく次世代に継承されるとともに、多様で様々な価値観を持つ人々が集まることで、既存の価値観を変える遊びの精神が融合し、新しい価値が生み出されています。 <p>方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる(歴史、文化芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶子どもから大人まで、地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識を深め、郷土愛を育みます。 ▶文化財の保存と啓発を進め、確実に後世に継承するとともに、地域振興の資源としての活用を図ります。
小平市都市計画マスタープラン 平成29(2017)年度～ 令和8(2026)年度	<p>小平市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の根拠となるものです。</p> <p>第3部 全体構想と実現に向けた取組</p> <p>第2章 まちづくり目標に基づく戦略</p> <p>まちづくりの目標3 にぎわいを育むまちをつくる</p> <p>人のつながりや交流を育む場の整備</p> <p>市民が住んでいるまちに愛着や誇りを持ち、また市外の人が訪れたい気持ちになる魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>具体的には、都県を越えた来訪者の玄関口として期待する新小平駅周辺に農を身近に感じる空間としての小平都市計画公園(3・3・1 鎌倉公園)整備や鈴木遺跡の国指定史跡化に向けた原っぱ状の広場の整備など、くらしに身近な交流の拠点づくりを進めます。</p> <p>第4部 地域別構想</p> <p>第2章 地域ごとのまちづくりの方針</p> <p>3-3 鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針<花小金井駅周辺地区></p> <p>②花小金井駅周辺地区のまちづくりの方針</p> <p>○幹線道路整備や鉄道立体化により、周辺の道路渋滞は緩和され、花小金井駅を中心とした人や車の広域に渡る道路ネットワークの充実・強化が図られるとともに、公共交通ネットワークの充実・強化を図ることで、花小金井駅周辺地区へのアクセス性が向上します。これにより、小平グリーンロードや都立小金井公園、国指定史跡化をめざす鈴木遺跡などを結ぶネットワークを形成し、人の交流が生まれ、市民のまちに対する誇りの醸成と来訪者にとって魅力的なまちの形成が促進され、地域の活性化が期待できます。</p>

<p>小平市第三次みどりの基本計画 令和3(2021)年度～ 令和12(2030)年度</p>	<p>都市緑地法第4条に基づき小平市が定めた計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。</p> <p>第4章 みどりのまちづくりに取り組む</p> <p>1 市民の共有の財産として質の高いみどりを守り育てよう(みどりのまちづくりの基本方針)</p> <p>(2) 公園・緑地・用水路等の整備・維持管理(みどりのまちづくり施策) 旧石器時代の代表的な遺跡として 国史跡に指定されている鈴木遺跡については、鈴木遺跡保存管理等用地を遺跡広場として整備することを検討し、市民に親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p> <p><関連取組></p> <p>○鈴木遺跡の整備促進 鈴木遺跡保存管理等用地の遺跡広場としての整備を検討します。</p> <p>第5章 地域別に取り組む</p> <p>2 地域別のみどりのまちづくりの方針</p> <p>2-3 東地域</p> <p>(1)地域の特性 主なみどりの資源 その他の特徴的なみどり 鈴木遺跡</p> <p>(2)みどりのまちづくりの方針</p> <p>①水と緑のネットワーク形成 ・みどりの骨格である小平グリーンロードとして位置付けられる、狭山・境緑道、玉川上水や鈴木用水沿い等のみどりを保全するとともに、新たなみどりの拠点として、小平都市計画公園(2・2・5 武蔵公園)や鈴木遺跡などとのネットワーク化を図るなど、散策や健康づくりの場等として活用できる快適なみどり空間として利用を促進します。</p> <p>②公園・緑地等の整備と活用 ・旧石器時代の代表的な遺跡として国史跡に指定されている鈴木遺跡については、遺跡包蔵地保存のための鈴木遺跡保存管理等用地を保存区及び遺跡広場として整備することを検討し、市民の誇りとして親しまれる地域の文化・交流拠点の創出を目指します。</p>
<p>改訂版小平市教育振興基本計画 平成30(2018)年度～ 令和4(2022)年度</p> <p>※第2次小平市教育振興基本計画 令和5(2023)年度～ 令和14(2032)年度</p> <p>※策定のための基礎資料とするために令和3年10月に「小平市の教育に関するアンケート調査」を実施しており、調査結果から鈴木遺跡に関する部分を資料編(81ページ)に掲載しています。</p>	<p>教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31(1956)年法律第162号)に基づく「小平市の教育に関する大綱」に位置付けられています。</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>(14) 郷土愛と後継者の育成</p> <p>【施策の方向性】</p> <p>◇地域の伝統・芸術・文化・歴史・自然に対する認識と、これらを貴重な財産として保存し、次世代に引き継ぐ意識を高めることによって、郷土愛を育みます。</p> <p>◇地域の文化・歴史・自然等の財産を引き継ぐために不可欠な後継者を育成します。</p> <p>◇小平市の文化振興の基本方針に基づき、東京2020大会を契機とする文化振興を進めます。</p> <p>【主な施策】</p> <p>◆文化財の保存と啓発の推進 市内に残る鈴木遺跡や玉川上水などの保存を図るとともに、広く内外に紹介し、市民の郷土に対する認識を高めます。鈴木遺跡については、引き続き資料館の適切な管理・運営と、景観を含めた保存・活用や、市ホームページなどによる情報発信を積極的に行います。</p> <p>◆鈴木遺跡の国指定史跡化 重点プロジェクト わが国の後期旧石器時代の遺跡として広く知られる鈴木遺跡を国指定史跡とする事業を推進します。また、次の世代に引き継いでいくためのより効果的な保存、活用を図るとともに、市民をはじめ国内外の多くの方々へ遺跡の意味や価値を正しく理解し、関心をもっていただけるよう、情報発信を行います。</p>

<p>小平市の文化振興の基本方針 平成 28 (2016) 年度～ 令和 4 (2022) 年度</p> <p>※小平市文化スポーツ推進計画 令和 5 (2023) 年度～ 令和 14 (2032) 年度</p>	<p>小平市の文化振興の総合的な推進を図るために策定された基本方針です。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の、文化やスポーツを取り巻く環境と、市民の意識を捉えたうえで、基本方針に掲げている事業の取組の効果を検証し、今後の施策に反映するため、対象期間を令和 4 年度まで2年間延ばしました。</p> <p>第2章 小平市の文化の現状 3 小平市の文化資源 【文化財】 鈴木遺跡（都指定史跡） 【公共施設】 鈴木遺跡資料館</p> <p>第4章 文化振興施策の視点と取組 2 地域の歴史・伝承の継承、さまざまな文化資源の活用 (1) 歴史的な文化資源の継承と魅力 貴重な歴史的な文化資源を後世に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちにとって重要な役割です。 日本における旧石器時代の代表的な遺跡として、東京都指定史跡となっている鈴木遺跡については、より効果的な保護と周知活用を図るため、文化庁や東京都教育委員会等と協議・調整を図り、国指定史跡化の取組を推進していきます。</p>
<p>小平市観光まちづくり振興プラン 平成 26 (2014) 年度～ 令和 5 (2023) 年度</p>	<p>小平市の地域活性化のために、これまでの実績をふまえて、目指すべき観光のまちのイメージを明確にし、その実現に向けた方策を示すものです。</p> <p>第3章 小平市の観光アクションプラン 50 2. アクションプラン 50 と重点施策 目標 5：文化・交流につながる地域資源を活用する プラン 36 各施設の包括的な広報 小平ふるさと村、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館、ふれあい下水道館の特徴を際立たせた広報をし、さらに各施設を包括的に広報することで、魅力アップにつなげます。</p>



【図1】 小平市における計画の位置づけ

第5節 計画の対象範囲・期間

1 計画の対象範囲 (P.59 図 25 参照)

国史跡鈴木遺跡保存活用計画の対象範囲は、原則として史跡指定地内としますが、指定地外において遺構の保護を検討する必要がある場所や、地形の観察など鈴木遺跡の保存・活用にあたり必要な場所があることを踏まえて、「①史跡指定範囲 (A-1 区、A-2 区)」、「②今後保護を目指す範囲 (B 区)」、「①②以外の遺跡範囲 (C 区)」、及びこれに隣接する地域についても、対象範囲として検討を行います。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年4月から、10年間(令和15年3月まで)をめぐり、必要に応じて次期計画の策定を検討します。

第2章 鈴木遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

鈴木遺跡は、市内の鈴木町一丁目、回田町、御幸町にまたがって分布する東京都内最大級の旧石器時代遺跡で、昭和49年の鈴木小学校の校舎建築・建設工事の際に、その存在が確認されました。その後の発掘調査で、合計約12万点もの旧石器が出土し、平成24年度には、その範囲の一部が東京都史跡に指定されました。平成25年度から国史跡指定化を目指す事業に着手し、指定を受けるために必要とする鈴木遺跡が国史跡に値する学術的価値を有していることを示す説明資料の作成と史跡指定できる土地の確保に取り組みました。

また、これまで鈴木遺跡で行われてきた発掘調査報告を7年かけて再整理し、新たな知見も加えてまとめ、令和2年3月に鈴木遺跡発掘調査総括報告書を刊行しました。この報告書の刊行後は、令和2年4月から6月にかけて史跡指定を目指す範囲内の土地所有者に対し、史跡指定への同意の取付けを行い、同意が得られた土地と市保有地の該当範囲のリスト化を行いました。そして、令和2年7月には、先に刊行した総括報告書と史跡指定への土地所有者同意書などを添付し、文化庁に鈴木遺跡国史跡指定のための意見具申書を提出しました。

具申を受けた文化庁は、令和2年10月の文化審議会へ国史跡指定に関する諮問を行い、審議の結果、翌11月20日には文化審議会から、鈴木遺跡を新たに国史跡に指定するのが妥当との答申が出されました。この答申を受けた文化庁は、令和3年3月26日付官報で、鈴木遺跡の国史跡指定について正式に告示しました。

【表2】 史跡指定までの経過

年	月日	事項
昭和42(1967)年	8月	「回田遺跡」が発見される。
昭和49(1974)年	7月	鈴木小学校建設に伴う調査で、旧石器時代遺跡として存在が確認される。以後、開発に伴う発掘調査が続く。
昭和58(1983)年	3月31日	小平市史跡第2号に指定
平成24(2012)年	3月21日	鈴木小学校隣接保存区と資料館敷地が都指定史跡に指定
平成25(2013)年	4月	鈴木遺跡を国指定史跡化事業に着手 「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」の編纂に着手
平成29(2017)年	3月9日	保存管理等用地と鈴木町1丁目390番地保存区が都指定史跡に追加指定
令和2(2020)年	3月31日	「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」を刊行
	4月～6月	史跡指定を目指す範囲の土地所有者に対し、国史跡指定への同意取付けを行う。
	7月	鈴木遺跡の国史跡指定に係る意見具申書を提出
	11月20日	文化審議会の答申
令和3(2021)年	3月26日	鈴木遺跡が国史跡に指定される。
	6月21日	国史跡鈴木遺跡の管理団体に小平市が指定される。

第2節 指定の状況

1 指定告示

鈴木遺跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年を括弧内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

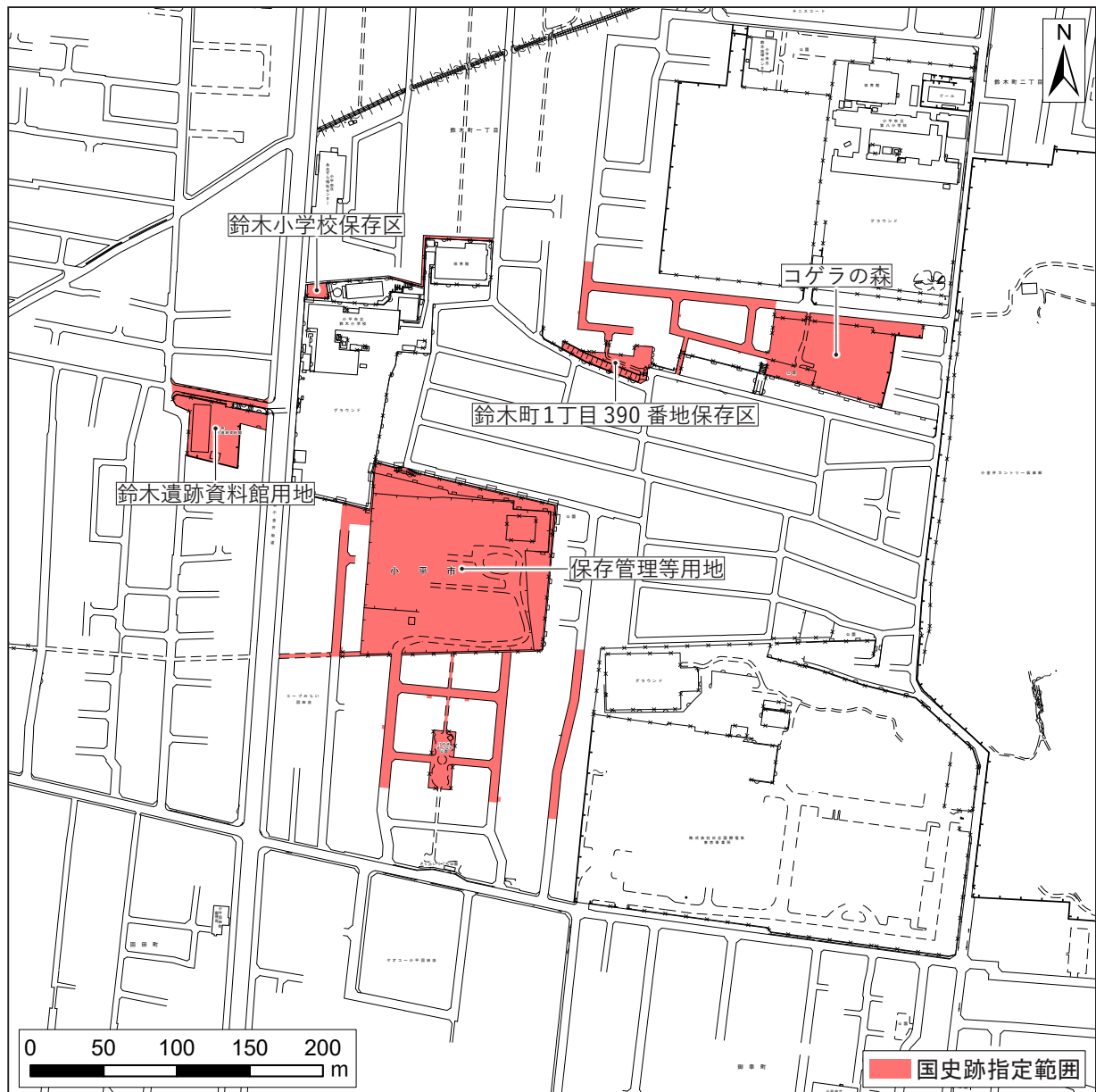
○文部科学省告示第44号

文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3（2021）年3月26日

文部科学大臣 萩生田 光一

名称	所在地	地域
鈴木遺跡	東京都小平市鈴木町1丁目	359番1、359番20、359番44、359番45、359番47、359番49、383番10、384番1、384番6、384番11、385番1、385番2、385番5、385番32、390番6のうち実測394.16平方メートル、390番12、390番13、390番23、450番3、450番8、450番9、486番6、486番8、487番1、487番2、487番3、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番14
	同 回田町	269番3、305番9、305番11、326番118のうち実測633.95平方メートル、326番119のうち実測608.12平方メートル、326番120、326番121、326番122、326番127、326番130、326番131、326番141、326番142、331番3、331番4、331番5、331番9、331番15、331番19、333番2、334番2、363番3、368番10、369番3、396番4、396番5、396番6、397番5、397番7、397番8、397番10、398番2、399番5
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都文化財担当部局及び小平市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。



【図2】鈴木遺跡国史跡指定範囲図

2 指定説明(『月刊文化財』689号 令和3年(2021)2月より引用)

鈴木遺跡は、武蔵野台地のほぼ中央を東西に流れる石神井川の最上流部に位置する後期旧石器時代遺跡(約38,000年前～16,000年前)である。遺跡は石神井川のかつての谷頭部、標高約75メートルに立地する。

本遺跡は、昭和49年に小学校建設に伴う発掘調査によって確認されて以降、現在まで83次に及ぶ発掘調査が小平市教育委員会等によって行われている。その結果、遺跡は旧石神井川の水源とその支流を取り巻くように馬蹄形に展開しており、谷奥部を中心に多数の石器集中部が存在することが明らかになった。また、遺跡の範囲は東西約580メートル、南北約620メートルに及び、関東最大級の後期旧石器時代の集落遺跡であることが判明した。こうした本遺跡の性格は、水源に乏しい武蔵野台地中央部において、石神井川源流部という安定して水を確保できる場所に立地することと関わりがあると考えられ、旧石器時代の集落の成立や立地、機能を考える上でも重要である。現在、石神井川の源流そのものは失われているものの、こうした地形が現在でも明瞭に観察できる。これは、厚い表土層を含む土壌堆積が残ることと地形改変を伴う大規模開発を免れてきたことによる。

これまでの発掘調査において、旧石器時代の石器製作跡と考えられる石器集中部が188か所、調理場跡と考えられる礫群が264か所確認されている。また、ナイフ形石器や角錐状石器、槍先形尖頭器等40,000点を超える石器と70,000点を超える礫が出土している。これらは現在までに180か所以上確認されている武蔵野台地の後期旧石器時代遺跡の中でも突出している。また、これらの遺構や遺物は立川ローム層中に連綿と累重する12枚の文化層で確認されたが、これは後期旧石器時代にこの遺跡が繰り返し利用され続けたことを示している。

最下層(立川ローム層X層下部)の第12、11文化層は、日本列島における後期旧石器時代最古段階に位置づけられる。石器群は台形様石器、スクレイパー、彫器、刃部磨製石斧等で構成されるが、中でも刃部磨製石斧は、日本列島の後期旧石器時代前半期を特徴づける石器である。本遺跡からこれが22点出土しており、列島全体で1,000点に満たない現状にあって、突出した出土数である。

後期旧石器時代後半期の第1～8文化層では、石器の石材として黒曜石の保有比率が際立って高いことも特徴的で、例えば第8文化層では石器全体の約97%を占める。蛍光X線分析から長野県小深沢、男女倉、星ヶ塔、麦草峠、静岡県柏峠、神奈川県畑宿、東京都神津島、栃木県高原山など関東地方及びその周辺の産地からもたらされていたことが明らかとなっている。こうした遠隔地を含む関東地方内外の石材を用いた石器が多量に出土していることは、本遺跡が石神井川の源流部にある立地と関係していると考えられ、当時の集団の移動や居住のあり方を考える上で非常に重要である。

このように鈴木遺跡は、関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡であり、日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能したことが明らかになった希有な遺跡である。また、後期旧石器時代後半期には遠隔地石材等を用いた石器が多量に出土することから、当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定することもでき、加えて、現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めるなど、後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上でも重要な遺跡である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

3 管理団体

国指定史跡鈴木遺跡を管理すべき地方公共団体として、令和3（2021）年6月21日付で、小平市（東京都小平市小川町二丁目1333番地）が指定されました。

なお、告示原文の漢数字は、算用数字にして表記しました。

○文化庁告示第50号

文化財保護法（昭和25（1950）年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3（2021）年6月21日

文化庁長官 都倉 俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鈴木遺跡	令和3年文部科学省告示第44号	小平市（東京都）

4 土地所有・利用状況（P.11 図2 参照）

鈴木遺跡国史跡指定地の面積は27,582.32㎡で、コゲラの森の大半その他の2,808.00㎡が民有地であるほかは、すべて公有地となっています。

国史跡指定範囲は、鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町1丁目390番地保存区、保存管理等用地が設けられています。これらは現在、鈴木遺跡資料館用地を除くと、掘削等の改変から保護するために設置された保存区としてフェンス等で立ち入りを規制し、遺跡の保存、保護を図っています。

その他は一部の民有地を除くと道路、公園・緑地等の公共の場となっています。

所有区分	小平市（公有地）	民有地	計
鈴木小学校保存区	164.68㎡	—	164.68㎡
鈴木遺跡資料館用地	1,694.26㎡	—	1,694.26㎡
鈴木町1丁目390番地保存区	786.00㎡	—	786.00㎡
保存管理等用地	13,810.85㎡	—	13,810.85㎡
コゲラの森	661.00㎡	2,362.00㎡	3,023.00㎡
その他	7,657.53㎡	446.00㎡	8,103.53㎡
計	24,782.32㎡	2,808.00㎡	27,582.32㎡

5 指定範囲における法令の規制等

(1) 文化財保護法

鈴木遺跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、埋蔵文化財包蔵地となっています。

(2) 都市計画法

鈴木遺跡の指定範囲は、都市計画法により、住居の環境保護を定めた第一種低層住居専用地域が大部分を占め、鈴木小学校保存区が第一種中高層住居専用地域、鈴木遺跡資料館用地の一部が第二種中高層住居専用地域になっています。このほかに、コゲラの森が都市緑地法上の特別緑地保全地区になっています。これらの地域には下記の制限があります。

ア 第一種低層住居地域

住居、店舗兼住宅、一部の公共施設のみが建てられる地域で、用途地域では最も厳しい規制がかけられています。絶対高さは10mまでとなっています。

イ 第一種中高層住居専用地域

住居、限られた業務店舗、自動車教習所を除く公共施設を建てられる地域で、絶対高さは25mまでとなっています。

ウ 第二種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域よりも、規制が緩和されていますが、絶対高さは25mまでとなっています。

エ 特別緑地保全地区

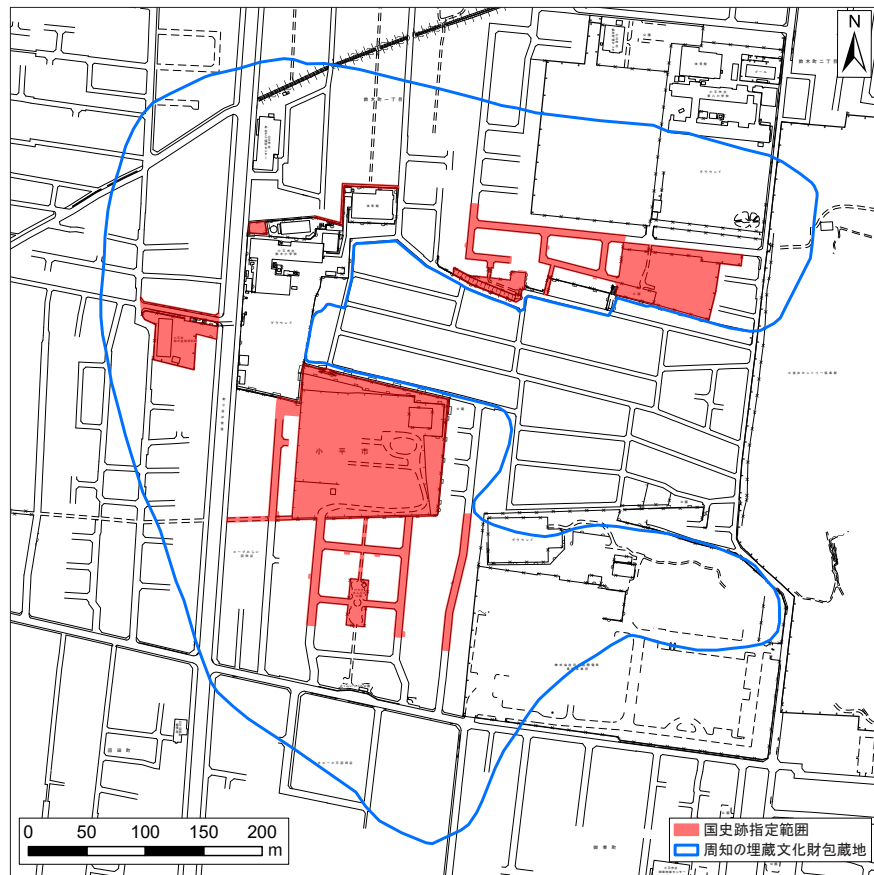
緑地の保全に影響を及ぼす行為について、行為制限があります。

オ 都市計画 地区計画（鈴木町一丁目地区）

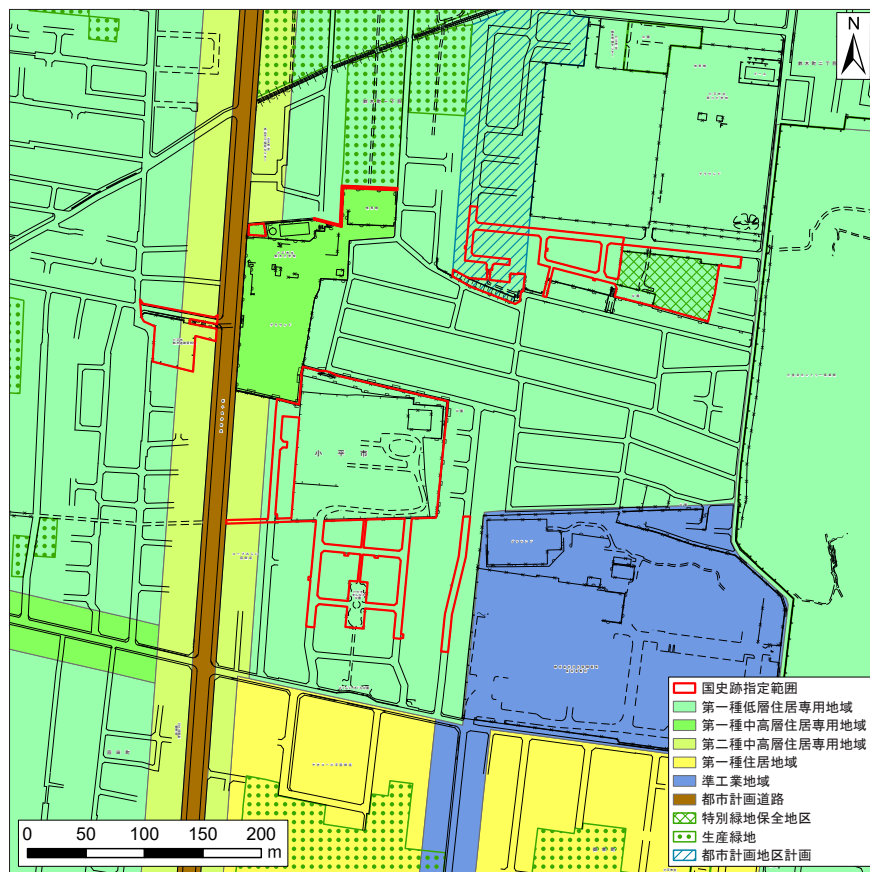
現状の住宅景観を維持する等の建築制限があります。

(3) 土砂災害防止法

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行うもので、鈴木遺跡指定地周辺では、鈴木小南公園の一部が土砂災害警戒区域に接しています。



【図3】鈴木遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地



【図4】鈴木遺跡周辺の用途地域

第3節 自然的環境

1 位置

本市は、東京都域の広がりの中でほぼ中央部に位置し、東西9.3 km、南北3.8 km、面積20.51 km²を有し、東は西東京市、西は東大和市・立川市、南は小金井市・国分寺市、北は東久留米市・東村山市の7市に接しています。

鈴木遺跡は小平市域の鈴木町・回田町・御幸町にまたがって所在し、遺跡の規模は都内最大です。



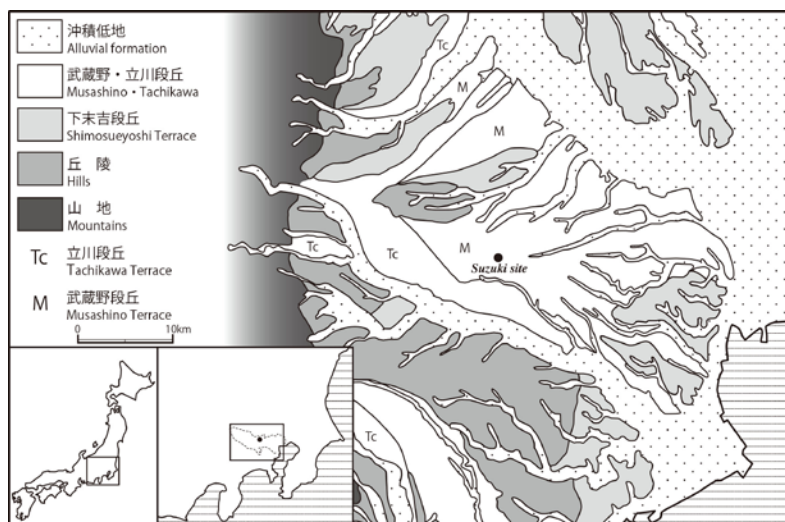
【図5】本市の位置

2 地形・地質

本市は武蔵野台地のほぼ中央、武蔵野段丘面に位置します。武蔵野台地は、関東平野南部に広がる北西を入間川、北東を荒川、南を多摩川に画される長軸約50kmに及ぶ扇状の洪積台地であり、その規模は日本最大です。台地は、そのほとんどが古多摩川の侵食作用により関東山地から運搬されてきた砂礫が堆積して形成されたと考えられています。

台地西部は平坦な台状地が広く連なっていますが、台地東部は台地内に谷頭をもつ樹枝状の開析谷がみられ、開析谷の途中にはときおり湧水が見られます。これらの谷は、古多摩川の流路跡である名残川と考えられています。台地は数段の河岸段丘の集合体で、年代の古い方から大きく下末吉段丘面(13～14万年前)・武蔵段丘面(6～8万年前)・立川段丘面(2～3万年前)の3つに分けられ、各段丘面上には関東ローム層と呼ばれる明褐色から暗褐色の火山灰土が堆積しています。

鈴木遺跡は武蔵野段丘上、荒川水系の源流谷頭に位置し、かつての湧水点を取り囲むように、東側に開口する馬蹄形状に形成されています。この湧水点は現在、本遺跡から1kmにある小金井カントリークラブ内にあると考えられています。

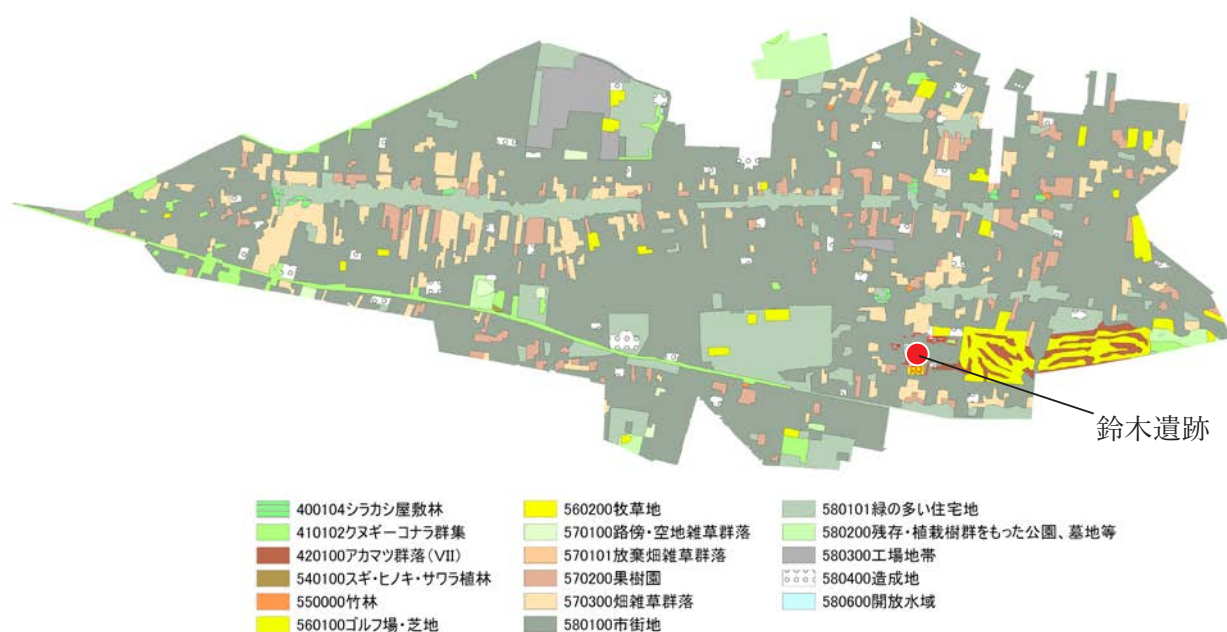


【図6】武蔵野台地の地形区分

3 植生

小平市は市街地を中心に形成されていますが、雑木林や屋敷林、農地、用水路などに豊かな植生がみられます。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊形の農地、雑木林が展開する土地利用形態は小平市の緑地空間を構成する大切な要素であり、自然環境の保全のため保護が行われています。

鈴木遺跡指定地内にも、コゲラの森と呼ばれるクヌギを中心とした雑木林があり、特別緑地保全地区として保護されています。また、鈴木遺跡からやや離れていますが、南側を通る玉川上水沿いは、東京都景観条例により玉川上水景観基本軸として保護されるとともに水と緑の散歩道として活用が図られています。



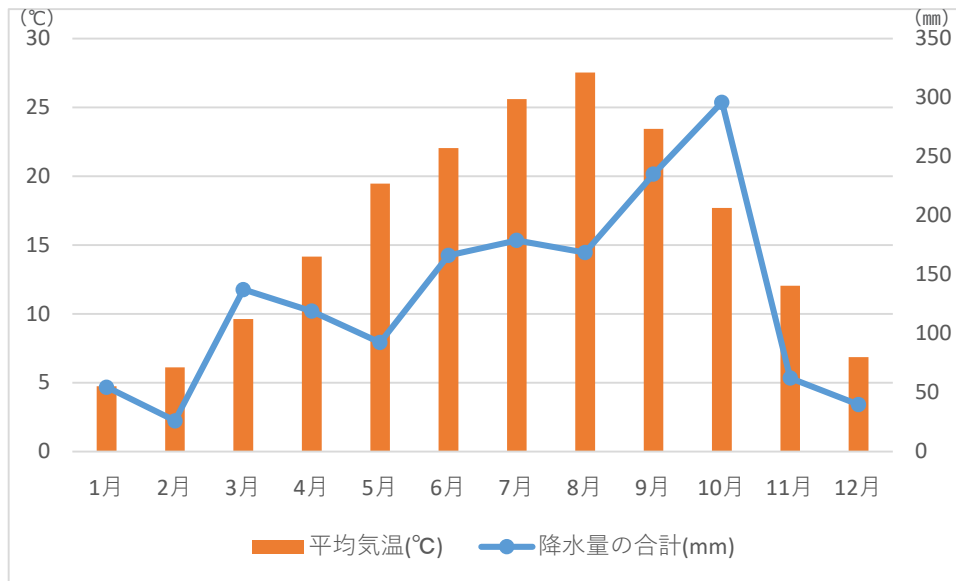
【図7】小平市の植生（自然環境調査 WEB-GIS (1/25000、2009 年) を利用)

4 気候

小平市内では長期にわたる気象観測は行われていないため、鈴木遺跡から南南西に直線距離で、約4 kmに所在する府中観測所（府中市幸町）の観測データを利用しました。観測データは、2015年1月～2020年12月までの期間を用い、月ごとの平均で表記しました。

年平均気温は15.8℃で、月平均最高気温は8月の27.5℃、月平均最低気温は1月の4.7℃です。年間の降水量は1576.9 mmで、最大降水量は10月の296.1 mm、最小降水量は2月の26.1 mmです。

【グラフ1】年間気温と降水量（令和2（2020）年度までの過去5年間の平均）

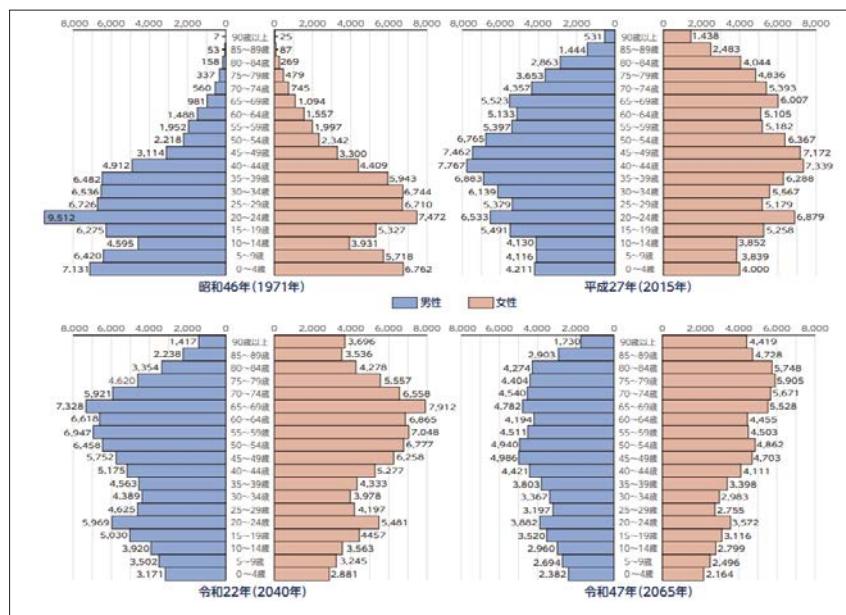


第4節 社会的環境

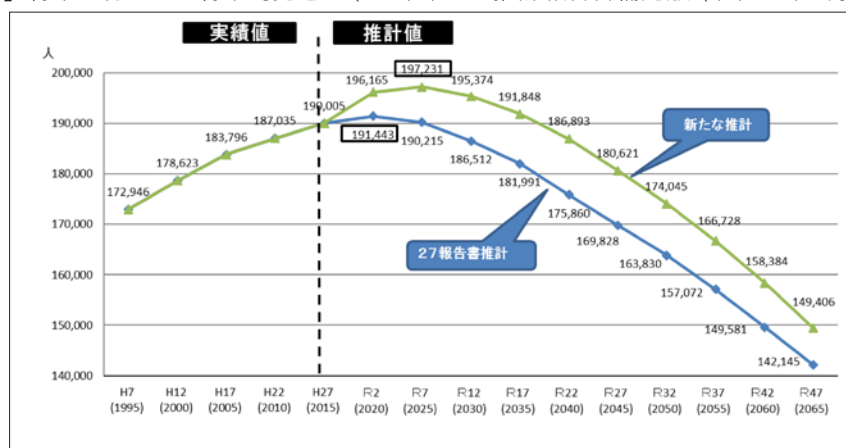
1 人口

本市の人口は、令和4（2022）年時点で人口195,760人、世帯数95,032世帯となっています。総人口は、現在まで緩やかに増加していますが、生産年齢人口は平成7（1995）年をピークに減少に転じています。また、年少人口に大きな変化はなく一定の人口を維持していますが、老年人口は増加を続けており、生産年齢人口の減少と併せて、高齢化率が上昇しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後もこの傾向が続くと予測しています。

【グラフ2】小平市の人口構成の変化（小平市ホームページより）



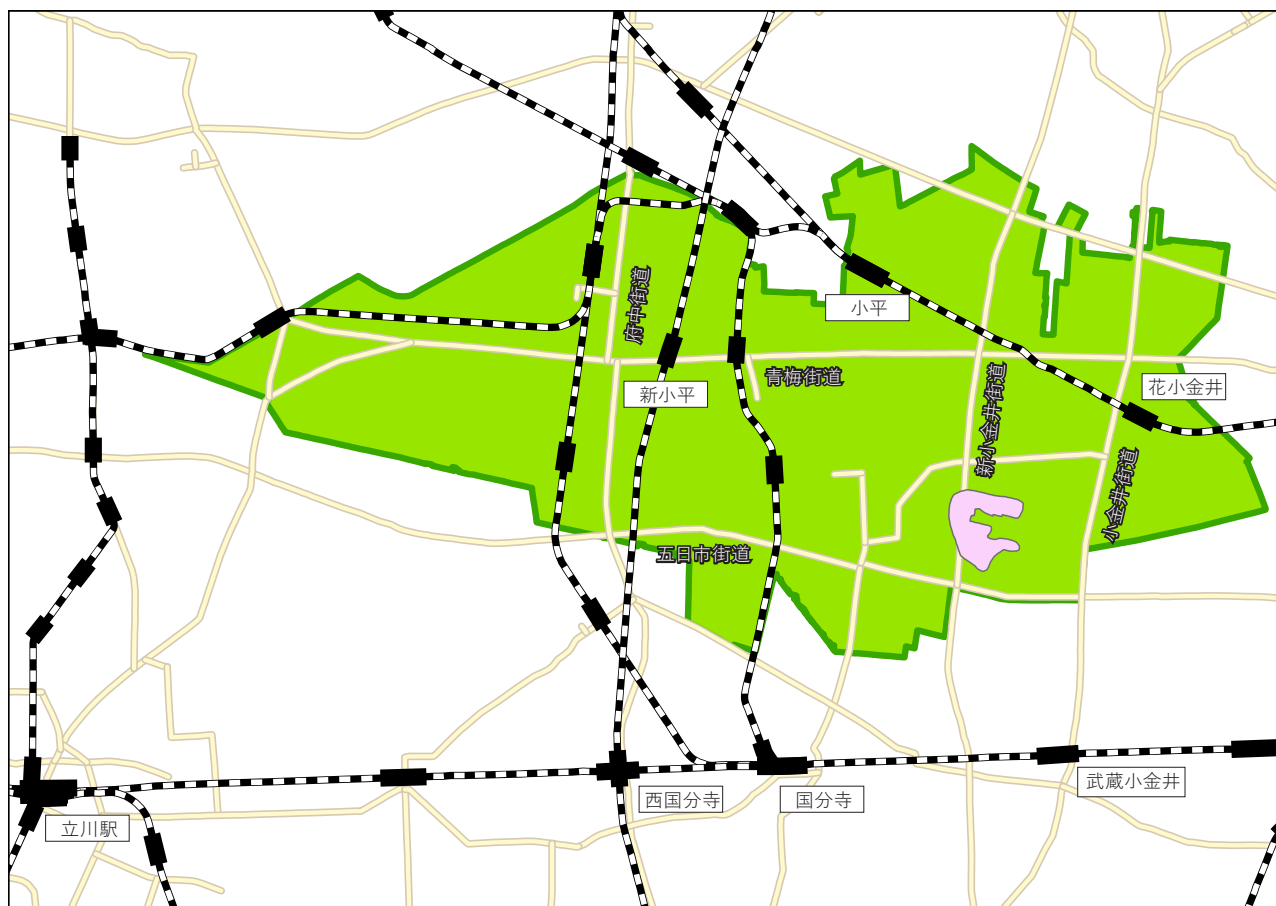
【グラフ3】将来の総人口の将来的見通し（『小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）』より）



2 交通

本市の主要道路網は青梅街道が市の中央部を東西に貫き、これに平行して南に五日市街道、北に東京街道、新青梅街道が通り、さらに南北方向には小金井街道、新小金井街道、府中街道の3路線が通っています。

鈴木遺跡指定地内にある鈴木遺跡資料館には駐車場が備えられてはいるものの、公共交通機関としての最寄り駅の西武新宿線花小金井駅、西武多摩湖線一橋学園駅からは、徒歩で30分以上を要します。徒歩数分圏内にバス停留所が3か所ありますが、東を通る新小金井街道にある至近の停留所は朝晩のみのバス停で、来館には利用できません。コミュニティバスの停留所からもやや離れています。



【図8】小平市周辺の交通図

第5節 歴史的環境

1 はじめに

小平市域内の遺跡は、鈴木遺跡のほかに八小遺跡、花小金井南遺跡、小川町一丁目遺跡の計3か所がありますが、合計しても4遺跡で、これは周辺市町村と比較するときわめてわずかで、小平市域において遺跡は例外的な存在といえます。その理由として、市域内に自然河川が無い点があげられます。市域は扇状地形により形成された台地上であり、上流からの水流が地下の礫層中を流れることから表面は水に乏しく、人間の生活に適さなかったのです。

小平市域で本格的な人間の定着が始まったのは、江戸時代前期の17世紀半ばに徳川幕府により武蔵野台地上を貫くように玉川上水が開削され、台地上の小平市域にも水が流れてくるようになってからになります。記録を見る限り、それまで小平市域には集落は存在しなかったのです。

しかし、そうした市域の状況において、市内遺跡のうち鈴木遺跡は旧石神井川源流域の谷頭部に、八小遺跡・花小金井南遺跡はそのすぐ下流の旧石神井川北岸部に立地しているように、大半の遺跡は旧石神井川流域に存在しています。このことから、基本的に市内の遺跡はかつて存在した石神井川の水資源が成立させたものであるといえます。

2 後期旧石器時代

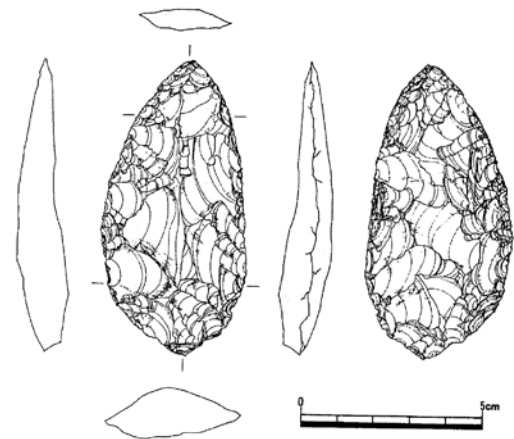
小平市域の後期旧石器時代遺跡は、本計画の対象とする鈴木遺跡のほかに小川町一丁目遺跡と花小金井南遺跡があります。

小川町一丁目（旧称 小川三番）遺跡は市域の西側、小川町1丁目昭和30年代後半に市内で最も早く偶然発見された1点の木葉形の尖頭器によって、昭和49年度版東京都遺跡地図に登載された地点遺跡（大場ほか1966）ですが、その後この周辺でその他の遺構、遺物等の出土は報告されていません。

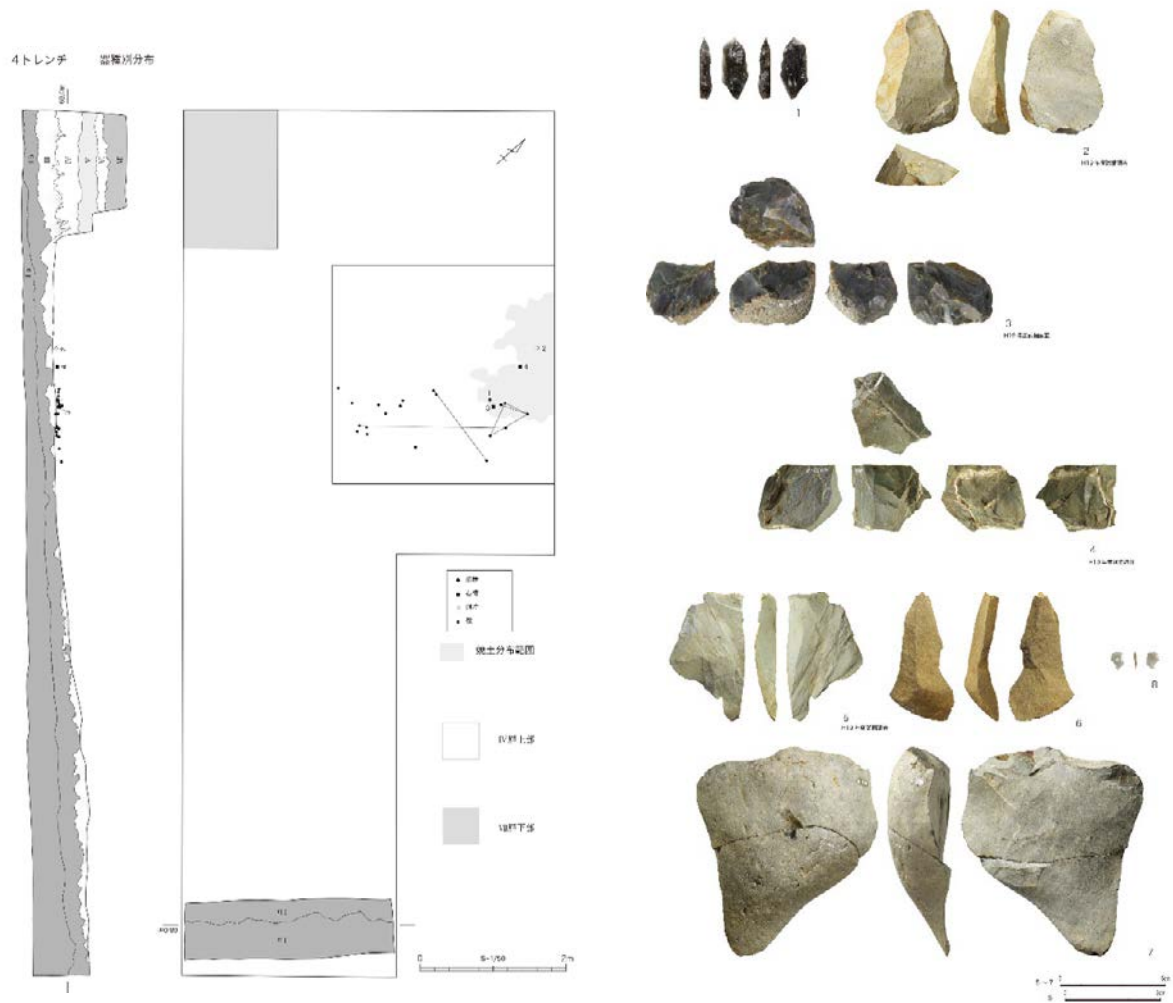
花小金井南遺跡は、鈴木遺跡がその源流部に立地する石神井川の下流左岸、石神井川に向かう傾斜の変換点付近に所在します。平成19年、集合住宅の建設に先立つ試掘調査によって発見され、東京都遺跡地図に登載されて周知されましたが、平成27年にその全域を対象とした本調査によって滅失してしまいました。

出土石器は全部で8点発見され、その内訳は1点の黒曜石製ナイフ形石器、1点の頁岩製搔器、1点の珪岩製石核、1点の頁岩製石核、4点の剥片（黒曜石、凝灰岩、安山岩、頁岩各1点）であり、いずれもIV層上部より出土しています。礫は29点出土し、内20点が礫群を構成しています。

8点の石器はいずれも礫群の周辺からまとまって出土し、極めて短期間営まれた小規模な遺跡であったことがうかがわれます。



【図9】小川町一丁目遺跡の出土石器



【図10】花小金井南遺跡の調査トレンチと出土石器

3 縄文時代

縄文時代の所産と考えられる石器は、石鏃をはじめとして小平市域の各地で採集されていますが、これを除くと縄文土器片等の採集の記録はなく、縄文時代の遺物や遺構の大部分は鈴木遺跡の範囲内での発掘調査に伴って発見されたものです。

後期旧石器時代末期になると、それまでこの周辺での人間活動を支えてきた石神井川の水源が、流路短縮により東方の下流方向に遷移したと見られるため、縄文時代草創期以降は住居址が確認されず、集落が形成されることはありませんでした。

しかし、数多くの陥穴が鈴木小学校地点(表5集 No.8)の各地点で発見されたことを皮切りに、住宅・都市整備公団地点(表5集 No.10)で遺跡の北限付近でも発見されるなど、石神井川谷頭部北西側の緩やかな斜面を中心に陥穴が確認されており、その数は40基以上に及びます。その多くは、覆土の特徴や類例から縄文時代の草創期～早期に属すると考えられる、断面形態がV字状の、いわゆるTピットと呼ばれるタイプのものでした。また、一基ずつ点在するものと、長軸を揃えて数基直線上に連続して配置されるものがありますが、少なくとも後者は間に柵等を設け



鈴木小学校陥穴出土状況

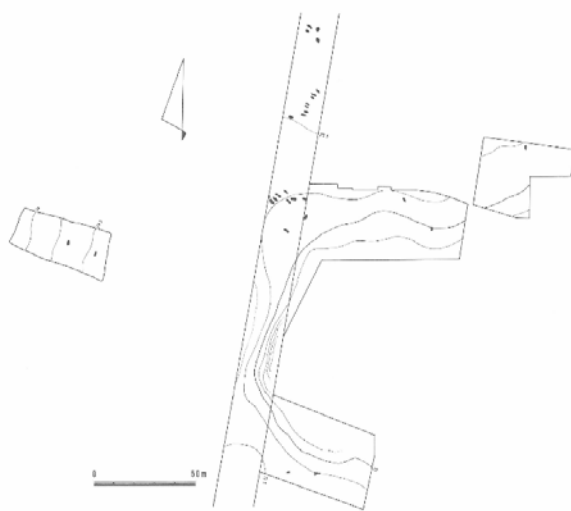
て、一方から獲物を追い込む猟法に用いられたものと考えられます。

これら狩猟用の施設である陥穴の存在は、生活の場から一定以上離れていることを示唆するものであり、遺跡周辺が狩猟の場として利用されていたと考えられます。

さらに1例ではありますが、小炉穴が小平第八小学校西の旧三共グラウンド南側擁壁地点(表5集 No.38)の斜面で発見されています。付近から土器等の遺物は見つかりませんが、類例から早期の資料と推定されます。本来住居を近くに伴うとされますが、付近に同時期と考えられる陥穴が設けられていることから、狩猟に伴う何らかの一時的な火熱の利用を物語るものとも考えられ、当時の生活の一端を伝える資料として注目されます。

縄文時代の所産としての土器は、鈴木遺跡の発掘調査の初期段階で、鈴木小学校校庭から残存率の高い、小形の中期加曽利E式土器が一点発見されています。底部下半が失われていますが、出土状況から見て、意識的に打ち欠かれたものと思われ(表5集 No.8)。

石神井川谷頭部の南東に位置する安田電研地点では、単節縄文ないし無文の土器片110点、石斧、石鏃、スタンプ形石器各1点と、おそらくは早期の所産と考えられる遺物が比較的豊富に見つかり(小川 2013)。同じく谷頭部の南東、安田電研地点の北東に位置する御幸第I地点(表5集 No.11)でも、前期諸磯B式を中心に、後期堀之内式や中期の土器片が352点と多量に見つかり(表5集 No.11)。これら以外では回田町325番地地点(表5集 No.31)で、ソフトローム上面付近で13点の土器片とともに東北地方の草創期の遺跡に類例のある形態をもつ頁岩製の石鏃1点が出土しています。また、回田82番地地点(表5集 No.24)で比較的残存率の高い中期曾利系土器が、鈴木小学校北側地点(表5集 No.40)では前期諸磯C式土器の口縁部片が出土しているなど、極めて限定的な出土に留まっています。



陥穴の分布(谷奥部)



【図11】鈴木遺跡の陥穴



草創期の石鏃



早期の土器片



中期の深鉢型土器出土状況



中期の土器片

【図12】鈴木遺跡の縄文時代の遺物

3 古代・中世

旧石器時代末期から縄文時代初め、石神井川の水源がより下流に移ると、この地で集落が営まれることはなくなりましたが、引き続き狩猟・採取の場として用いられていました。しかし、弥生時代となり、農業が行われるようになったのちは、自然の水に乏しいこの地域は、ほとんど利用されなくなりました。現在の小平市域に相当する場所で、人のくらしや活動の痕跡が再びみられるようになるのは、7～8世紀頃になります。

日本列島に成立した古代国家は、中国大陸の唐に倣い、「律令」という法典を導入し、中央集権的な国家体制をつくりあげました。その下で、地方支配の単位となったのが「国」であり、各地で国が形成された時期は七世紀後半とみられ、現在の小平市域が含まれる武蔵国もこの頃に成立したと考えられます。それに伴い武蔵国の政治の中心となる国府が、現在の府中市に置かれたほか、聖武天皇の命により、国分寺が現在の国分寺市に創建されています。

また、これらの重要施設を結ぶ幹線道路として東山道が敷設され、その支線路の一つ、「東山道武蔵路」は小平市域を通っており、上水本町・小川町二丁目（JR 武蔵野線新小平駅西側の原島農園）・小川東町二丁目（小川団地内）の三地点で、当時の道路遺構が確認されています。

なお、小平市域では、鈴木遺跡の範囲内にある八小遺跡から、奈良時代末～平安時代（八世紀末）頃と考えられる一軒の竪穴住居の跡が見つかっています。詳細は不明ですが、この

遺跡からは布目瓦が出土しており、国分寺と何らかの関係があった可能性があります。

鎌倉時代に入ってから、東国・関東の政治的中心地となった鎌倉と各地を結ぶ道が発達し、幹線道路として栄えたのが、武蔵国を通過する上道・中道・下道の道路です。これらは近世に入ってから鎌倉街道と呼ばれ、鎌倉幕府に何か危急の事態が起こったときに、東国の御家人らが鎌倉に馳せ参じるために整備された街道でした。このうちの上道が現在の小平市域、とくに株式会社ブリヂストン技術センター／東京 AC タイヤ製造所の中から津田塾大学の東側にかけて通っていたとされます。

鎌倉街道は、鎌倉幕府の滅亡後も幹線道路として、引き続き重要な意味を持っていましたが、現在の小平市域が含まれる武蔵国南部や相模国を領国とした扇谷上杉氏が、長禄元(1457)年に河越城(現埼玉県川越市)・江戸城(現千代田区)を築城し、重視するようになると、江戸と領国内の各所に設けられた政治的・軍事的な拠点を結ぶ幹線道路が整備され、江戸を起点とした交通体系の成立にともない、現在の小平市域の辺りを南北に通る鎌倉街道上道の重要性は減退していきました。

4 江戸時代

江戸時代に入ると江戸普請のために、石灰輸送を目的として江戸と青梅を結ぶ青梅街道と、薪炭輸送を目的として江戸と五日市を結ぶ五日市街道が整備されました。このことにより、多摩地域と江戸が強く結び付けられるようになりました。

道の整備とともに、武蔵野に重大な影響を及ぼしたのが、生活に不可欠な水を確保するための上水道の整備でした。江戸では、神田上水が用いられていましたが、神田上水の給水域外に城下が拡張していった結果、新たな上水が必要となり、開削されたのが玉川上水です。

玉川上水は、多摩川の水を羽村(現羽村市)で取水し、武蔵野台地を通して、その東端にある江戸に飲料水を運んだ上水道です。承応2(1653)年4月から同年11月までという短期間に、羽村から四谷大木戸(現新宿区)までの約43キロメートルにわたる用水路が開削されました。これにより、武蔵野台地での飲料水の確保が可能になり、この地に人が住める条件が整えられて、より広い範囲の武蔵野開発が可能になりました。

玉川上水が完成した2年後の明暦2(1656)年、小川九郎兵衛が玉川上水と野火止用水に挟まれた青梅街道沿いを新田開発し、小川村ができました。享保7(1722)年に八代将軍徳川吉宗が新田開発を奨励すると、それ以降、小平市域では小川新田、大沼田新田、野中新田与右衛門組、野中新田善左衛門組、鈴木新田、廻り田新田が一斉に開拓されました。

平成27(2015)年1月の鈴木遺跡発掘調査では、廻り田新田の水路跡と水田跡が検出されています。水路跡と鈴木新田にあった「鈴木田んぼ」を含めた水田跡は小支谷に沿う形となっており、かつての石神井川によって開析された地形を利用しています。

また、鈴木小学校建設時に発見された水車遺構は、「定右衛門水車」とよばれたもので、成立は不明ですが、安政2(1855)年に幕府の命で、火薬製造所に取り立てられたことがわかっています。この水車は、玉川上水からの分水に架けられ、旧石神井川流路跡を排水路(悪水堀)として利用しており、これもまた、旧態がよく保存された地形を活用したものです。後述するように、この定右衛門水車の存在が、鈴木遺跡の本格的な発掘調査のきっかけとなったことは偶然ですが、鈴木遺跡を成り立たせた、かつての石神井川によって形作られた地形が、火薬

作りに必要な高出力の水車を架設する条件を満たしたため、選ばれたともいえます。

5 近現代

明治22(1889)年4月1日に市制・町村制の施行により、江戸時代に開かれた7つの村が合併され「小平村」となりました。村名は、小川が最初の開拓村落であることと、地形が平らであることからつけられたといわれています。

明治27(1894)年には、川越鉄道(現・西武国分寺線)が開通し、小平に初めて小川駅ができました。さらに昭和2(1927)年に西武鉄道(現・西武新宿線)が、昭和3(1928)年には多摩湖鉄道(現・西武多摩湖線)が開通し、人の往来が容易となりました。

大正末期から学園都市を造る計画が進められ、女子英学塾(現・津田塾大学)や東京商科大学予科(現・一橋大学小平国際キャンパス)が移転してくるとともに、軍や国の施設も開設され、しだいに人口も増加していきました。

昭和19(1944)年2月11日には町制が施行され、小平町が誕生しました。当時の人口は15,595人(昭和18(1944)年12月24日時点)でした。翌年の終戦以降、静かな農村だった小平も、都市化に向けて動き出しました。住宅難の東京都心部に近かったため都営住宅が多く建てられ、大工場の誘致も進み、昭和35(1960)年に行われた国勢調査で小平町の人口は52,923人となりました。昭和37(1962)年10月1日、市制が施行され、全国で558番目、都内では11番目の市として小平市が誕生しました。当時の人口は70,634人(昭和37(1962)年1月1日時点)でした。

そして、平成24(2012)年に18万人超の市民と市制施行50周年を迎え、市制施行100周年に向けて歩みを進めています。

6 小平市の文化財

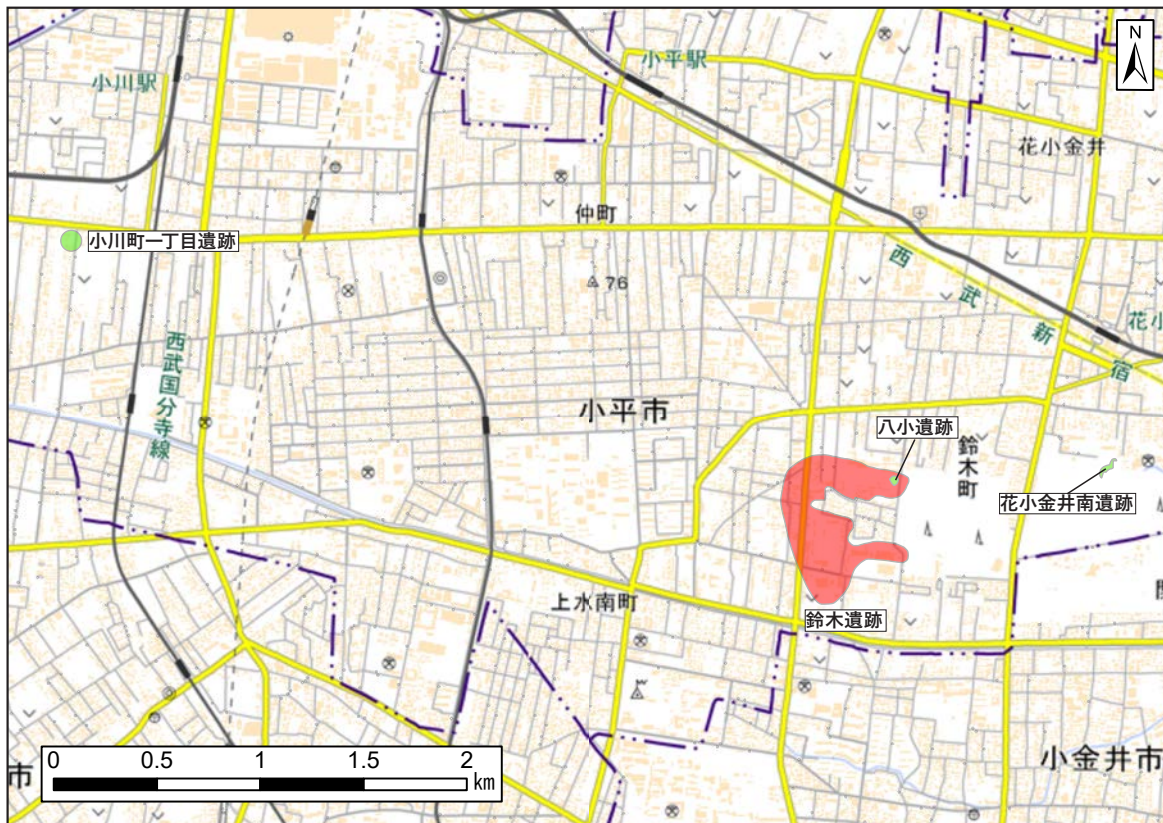


【図13】小平市の指定文化財の位置（国土地理院標準地図を加工して作成）

【表3】小平市の指定文化財

区分	名称	種別	所在地
国	鈴木遺跡	史跡	鈴木町 1 - 450 他
	小金井(サクラ)	名勝	小平市他 3 市
	玉川上水	史跡	小平市他 8 市 3 区
都	小川家文書	有形文化財	小平市中央図書館所蔵
市	竹内家の大ケヤキ	天然記念物	小川町 1 - 583
	小川村開拓碑	有形文化財	小川町 1 - 2573 神明宮境内
	小川寺梵鐘	有形文化財	小川町 1 - 733 小川寺境内
	小川九郎兵衛墓	史跡	小川町 1 - 733 小川寺境内
	武蔵野乃一本榎跡	史跡	仲町 362 熊野宮境内
	延命寺庚申塔	有形民俗文化財	天神町 2 - 296 延命寺山門前
	旧小平小川郵便局舎	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧神山家住宅主屋	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧鈴木家住宅穀櫃	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	旧小川家住宅玄関棟	有形文化財	天神町 2 - 57 小平ふるさと村
	小平市八小遺跡	史跡	鈴木町 1 - 355 小平第八小学校校庭
	海岸寺山門	有形文化財	御幸町 318 海岸寺境内
	小金井桜樹碑	有形文化財	御幸町 318 海岸寺境内
	行幸松と行幸松の碑	有形文化財	御幸町 345
	當麻家文書	有形文化財	小平市中央図書館所蔵
	鈴木ばやし	無形民俗文化財	
	鈴木稻荷神社本殿覆屋の鍔絵	有形文化財	鈴木町 1-510 鈴木稻荷神社境内
	鈴木稻荷神社境内の金刀比羅社の彫刻装飾	有形文化財	鈴木町 1-510 鈴木稻荷神社境内
	高橋定右衛門墓	史跡	花小金井 8-26 円成院墓地内
熊野宮のケヤキ	天然記念物	仲町 359 - 2・360 - 2 熊野宮境内	
鈴木稻荷神社のケヤキ	天然記念物	鈴木町 1-501 - 1 鈴木稻荷神社境内	

7 小平市の埋蔵文化財包蔵地



【図14】小平市の周知の遺跡位置図（国土地理院標準地図を加工して作成）

【表4】小平市の周知の遺跡

遺跡名	所在地	種別	時代	主な遺構 / 概要
小川町一丁目遺跡	小川町一丁目	包蔵地	[旧石器時代]	
八小遺跡	鈴木町一丁目	集落	[奈良時代] [平安時代]	[奈良時代～平安時代] 住居 市指定史跡-小平市八小遺跡 (昭56.1.1)
鈴木遺跡	鈴木町 回田町 御幸町	包蔵地・集落	[旧石器時代] [縄文時代(前期 ～中期)] [近世]	[旧石器時代]ユニット 礫 群 炭化物集中箇所 炉 土 坑 [縄文時代]土坑 [近世]水車 水路 暗渠
花小金井南遺跡	花小金井南町一丁目	包蔵地・集落	[旧石器時代]	[旧石器時代]礫群

第3章 鈴木遺跡の本質的価値

第1節 これまでの調査成果

1 調査に至る経緯

(1) 「回田遺跡」の発見と調査

昭和42(1967)年4月、石神井川流域を踏査していた元板橋区文化財保護審議会委員大澤鷹邇氏によって、現在の小平市立鈴木小学校の敷地内に相当する部分で旧石器時代の遺物が表採されました。

この大澤氏からの情報に基づき、同年夏に市内の八小遺跡の発掘調査を指導した吉田格氏と大澤氏の指導のもと、東京学芸大学考古学研究会による発掘調査が行われました。その成果は昭和46(1971)年刊行の『考古学ノート』所載「資料報告小平市回田・国分寺市多喜窪・殿ヶ谷戸北遺跡の石槍」で報告され、昭和49(1974)年3月発行の『東京都遺跡地図』に小平市遺跡No.3「回田遺跡」として掲載されました。

江戸時代に開発された新田を母体とする小平市内では字名のない地域が多く、小平市では新田名に由来する町名をもって遺跡名としています。本遺跡は旧鈴木新田に所在する部分に位置していましたが、当時は遺物を発見した場所の新田名の確認が難しく、誤認により「回田遺跡」とされました。

(2) 鈴木小学校建設に伴う調査

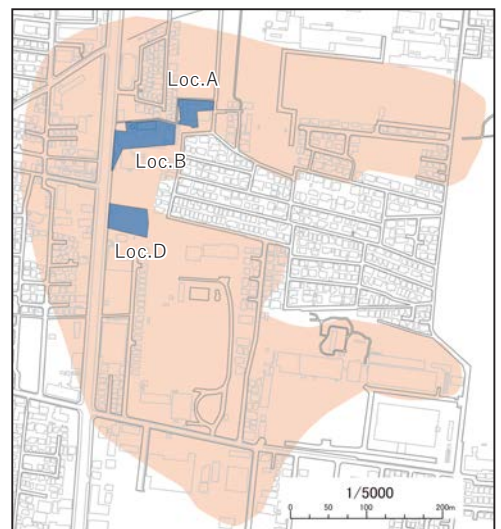
昭和49(1974)年に小平市立鈴木小学校の設置に伴い、用地が買収され、重機によって掘削が行われました。その際に暗渠や水路の跡が現れたことから、当時國學院大学助教授で、小平市文化財保護審議会委員をつとめる市内在住の加藤有次氏に問い合わせが行われました。

発見された暗渠や水路跡は近世以降の水車関連遺構であるが、「回田遺跡」の報告を踏まえるとさらに旧石器時代遺跡が存在する可能性があるため、同年6月29日から7月1日までの三日間の期間で、埋蔵文化財に関する試掘調査が行われました。試掘調査は、最終日に旧石器時代の石器や礫群が発見され、遺跡の存在が確認されたことから本調査に移行しました。

本調査は、加藤氏を団長とした鈴木遺跡調査団により、同年8月1日から昭和50(1975)年8月31日まで実施されました。調査によって、遺跡が石神井川の源流部を取り巻くように馬蹄形(C字形)に広がりをもつことが確認され、調査面積は図15に示すLoc.A、Loc.B、Loc.Dの3か所合計で約4,880㎡に及びました。



水車遺構を含む遺跡全景
(鈴木遺跡Ⅲ(1980)より)



【図15】鈴木小学校建設に伴う調査の発掘調査位置図

(3) その後の発掘調査

昭和49(1974)年から昭和59(1984)年頃までは、都心に近いベッドタウンとして小平市の開発が急速に行われた時期であり、それに伴い、鈴木遺跡でも発掘調査が間断なく行われました。

鈴木小学校建設とほぼ同時に鈴木小学校の西側に接して都道＝都市計画道路小平2・1・3号線(通称：新小金井街道)が南北に開通することがすでに計画されていたため、小学校の建設予定地点での遺跡確認によって、都道の敷設やこれに関連する下水道工事等に先立つ発掘調査も行う必要のあることが明らかとなり、鈴木小学校地点の調査終了後の昭和50(1975)年11月から昭和55(1980)年初頭にかけて、東京都教育委員会主体による発掘調査が断続的に実施されました。また、鈴木小学校の学区域が都道の西側に広がっていたことから、小学校の校庭から都道の下を通過して西側に達する地下通学路の建設も予定されていたため、昭和57(1982)年には、この部分での発掘調査が行われました。

これら鈴木小学校とその西側の都道部分での調査とは別に、鈴木小学校の北西、都道の西に所在した防衛庁宿舎が廃されたことにより、住宅・都市整備公団による開発が計画されたため、昭和56(1981)年から昭和58(1983)年にかけて数次にわたる調査を実施し、また昭和57(1982)年には遺跡の南東部に広がる日立電子株式会社(現、日立国際電気株式会社)小金井工場でも浄化槽の設置等に伴う調査(御幸第I地点)が実施されました。

昭和59(1984)年以降は発掘調査を必要とするような開発等は一旦収束したことから、改めて国庫補助金を活用した範囲確認調査を昭和61(1986)年から平成2(1990)年まで5か年度にわたって実施しました。

平成2(1990)年後半以降、農林中央金庫小金井研修所北側擁壁地点、三共グラウンド南側道路拡幅関連地点(平成3・平成5(1991・1993)年)、国栄マンション地点(平成4(1992)年)、あおぞら福祉センター地点(平成7(1995)年)、回田町325番地地点(平成8(1996)年)と毎年のように中規模の調査を実施する時期が続きました。この時期には国庫補助金による範囲確認調査も市内遺跡と名称を改め、東山道武蔵路など鈴木遺跡以外の確認調査も併せて実施しましたが、平成9(1997)年以降、平成23(2011)年まではまとまった調査は再び行われなくなり、国庫補助金による確認調査を中断する時期もありました。

その後、平成24(2012)年には御幸第II地点、平成25(2013)年には鈴木町一丁目390番6地点、平成26・27(2014・2015)年には回田町326番地地点と比較的まとまった面積の開発に先立つ発掘調査が続きましたが、再び小規模な確認調査が遺跡の周辺部を中心に年1、2回程度行われています。

そうした中で、平成31(2019)年1月から3月まで行われた鈴木小学校正門前の調査は、老朽化した擁壁の撤去新設に伴って実施されたもので、規模は大きくないものの、遺跡の中心部に比較的近い地点で行われたもので、多数の遺物や礫片が出土し、旧地形に関する新たな知見も得られました。

これらの調査は、鈴木小学校での本格的な調査の時点では未知であった遺跡の面的な広がりや時間的奥行を示すととともに遺跡のもつ中枢的な役割や、遺跡の価値を次第に解き明かしていくものとなりました。

以下、既往調査の概略と成果を略述します。

2 調査の概要

鈴木遺跡の発見から、現在に至るまでに92次、約22,820㎡に及ぶ発掘調査が行われ、鈴木遺跡以外の地点を含め、小平市内を対象とした発掘調査報告書は60冊刊行されています。その概要は以下の通りです。

【表5】小平市内の発掘調査報告書

集No.	報告書名	刊行年	調査地点	調査年
1	鈴木遺跡 (概報)	1975	鈴木小学校	1974～1975
2	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	鈴木小学校	1975～1976
3	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1976
4	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1975～1976
5	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書(その2)	1976	都道2・1・3号線	1976
6	鈴木遺跡Ⅰ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1978	都道2・1・3号線	1976～1977
7	鈴木遺跡Ⅱ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1980	都道2・1・3号線	1978～1979
8	鈴木遺跡Ⅲ 小平市立鈴木小学校内	1980	鈴木小学校	1974～1975
9	鈴木遺跡Ⅳ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1981	都道2・1・3号線	1979～1980
10	鈴木遺跡 住宅・都市整備公団用地内緊急発掘調査報告書	1982	住宅公団	1981
11	鈴木遺跡—御幸第Ⅰ地点—	1982	御幸第Ⅰ地点	1982
12	鈴木遺跡 「エステート小平鈴木町」関連道路築造に伴う緊急発掘調査報告書	1983	住宅公団	1983
13	鈴木遺跡Ⅴ 小平市立鈴木小学校地下通路	1984	鈴木小学校地下通路	1983～1984
14	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和61年度—	1986	旧資料館西隣	1986
15	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和62年度—	1987	①農林中金南	1987
			②日鉦マンション北	1987
16	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和63年度—	1988	①田無用水北	1988
			②三共グラウンド西側	1988
			③八小校庭西側	1988
17	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成元年度—	1989	①田無用水南	1989
			②八小校庭東南角	1989
18	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成2年度—	1991	①農林中金南	1990
			②農林中金西隣	1990
			③農林中金北側斜面	1990
19	市内遺跡発掘調査報告書—平成3年度—	1992	三共グラウンド南西側	1991
20	市内遺跡発掘調査報告書—平成4年度—	1993	①日鉦マンション予定地	1992
			②国栄マンション予定地	1992
			③エステート東側	1992
			④あおぞら福祉センター北側	1992
			⑤エステート東側	1992
			⑥農林中金テニスコート	1974
			⑦日立電子和敬寮	1981
21	鈴木遺跡 農林中央金庫研修所北側道路地点	1993	農林中金北側斜面	1990～1991
22	市内遺跡発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①日立電子和敬寮東隣	1993
			②農林中金西隣	1993
			③あおぞら福祉センター北側	1993
			④三共グラウンド北側	1993
			⑤小平市役所新庁舎	1980
23	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①井手邸	1993
			②三共グラウンド西北側研修所	1993
24	市内遺跡発掘調査報告書—平成6年度—	1995	①回田82番地地点	1994
			②新邸	1994
			③回田82番地地点	1994
25	市内遺跡発掘調査報告書—平成7年度—	1996	①現資料館北側	1995
			②農林中金北隣	1995
			③旧資料館東側	1995

第3章 鈴木遺跡の本質的価値

26	鈴木遺跡VI 福祉関連施設建設予定地	1997	あおぞら福祉センター予定地	1995
27	市内遺跡発掘調査報告書—平成8年度—	1997	①八小南側	1998
			②旧資料館東側	1996
			③日立電子和敬寮南隣	1996
			④回田325番地地点	1996
28	市内遺跡発掘調査報告書—平成9年度—	1998	①現資料館西側	1997
			②都民銀行グラウンド東側	1997
			③旧資料館東側	1995～1997
29	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成9年度—	1998	C O - O P 予定地	1997
30	市内遺跡発掘調査報告書—平成10年度—	1999	①旧資料館	1998
			②農林中金南	1998
31	鈴木遺跡 回田町325番地地点	1999	回田325番地地点	1998
32	市内遺跡発掘調査報告書—平成11年度—	2000	①現資料館	1999
			②旧資料館西側	1999
33	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成11年度—	2000	回田401番地地点	1999
34	市内遺跡発掘調査報告書—平成12年度—	2001	①三共グラウンド南東側	2000
			②鈴木小北側	2001
35	市内遺跡発掘調査報告書—平成13年度—	2002	現資料館南側	2001
36	市内遺跡発掘調査報告書—平成14年度—	2003	鈴木小北側	2003
37	市内遺跡発掘調査報告書—平成15年度—	2004	日立電子和敬寮南隣	2003
38	鈴木遺跡 三共株式会社小平寮グラウンド南側道路拡幅地点	1994	三共グラウンド南側道路拡幅	1991～1993
39	鈴木遺跡 国栄マンション地点	1995	国栄マンション予定地	1992
40	市内遺跡発掘調査報告書—平成16年度—	2005	①鈴木小北側	2004
			②鈴木小北側	2004
41	市内遺跡発掘調査報告書—平成17年度—	2006	日立電子和敬寮南隣	2005
42	市内遺跡発掘調査報告書—平成18年度—	2007	日立電子和敬寮南隣	2006
43	市内遺跡発掘調査報告書—平成19年度—	2008	①現資料館	2006
			②NTT東住宅南縁	2007
44	市内遺跡発掘調査報告書—平成20年度—	2009	①プリヂェストン東京工場北縁	2008
		2009	②花小金井南中学校校庭	2009
45	小平の教育 平成21年度	2010	現資料館南側	2009
46	小平の教育 平成22年度	2011	三共グラウンド南側	2010
47	鈴木遺跡 御幸第II地点1次調査概要報告書	2011	日立国際電気構内	2011
48	鈴木遺跡 ヤオコー回田町地点発掘調査 概要報告書	2012	ヤオコー予定地	2011
49	市内遺跡発掘調査報告書—平成24年度・鈴木遺跡—	2013	日立国際電気構内	2011
				2012
50	鈴木遺跡 御幸第II地点	2014	日立国際電気構内	2012
51	鈴木遺跡 回田町303-2他地点	2014	現資料館南側	2013
52	鈴木遺跡 鈴木町一丁目390番6地点	2015	三共グラウンド南側	2013
53	市内遺跡発掘調査報告書—平成26年度・鈴木遺跡—	2015	農林中金グラウンド部分	2014
				2014
54	鈴木遺跡 回田町326番地地点	2016	農林中金グラウンド部分	2015
55	鈴木遺跡 鈴木町一丁目490番地地点	2016	日立電子和敬寮	2014～2016
56	花小金井南遺跡	2016	NTT東住宅南側	2015
57	鈴木遺跡 鈴木町一丁目327番地地点 鈴木町一丁目438番地地点	2021	①鈴木小学校正門前北側	2019
			②鈴木小学校正門前南側	2019
58	鈴木遺跡発掘調査総括報告書	2020	—	—
59	市内遺跡発掘調査報告書—令和元年度・鈴木遺跡—	2020	①回田町271番地	2018
			②鈴木小学校正門前	2019
			③第八小学校増築	2019～2020
60	市内遺跡発掘調査報告書—令和3年度・鈴木遺跡—	2022	①第八小学校ELピット	2021
			②あおぞら福祉センター北側	2021

※網掛けは鈴木遺跡以外の調査地点



【図16】 鈴木遺跡の発掘調査地点

3 調査の成果

これまでに鈴木遺跡では、旧石器時代の主な遺構として、石器集中部 188 か所（谷奥部）、礫群 302 か所、炉穴 3 か所、炭化物片集中 222 か所、主な遺物として石器 44,203 点（細石刃、尖頭器、ナイフ形石器、スクレイパー、石核、剥片、碎片など）、礫 77,852 点が発見されています。またそれ以外にも、縄文時代の主な遺構として、陥穴、小炉穴、主な遺物として縄文土器片（早期～後期）、石器（石鏃、打製石斧、石皿、磨石、石皿など）、近世の遺構として水車跡、水田跡、水路跡などが発見されています。鈴木遺跡の発掘は長期にわたるため、報告書では遺物・遺構、層準等の表記がさまざまであり、これら进行分析・検討を行うのに不都合でした。そのため、総括報告書を作成する際に、分析・検討を行い新たな知見を示すために、統一した基準のもとに提示し直しました。

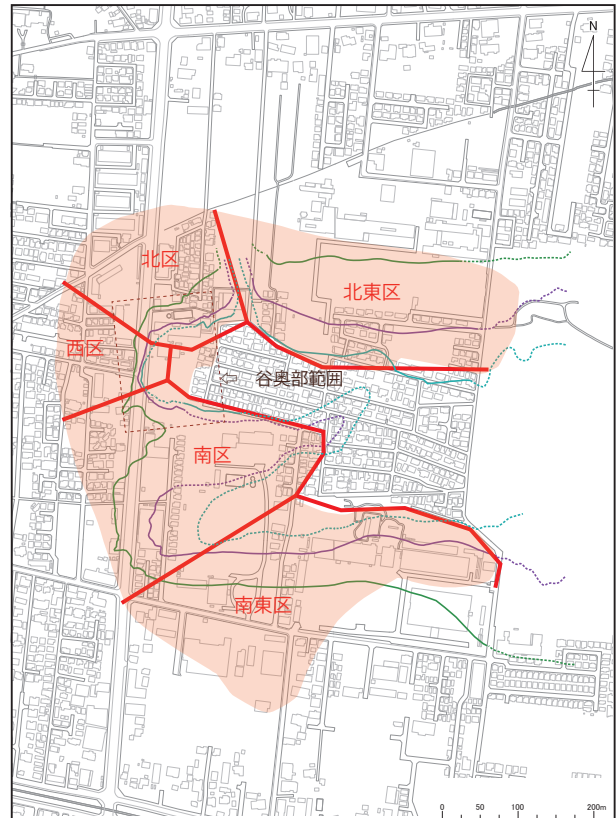
提示に当たっては、次の通り地区区分を行いました。かつての水源部である「谷奥部」を中心に、「周辺部」を南側支流や、地下水脈によって形成された小さな谷地形などの特徴に基づいて、遺跡全体を北東から時計回りに「北東区」「北区」「西区」「南区」「南東区」の5区に区分しました。

このうち「北区」、「西区」、「南区」は旧石神井川本流の谷頭部に位置し、おびただしい石器集中部が抽出された「谷奥部」が所在します。小学校地点の調査の際確認された北西から南東、南西から北東に向かう二筋の小さな谷地形によって区画され、「北区」には4点の石斧が1か所にまとまってみつかると、デポと呼ばれる出土状況を示す石器集中部があります。またここには調査のきっかけとなった江戸時代の水車遺構がありました。「西区」と「南区」には、後期旧石器時代初頭の特徴の一つである、環状ブロック群の存在をうかがわせる石器集中部の配置が見られます。また南区では、Loc.Dと呼ばれる調査地点で、礫群が面的に広がって確認され、鈴木遺跡の拠点集落としての様相を示す出土状況が見られました。このように、「北区」、「西区」、「南区」の3区は鈴木遺跡を特徴づける遺物や遺構が集中的に確認された部分であると言えます。

なお「北区」と「北東区」の境界は、微地形から推定されていましたが、平成 31 (2019) 年に行われた鈴木小学校正門前の鈴木町一丁目 438 番地地点（表 5 集 No. 57）において北西から南東に向かう谷地形として確認することができました。また「南区」と「南東区」は、旧石神井川の南側支流によって区画されます。この支流の存在は、明治 13 年測量の迅速測図に描かれた水田の形からその存在が推定されていましたが、平成 26 (2014) 年に旧農林中央金庫グラウンド部分で行われた鈴木町一丁目 326 番地地点での発掘調査（表 5 集 No. 54）において確認されました。

(1) 文化層

文化層とは、ほぼ同時期に営まれた人間活動の痕跡が地層の中に層をなすように見つかるも



【図 17】鈴木遺跡の地区区分

のを指します。鈴木遺跡では遺跡範囲内で最も広範囲に調査が行われ、遺物が高密度に出土している谷奥部の遺物を対象として、出土石器の三次元的な位置情報に基づいて石器集中部（ブロック）を設定し、各集中部の垂直分布の幅や、構成する石器の技術形態学的な特徴を勘案して、鈴木遺跡全体に通有する区分としての「文化層」を設定しました。

鈴木遺跡の文化層は、Ⅲ層からⅩ層までの立川ローム層の中に12枚の文化層が確認されています。鈴木遺跡の文化層は下の通りです。鈴木1文化層が最も新しい層で、鈴木12文化層が最も古い層になります。

この12枚という文化層の数は、旧石器時代の遺跡の中でも飛びぬけて多く、鈴木遺跡の特徴となっています。水源の少ない武蔵野台地にあるなかで、現在の石神井川の水源部があったため、後期旧石器時代を通して、間断なく人々が繰り返し訪れていたことがこの12枚の文化層に反映されているのです。

鈴木1文化層

細石刃石器群を中心とした石器群

鈴木2文化層

尖頭器石器群を中心とした石器群

鈴木3文化層

終末期ナイフ形石器を中心とした石器群

鈴木4文化層

石刃を素材とするナイフ形石器を中心とした石器群

鈴木5文化層

幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、小型の角錐状石器を伴う石器

鈴木6文化層

幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、角錐状石器を伴う石器群

鈴木7文化層

ナイフ形石器を中心とし、大型の角錐状石器を伴う石器群

鈴木8文化層

石刃素材の二側縁加工ナイフ形石器を中心とした石器群

鈴木9文化層

ナイフ形石器・台形様石器を中心とした石器群

鈴木10文化層

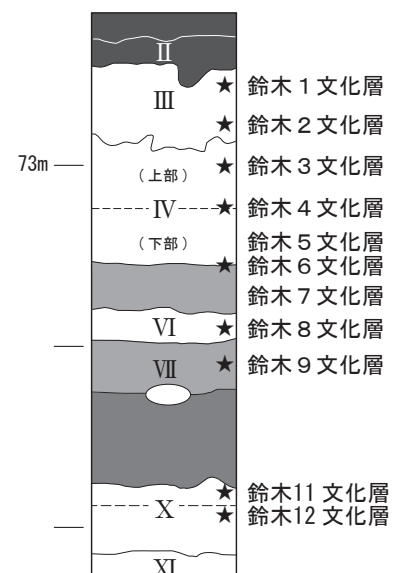
ナイフ形石器・台形様石器を中心とし、局部磨製石斧を伴う石器群

鈴木11文化層

局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群

鈴木12文化層

局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群



【図18】鈴木遺跡文化層と立川ローム層

(2) 礫群

礫群は数点から数百点の礫が1か所に集められた旧石器時代の数少ない遺構の一つです。構成礫の中には、火を受けて焼けたと思われる痕跡を持つものが多いことから、石焼料理ないし石蒸し料理に使用された、いわば調理場の跡と考えられています。礫の底面が平面的に広がることから、掘り込みを伴わず、当時の生活面を示すものと考えられます。

類似の遺構として配石と呼ばれる、比較的少数の礫からなる遺構も報告され、皮革をテント状に張った遺構の「裾押さえ」として利用された可能性が指摘されています。このため被熱していない礫から構成されるものを配石とする場合もありますが、上記礫群の礫が抜き取られて再利用される場合も考えられるなど、構成礫の数を含め礫群と区分する基準が明確でなく、そのため既刊発掘調査報告書の中にはこれを区別しない、と明記したものもあることから、ここでは礫群に含めて論ずることにします。

以下、鈴木遺跡において報告された礫群の時空間的な分布の様相について、便宜的に上位の鈴木1文化層～鈴木4文化層までと、下位の鈴木5文化層～鈴木12文化層までに分けて概観します。ただしこれら礫群を構成する個々の礫の被熱の有無や程度、破損状況、スス、タール類の付着の有無や程度、接合関係、石材についての検討は割愛しています。

なお、面的に立川ローム基底部まで掘り下げを行った谷奥部においては複数の礫群の空間的な配置が明瞭に示され、また石器集中部との平面及び垂直方向での有機的な関連が伺われるものもあるところから、すべての礫群についてその広がりや位置を基本的に楕円形で表示し、文化層毎に色分けして表示しました。このうち『鈴木遺跡Ⅲ』の報告対象となった鈴木小学校地点 Loc.B 及び Loc.C に関しては、発掘調査報告書では写真図版での提示を除けばほとんど言及がなく、付図に一部接合関係が示されているものの、微細図や礫群番号などの詳細は明示されていません。このため、保存されていた発掘調査時の図面から新たにこれを復元しました。

一方谷奥部以外の周辺部における発掘調査で確認された礫群については、既刊発掘調査報告書の記載に基づいて、全調査区の図に楕円の記号で推定される文化層を色分けして、表に示しました。

これらにおいて、文化層が複数にまたがり、分離が困難と考えられるものの色分けについては、一番下の文化層をもって表現しています。

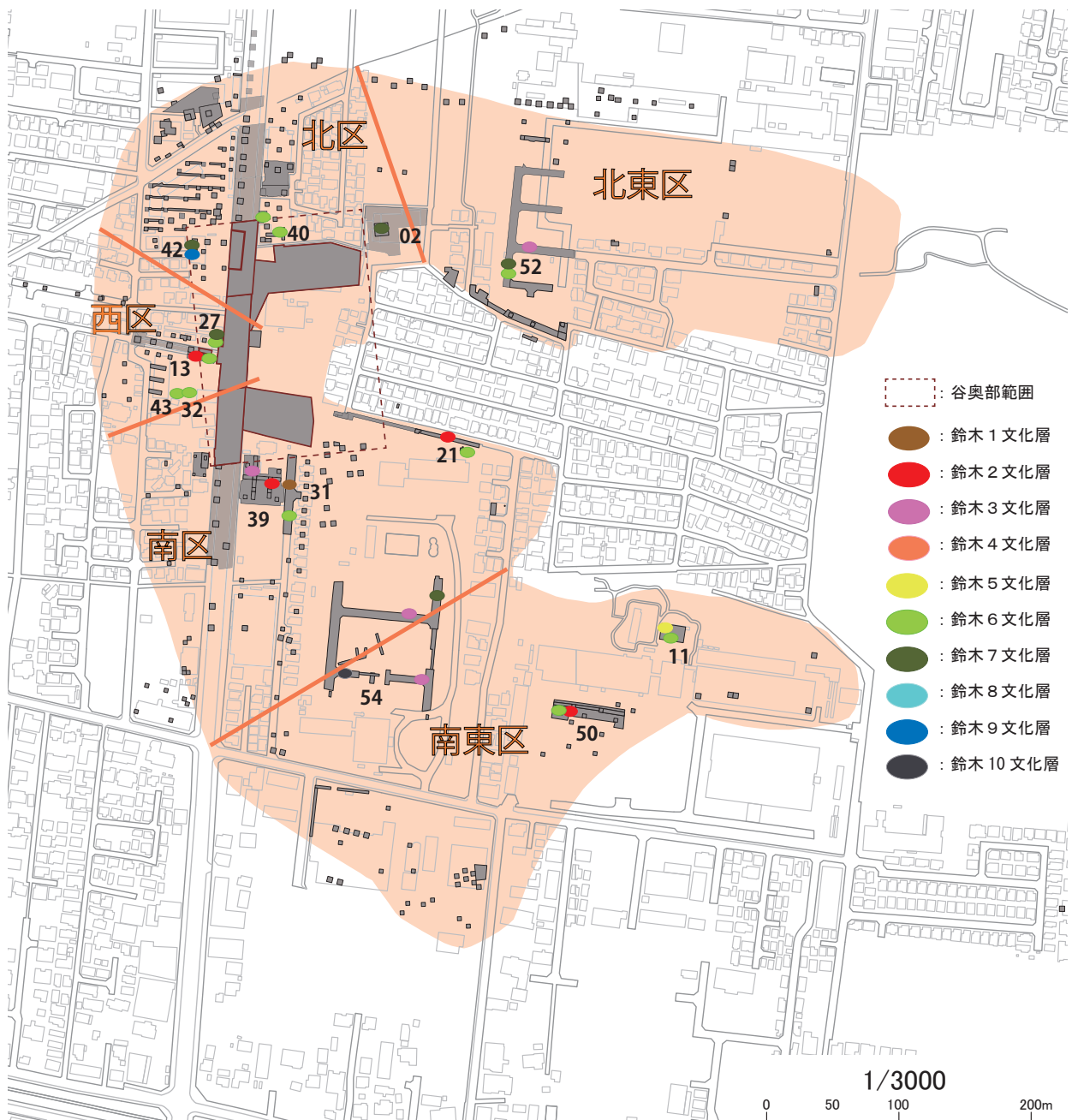
文化層分離を行った谷奥部において、文化層ごとの石器集中部と礫群の位置関係を見ると、上位の鈴木1～6文化層では半数ほどが石器集中部と一致しますが、鈴木4文化層及び鈴木7文化層以下では全く認められない、という偏差が確認され、礫群によって示される人間活動のあり方と、石器集中部によって示される人間活動のあり方との間の差異が存在することが示唆されました。

今後、礫そのものの自然科学的な分析などを進めていきます。

【表6】文化層別の礫群数

文化層	地区		周辺部		谷奥部		周辺部		合計
	北東区	北区	北区	西区	西区	南区	南区	南東区	
鈴木1文化層						1	1		2
鈴木2文化層				1	3	2	6		12
鈴木3文化層	4	7					3	2	16
鈴木4文化層		8		8		20			36
鈴木5文化層		23		75		25			123
鈴木6文化層		7	4	6	4	7	1		29
鈴木7文化層	1	2	2	1	1	24			31
鈴木8文化層		3		1		3			7
鈴木9文化層			1	5		4			10
鈴木10文化層				2		1		1	4
鈴木11文化層									0
鈴木12文化層									0
合計	5	50	7	99	8	87	11	3	270

※このほか、文化層の比定が困難であったものが32基あります。



【図19】周辺部礫群配置図

(3) 石材組成の様相

ここでは、文化層分離を行なった谷奥部を中心とする地点において集中部を構成する石器19,769点を対象に、鈴木1～12文化層ごとの石器石材の様相について概観します。

もっとも、文化層ごとの母数となる石器点数に大きな偏差があり、最大の鈴木6文化層が4,887点、最小の鈴木11文化層が48点と、100倍以上の開きがあるため、百分比を用いて、その傾向をうかがうこととします。

石材については基本的に報告時のものを採用しますが、そのうちの黒曜石、安山岩、珪岩(チャート)、頁岩、珪質頁岩、粘板岩、凝灰岩、凝灰角礫岩、砂岩、花崗岩、玉髓(メノウ)、ホルンフェルス(メノウ)の主要12種を対象とし、表中などではそれぞれ黒曜、安山、珪岩、頁岩、珪頁、粘板、凝灰、凝角、砂岩、花崗、玉髓/メノウ、ホルンと一部省略して表記することとします。なお、それ以外の希少な石材については「その他」として一括しました。

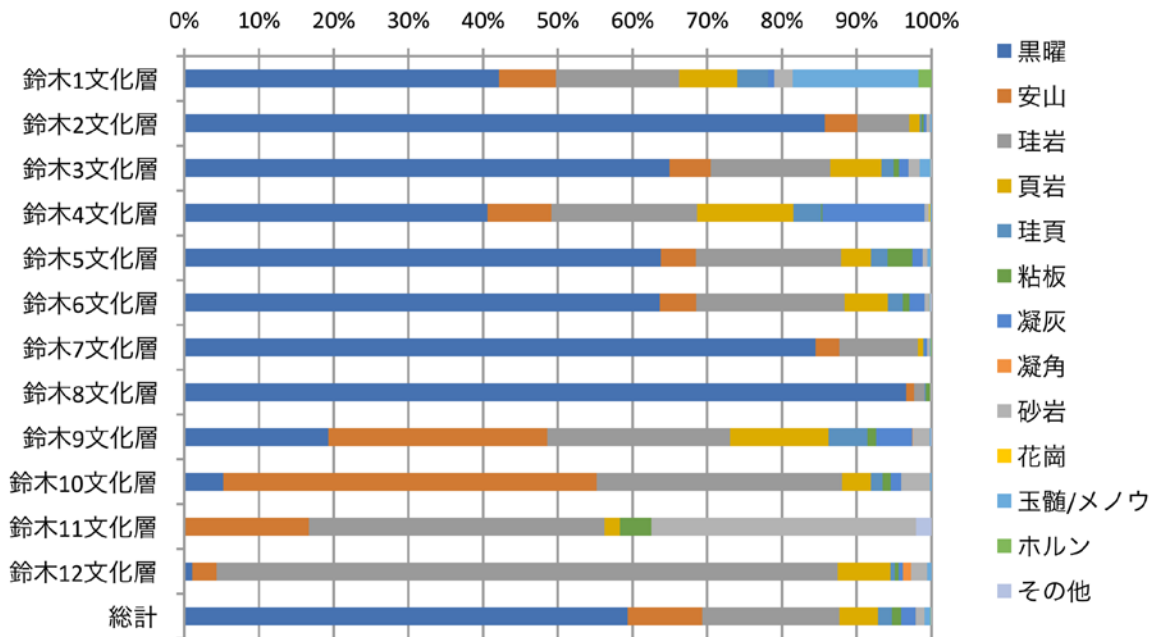
黒曜石、安山岩、珪岩、頁岩の4種の石材がほぼ普遍的に見られる石材であり、この4種の合計は80%から95%程度で推移しています。その例外は鈴木1文化層の75%、鈴木11文化層の58%であり、前者は玉髓/メノウ、後者は砂岩が他の文化層に比して卓越することによるものです。鈴木1文化層の玉髓/メノウは、特徴的な同一母岩の碎片からなる集中部が伴うためであり、鈴木11文化層の砂岩は、母数が48と極めて少ない中に、石斧とその製作時の剥片類が含まれていることによるものと考えられます。

試みにこれを除いて百分比をとると、全ての文化層で、上記4種の石材が80%から95%を占め、この4種の石材が、文化層によってその多寡は異なるものの、補完的に石器石材を構成しているということができます。

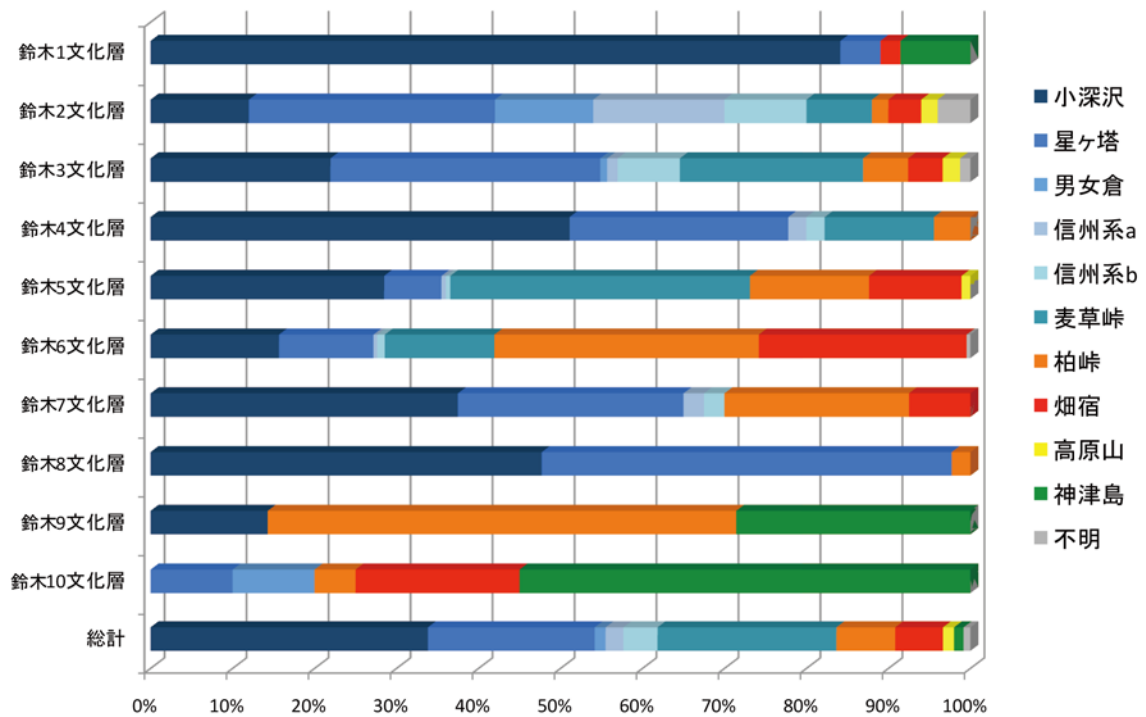
鈴木遺跡におけるもっとも特徴的な石材である黒曜石については、蛍光X線分析という手法を用いて、報告書で図が示された石器1,563点についてその産地を推定し、鈴木1文化層から鈴木10文化層までの動態をも提示することができました(グラフ5)。

この結果を見ると、後期旧石器時代前半の鈴木9文化層までは伊豆・箱根および神津島産が主体であったものが、鈴木8文化層以降は鈴木6文化層を除くすべての文化層で信州産が卓越するようになる一方で、鈴木9文化層以降姿を消していた神津島産が鈴木1文化層で再び出現するようになります。また日光山地の高原山産の石材は、鈴木5, 3, 2文化層でわずかに見られます。

旧石器時代の初めから終わりまで12枚もの文化層の形で連綿と遺物が遺されていることと、黒曜石が多数見つかるという鈴木遺跡の特徴によって、当時の人々の石材獲得の様相の一端をうかがい知ることができました。



【グラフ4】文化層別石材組成の様相



【グラフ5】文化層別 黒曜石の推定産地の割合

第2節 鈴木遺跡の本質的価値

これまでの調査成果から、鈴木遺跡は後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上で重要であり、わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模遺跡である事が明らかとなっています。これらを鈴木遺跡の本質的価値として整理すると、下記の4項目が挙げられます。

1 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡

周知の遺跡としての鈴木遺跡の面積は約 22 万㎡に及び、旧石器時代の遺跡としては都内最大級の面積を占めています。遺跡からは石器約 44,000 点、礫約 78,000 点、総計約 122,000 点を超える遺物が出土し、面積や出土遺物の点数だけでも大きな遺跡であることがわかりますが、12 枚に及ぶ文化層の存在や黒曜石石材の高い比率、多数の石斧やおびただしい数の石器集中部、礫群などからも、わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模集落遺跡であることが示されました。

これは、自然の水資源に乏しい武蔵野台地の中央部にあって、河川の源流部遺跡として繰り返し利用されてきたことによるものですが、その結果、当時の南関東で拠点的な役割を果たす遺跡であったと考えることができます。

2 石器の形状からわかる人々の暮らしの変遷

鈴木遺跡には後期旧石器時代最古の石器群から終末期の石器群までが立川ロームの最下層から最上層の中に 12 枚の文化層（同じ時期に属すると思われる遺物が層をなしたまとまり）の形で見つかっており、この遺跡が後期旧石器時代を通じて連綿と利用されてきたことをうかがわせます。つまり、日本列島に最初にやってきた人々の暮らしの遷り変りを、この遺跡から見つかった石器の形でたどることができるのです。

3 遠隔地から来た石材

現在の鈴木小学校や新小金井街道の建設予定地を中心として、立川ロームの最下層から最上層に至る出土石器の3次元的な位置情報を、垂直分布、石器の様相、旧地形を加えて整理・検討することにより、当時の人々の生活の痕跡と考えられる 188 か所もの石器集中部を抽出することができました。また、調理場の跡とされる 302 か所の礫群に関しても、その位置や範囲、出土層位（自然層）を示し、上記の石器集中部や炭化物片集中部との位置関係を明らかにすることで、当時の人々の暮らしの様子をうかがうことができました。

また、周辺の遺跡に比べて、鈴木遺跡から出土した石器石材中に占める黒曜石の割合が大きく、全体で 6 割を占め、黒曜石の石器 1,563 点について蛍光 X 線分析による産地推定を行い、それらを文化層や抽出された石器集中部の中に落とし込むことで、当時の遠隔地石材獲得の実態の一端をより具体的に明らかにすることができました。

4 後期旧石器時代の人々の営みがわかる良好な地形

遺跡は、現在石神井川と呼ばれている河川の、かつての流路の源流部を取り巻くように広がっています。そして、これまでの発掘調査や地形の観察から、石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡が確認され、これらによって遺跡が空間的に、北東区、北区、西区、南区、南東区、5つの区に区分され、石器集中部や礫群の配置なども、これに規制されていることが明らかになりました。縄文時代になる直前に水源が東方に移ってしまう流路短縮と呼ばれる現象が生じたため、水源から離れたこの地は、住む場所としては利用されなくなりました。しかし狩猟採集を生活の基盤としていた縄文時代の人々にとって、起伏に富んだ遺跡周辺は絶好の狩りの場として利用されていたようで、数多くの落とし穴が見つかっています。その後生活の基盤が農耕に移ると、この付近はほとんど利用されることのない原野となりました。わずかに、カヤの刈り取りなどを目的とした作業小屋的な古代の竪穴住居と思われるものが遺跡の範囲内で見つかっていますが(八小遺跡)、再び人々の本格的な暮らしが見られるのは、江戸時代中期の武蔵野新田開発期以降になります。

鈴木遺跡での本格的な調査のきっかけとなった水車遺構は、玉川上水から鈴木新田の水田まで引かれた田用水(鈴木新田北側田用水)に架けられた水車の水路などの跡ですが、水田や水路を含め、いずれも旧石器時代の鈴木遺跡を育んだ石神井川の源流とその流路が地形的な要因となっています。

鈴木遺跡で本格的な調査が始められる以前の遺跡周辺は、大部分が農地で、わずかに小規模な店舗や宅地、企業の研修所が点在する程度でした。本格的な調査の原因となった鈴木小学校の建設以降、その西側の新小金井街道の敷設や、店舗や事務所、集合住宅の建設、大規模な住宅地の造成などが行われるようになっていきましたが、鈴木遺跡の存在が確認されていたため、事前に試掘調査を行ったり、予め遺跡の範囲を確認する調査などを行ったりして、遺物を濃密に包含する部分を避けるように計画変更を求める等遺跡の調査・保護を行ってきました。

そのため、後世に一部が改変されているものの、石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡等の鈴木遺跡の地形的な特徴が、現在でも道路面や、住宅の屋根の上端に反映する地表面の凹凸により、中央が半島状に突出した東に開くC字型(馬蹄形)の形状として遺存し、容易に観察することができます。

このように、後期旧石器時代の始まる前にすでに存在した、かつての石神井川源流部とそれによって開析された地形が、後期旧石器時代のきわめて古い段階から新しい段階まで連続と利用されてきた要因であり、遺跡を大規模かつ拠点集落として成り立たせた要因であったとも言えます。

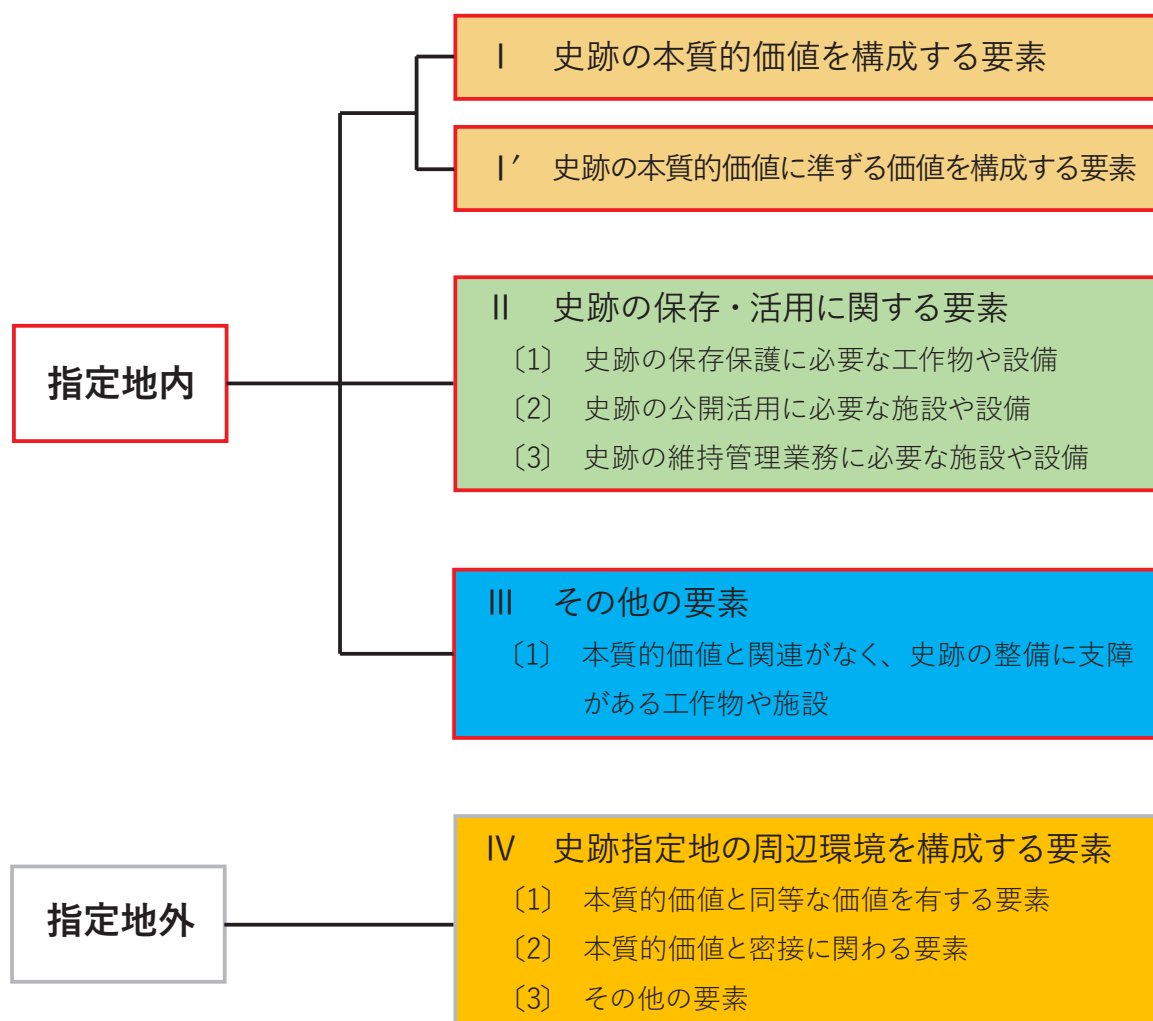
さらにこうした性格を帯びた鈴木遺跡は、比較的多くの人数が一時的にせよ集住したと考えられることから、当時の社会の中で貴重な石材であった黒曜石の獲得と分配にも重要な役割を果たすことになったと考えられます。

第3節 鈴木遺跡を構成する諸要素

ここでは、史跡としての鈴木遺跡と、これを取り巻く地域において、鈴木遺跡を成り立たせている様々な要素を整理し、鈴木遺跡の保存や活用に向けて、適切な方策を講じていくための検討を行います。

鈴木遺跡は、様々な遺構・遺物によって成り立っています。それらについて鈴木遺跡を構成する諸要素として下記のとおり区分します。

- I 史跡の本質的価値を構成する要素
- I' 史跡の本質的価値に準ずる価値を構成する要素
- II 史跡の保存・活用に関する要素
- III その他の要素
- IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素



【表7】鈴木遺跡を構成する諸要素

I 史跡の本質的価値を構成する要素	
史跡を構成する要素	具体的な要素
① 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡	・ 都内最大級の遺跡面積
② 日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能	・ 後期旧石器時代初頭から終末期までの石器文化の様相を示す 12 枚の文化層 ・ 抽出された多数の石器集中部 ・ 多数の礫群と炭化物片集中部
③ 後期旧石器時代後半期の当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定できる	・ 遠隔地石材としての黒曜石の高い比率 ・ 蛍光X線分析による石材産地の推定
④ 現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めている	・ 地層標本 ・ 旧石神井川によって開析された源流部の地形（武蔵野団地と周囲の高低差など） ・ 縄文時代、古代の遺構 ・ 近世後半以降の水車水田関連遺構

I' 史跡の本質的価値に準ずる価値を構成する要素	
史跡を構成する要素	具体的な要素
① 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡	・ 4 万点を超える出土石器
② 後期旧石器時代後半期の当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定できる	・ 局部磨製を含む多数の石斧 ・ 台形様石器、尖頭形石器
③ 現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めている	・ 縄文時代、古代の遺物 ・ 近世後半以降の水車水田関連遺物

II 史跡の保存・活用に関する要素	
〔1〕 史跡の保存保護に必要な工作物や設備	鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町 1 丁目 390 番地保存区、保存管理等用地
〔2〕 史跡の公開活用に必要な施設や設備	鈴木遺跡資料館、文化財解説看板、案内サイン
〔3〕 史跡の維持管理業務に必要な施設や設備	保存管理等用地、1 丁目 390 番地保存区外周の擁壁

III その他の要素	
〔1〕 本質的価値と関連がなく、史跡の整備に支障がある 工作物や施設	旧農林中央金庫施設の残存基礎、排水管、水道管、畑、学校、公園、道路、電柱・電線、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等

IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素	
〔1〕 本質的価値と同等な価値を有する要素	地形（古地図、古文書を含む）
〔2〕 本質的価値と密接に関わる要素	景観、植生
〔3〕 その他の要素	畑、民家、道路、電柱・電線、水道管、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等

第4章 鈴木遺跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

現在、鈴木遺跡の史跡指定範囲は、遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地）の一部にとどまっています。史跡指定範囲は一部分（コゲラの森）を除き、公有地となっており、小平市が管理団体として史跡地内の現状の維持、遺物・遺構の保護を行っています。

1 現状

(1) 史跡指定地

- ア 史跡指定範囲は、大別して、鈴木小学校保存区、鈴木遺跡資料館用地、鈴木町1丁目390番地保存区、保存管理等用地、公園、市道、コゲラの森、その他に分けられます。
- イ 史跡指定範囲内にあるコゲラの森（特別緑地保全地区）は民有地を含んでいます。
- ウ 史跡指定地内の鈴木遺跡資料館用地には、鈴木遺跡資料館が設置されています。
- エ 指定地内はほぼ公有地であり、一部の民有地も特別緑地保全地区となっていることから地下の遺構は適切に保護されています。
- オ 指定範囲の中央に位置する保存管理等用地は、もともとは企業の施設が建っていたため、一部が破壊されているほか、埋設管や基礎等が遺されています。
- カ 史跡境界標が設置されていません。

(2) 史跡指定を目指す範囲

- ア 鈴木遺跡の史跡指定範囲は遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地）の一部にとどまっているため、重要な遺構が存在する可能性の高い範囲のすべてが、史跡に指定されているわけではありません。
- イ 史跡指定されていない範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、調査を必要とします。
- ウ 鈴木遺跡の範囲の大部分は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域になっているため、大規模な開発の可能性はありませんが、地下室等の設置により破壊される可能性があります。
- エ 史跡指定されていない場所で、重要な遺構が存在する可能性の高い範囲があります。現状では民有地であり、住宅や店舗、企業ビルなどが建っています。

(3) 史跡から除外されている範囲

鈴木小学校用地と新小金井街道の敷設部分については、現状ではそれぞれの用途で活用されていること、調査がすべて終了していることから、史跡の範囲から除外されています。

2 課題

(1) 史跡指定地

- ア 一部民有地を含んでいることから、今後の保存・活用・整備に当たっては、所有者の同意や公有化が必要となる可能性があります。
- イ 鈴木遺跡資料館は史跡指定地内に設置されていることから、史跡の将来的な保存・

活用のために、今後、史跡指定範囲外への移転を検討します。

ウ 今後整備を進めて、史跡境界標を設置します。

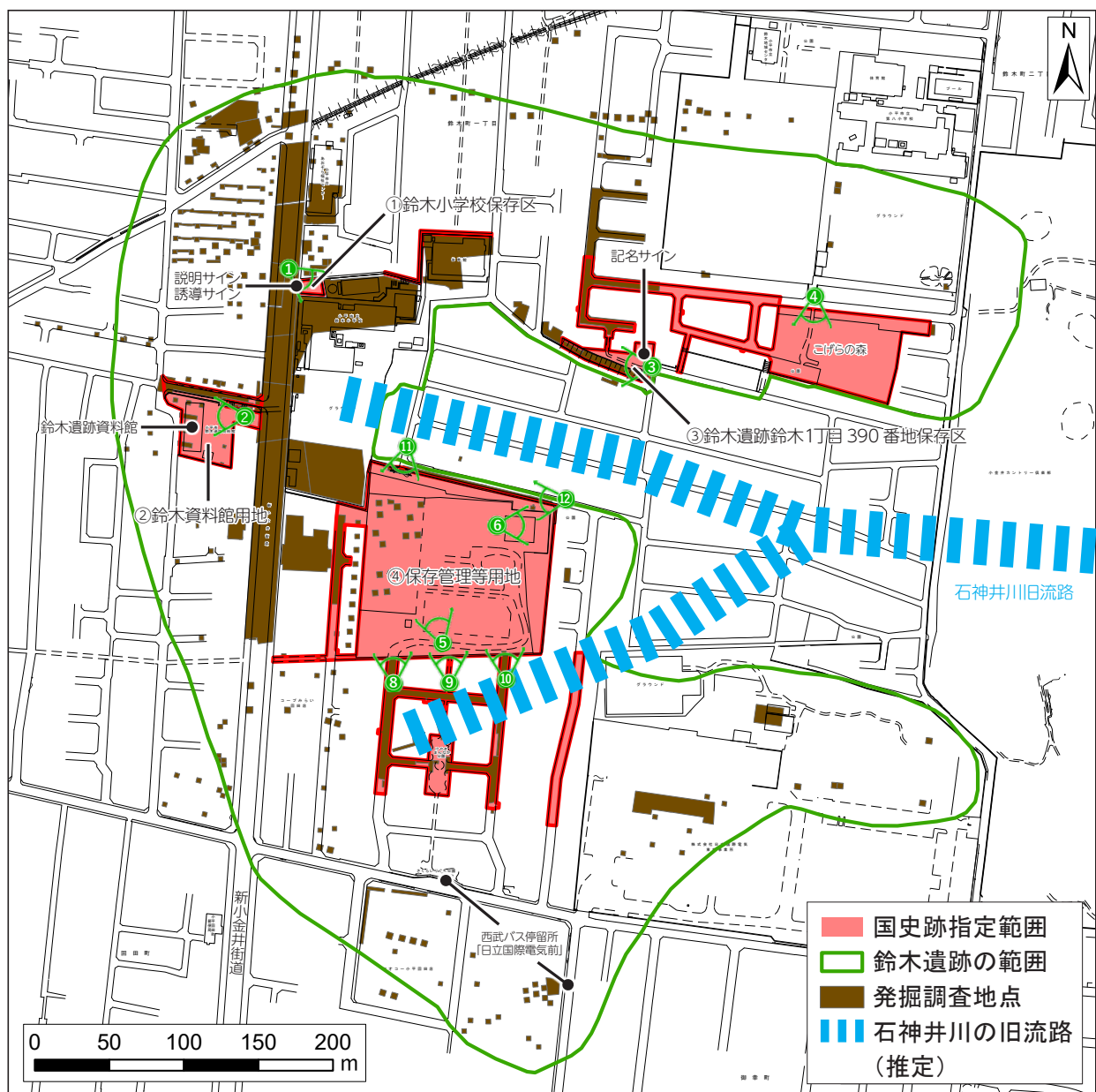
エ コゲラの森は特別緑地保全地区となっているため、萌芽更新や補植が必要となりますが、植栽については文化庁の許可を得て行います。

(2) 史跡指定を目指す範囲 (P.49 図 23 参照)

ア 遺構の毀損を防ぐために、掘削等を行わないように、土地所有者に理解協力を求めます。

イ 史跡指定範囲外で、重要な遺構がある可能性の高い範囲については、土地所有者の同意を得て、追加指定を進め、場合によっては公有地化を検討します。

3 史跡指定地及びその周辺の現況



【図 20】 鈴木遺跡周辺現況図

(1) 鈴木小学校保存区

昭和49～50(1974～1975)年(表5集No.8)の調査において、発掘調査を行わずに保存された区域で、164.68㎡の面積があります。平成24(2012)年3月21日に東京都の史跡に指定されるなど保護が図られてきました。

鈴木小学校の北西に隣接し、現状では柵で囲われた空き地となっています。新小金井街道に面して、鈴木遺跡の説明看板と鈴木遺跡資料館への誘導サインが設置されています。



①：鈴木小学校保存区

(2) 鈴木遺跡資料館用地

新小金井街道を挟んで、鈴木小学校の西側に位置し、1,694.26㎡の面積があります。遺跡範囲の中でも遺構・遺物の包蔵が濃密と目される区域で、地下に良好に保存されています。平成24(2012)年3月21日に東京都の史跡に指定されるなど保護が図られてきました。

現状では、鈴木遺跡資料館が設置され、整備活用がなされています。詳細については、整備の項目で触れますが、昭和56(1981)年の開館後、平成9(1997)年に行った再整備からも四半世紀が経っていることから、今後史跡指定地外への移転・リニューアルの検討を行う必要があります。

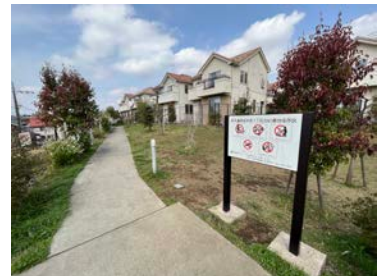


②：鈴木遺跡資料館

(3) 鈴木町1丁目390番地保存区

谷頭部北側の台地南端部に位置し、786.00㎡の面積があります。北側に隣接する緩斜面部分の発掘調査(表5集No.52)では、石器集中部と礫群等が複数確認されており、遺構及び遺物が濃密かつ良好に保存されていると推定されます。また、谷頭部を取り巻く旧地形を良好に残した地点です。平成26(2014)年に小平市に寄付され、平成29(2017)年3月に東京都の史跡として追加指定され、保護が図られてきました。

現状では南面に擁壁、北面に住宅地に接する緑地があり、保存区へのアプローチは、擁壁に設けられた階段と住宅地の間を通る通路となります。



③：鈴木町1丁目390番地保存区

(4) コゲラの森

谷頭部の北東に位置し、3,023.00㎡の面積があり、そのうちの661.00㎡が公有地で、2,362.00㎡が民有地となっています。鈴木町一丁目特別緑地保全地区として指定され、保全計画のもと現状の植生が、保護されてきました。

平成7(1995)年にコゲラの森の北東に接する部分で発掘調査が行われましたが、調査対象を八小遺跡と同様に奈良・平安期までの掘り下げとしたため、遺構・遺物は検出されていません(表5集No.27①)。

現状では、雑木林となっており、隣接する八小南公園と併せ市民の憩いの場として機能し



④：コゲラの森

ています。

(5) 保存管理等用地

旧谷頭部の南側台地上に位置し、南側隣接地の発掘調査(表5集 No.54)では、埋没した小支谷の跡や遺物の集中が認められ、本地点の旧地形が明らかとなっています。他の保存区と同様に遺構及び遺物が濃密かつ良好に保存されていると推定され、谷頭部を取り巻く旧地形を良好に残した地点です。同地には、農林中央金庫小金井研修所が昭和39(1964)年に設置され使用されてきましたが、遺構・遺物が濃密に包蔵されていることが明らかことから、廃止に伴い平成26(2014)年に農林中央金庫から小平市へ寄付されました。面積は約13,810.85㎡と保存区の中で最大です。平成29(2017)年3月には東京都の史跡として追加指定され、保護が図られてきました。

小平市への寄付後に、研修所に附属する建物やプール等の施設の撤去が行われましたが、地下の遺構・遺物を保護するために、基礎部分や埋設管等が手つかずで残されています。しかし、これらの残置基礎、埋設管等については正確な位置や深さについての情報は限られています(図22)。保存管理等用地は、北面と東面は高低差により擁壁となっており、北西側で鈴木小学校と鈴木小南公園、北東側で回田町第2公園に接するほかは、周囲は住宅地となっています。北側擁壁部分に旧研修所の裏口門がありますが、現在封鎖されています。保存管理等用地へのアプローチとしては、南側の住宅地の間には3か所入り口があるほか、鈴木小南公園からのアプローチが考えられます。



⑤：保存管理等用地内プール跡



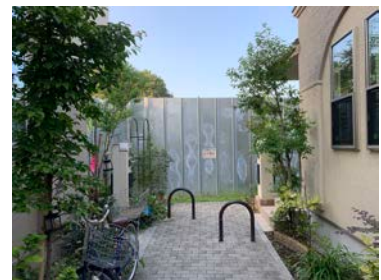
⑥：保存管理等用地内研修所跡



⑦：保存管理等用地内テニスコート跡



⑧：保存管理等用地
南西側アプローチ(道幅約7.0m)



⑨：保存管理等用地
南側アプローチ(道幅約2.0m)



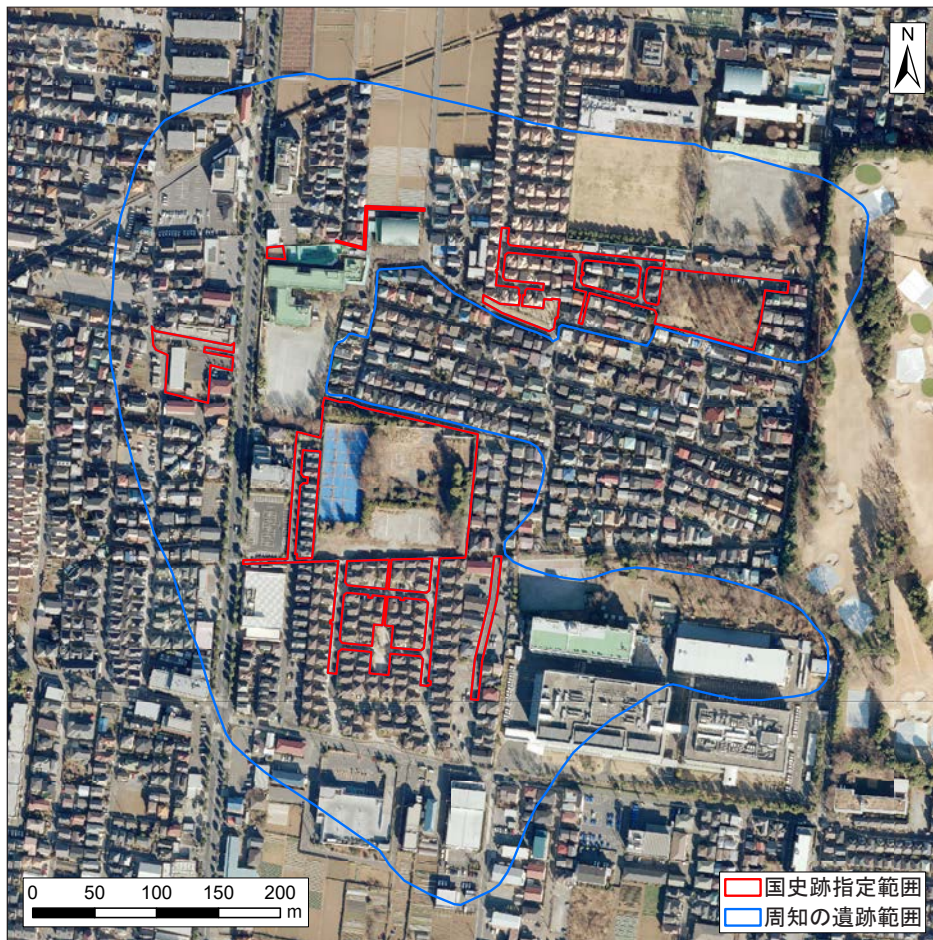
⑩：保存管理等用地
南東側アプローチ(道幅約6.0m)



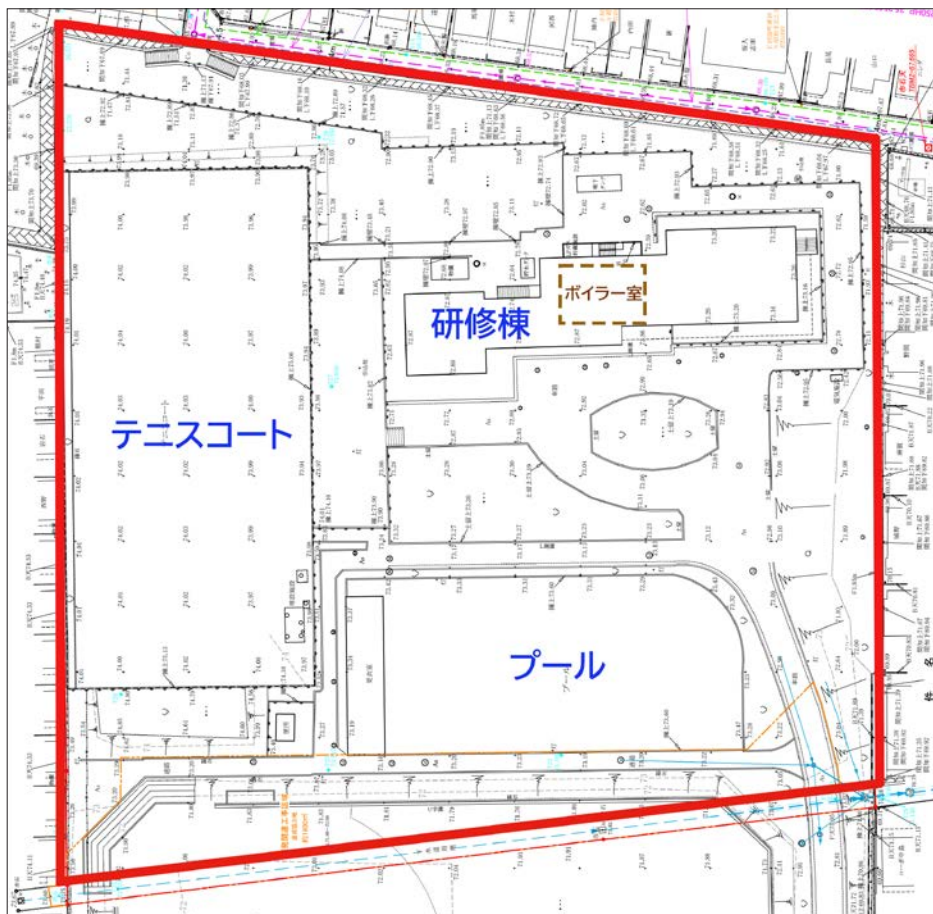
⑪：保存管理等用地
旧研修所の裏口門



⑫：保存管理等用地
北側擁壁

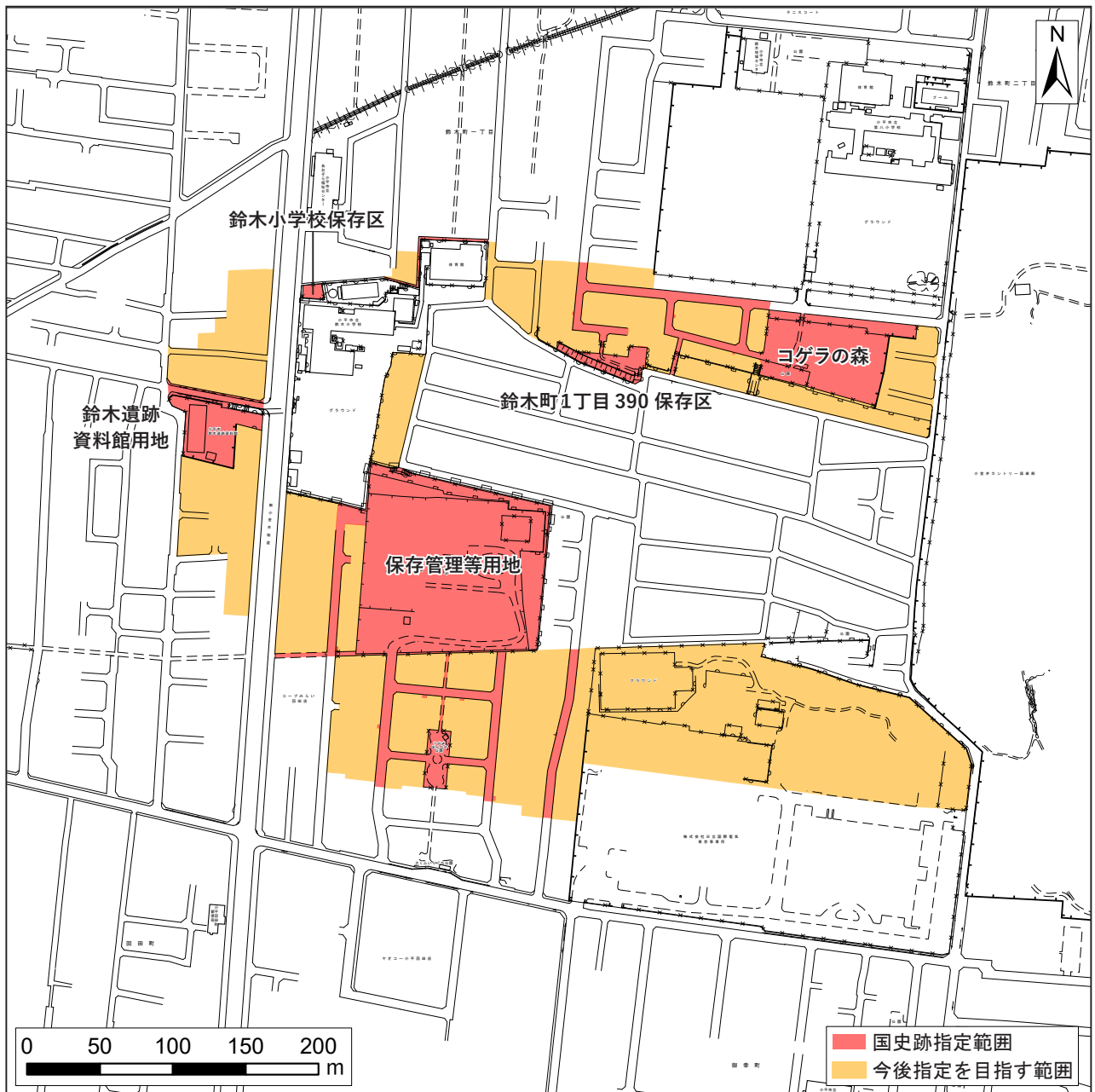


【図 21】 現況の航空写真



【図 22】 保存管理等用地の解体前現況図

史跡 鈴木遺跡の現状と課題		現状	課題			備考	
			①保存	②課題	③整備		
史跡指定地	A-1	鈴木小学校保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
		鈴木遺跡資料館用地	市有地、活用中	○	○	(-)	
		鈴木町1丁目390番地保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
		保存管理等用地	市有地、更地化完了	◎	未	未	
	A-2	コゲラの森	民有地、活用中	◎	○	(-)	一部市有地、特別緑地保存地区
		公園	市有地、活用中	○	○	-	
史跡化を目指す範囲	B	市道	市有地、活用中	○	○	-	
		住宅、店舗	民有地	未	未	未	
当面史跡から除外されている範囲		工業用地	民有地	未	未	未	
		鈴木小学校用地	市有地、活用中	記録保存	-	-	発掘調査終了
		新小金井街道	都有地、活用中	記録保存	-	-	発掘調査終了



【図 23】 鈴木遺跡の国史跡指定についての状況

第2節 調査研究の現状と課題

鈴木遺跡は長期にわたる発掘が行われ、出土品や調査研究の成果は膨大なものとなっています。また、今後も発掘や調査研究により、その本質的な価値が高まることを見込まれます。ここでは、今後必要となる調査研究の現状と課題を整理します。

1 現状

(1) 鈴木遺跡（史跡）

発掘調査が行われていない範囲があります。

(2) 総括報告書

鈴木遺跡のこれまでの調査研究成果は、総括報告書としてまとめられましたが、一部に補足すべき部分が残されています。

(3) 出土遺物

鈴木遺跡の出土遺物には重要な遺物が多数存在しますが、数が膨大であり、現在の観点からでは、再報告、再分析を要するものが多数存在します。

2 課題

(1) 史跡の未発見の価値を発見・確定させるとともに、遺構範囲確認のため未実施の範囲について発掘調査を行う必要があります。

(2) 鈴木遺跡の潜在的価値を顕在化させるとともに、学術的成果を公表するために総括報告書の補足を行い発行・発信する必要があります。

(3) 出土遺物について十分な調査を行い、学術的成果として公表するとともに、価値の認められるものについては文化財としての認定を目指すなど、より広くその価値が認識されるよう図る必要があります。

第3節 活用の現状と課題

1 活用

(1) 現状

- ア 鈴木遺跡北側にある鈴木小学校保存区の説明看板を除くと、鈴木遺跡を示す解説看板等がありません。また、史跡指定地外も含め鈴木遺跡を示す、あるいは誘導するサインは限定的です。
- イ 鈴木遺跡は旧石器時代遺跡であることから、露出した遺構はなく、現状では整備が行われていないため、指定地の見学だけでは史跡の本質的価値が十分に伝わっていません。
- ウ 史跡指定範囲（鈴木遺跡資料館用地）に鈴木遺跡資料館が設置されており、出土遺物や地層標本等の展示が行われています。
- エ 鈴木遺跡資料館では、教育普及活動として学校利用等を受け入れているほか、鈴木遺跡のガイドブック等を刊行して配布しています。
- オ 鈴木遺跡の情報発信は、外郭団体のこだいら観光まちづくり協会を通じて行われているほか、公的な刊行物やリーフレットのほかは市ホームページによる発信にとどまっており、SNS 等による発信は行われていません。
- カ 次ページに示すような市民を対象とした各種の啓発イベントが定期的で開催されています。

(2) 課題

- ア 史跡の活用のため、サイン類や遺構の平面表示・植生復元等の整備を行い、見学者に鈴木遺跡の本質的価値を伝えられるようにする必要があります。
- イ 史跡の指定範囲が広範囲に広がっているため、今後整備を進めながら動線の設定を検討する必要があります。
- ウ 今後整備を進めながら、史跡指定範囲外に誘導サインを設置し、鈴木遺跡を周知する必要があります。
- エ 幅広い層に鈴木遺跡の存在と魅力を伝えるために、史跡独自の SNS 等を活用した情報発信を検討していく必要があります。
- オ 鈴木遺跡の情報発信の大部分が日本語のみのため、将来的には多言語対応を検討する必要があります。
- カ 学校教育や生涯学習の場として活用されるよう、学校や社会教育関係機関、地元関係者との連携を強化する必要があります。
- キ 史跡の活用に求められる需要を把握するため、活用状況を調査する必要があります。
- ク 史跡指定地の大半は公有地となっていますが、その多くが住宅地に面しているため、活用に当たっては防災・防犯に十分に配慮する必要があります。

【表8】過去のイベント開催状況・遺跡現地説明会等

1. 文化財講演会

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成26年6月21日(土)	稲田孝司	鈴木遺跡の成り立ちと黒曜石の獲得	288
平成28年3月26日(土)	小田静夫	鈴木遺跡と日本の旧石器時代研究	38
平成29年3月18日(土)	小菅将夫	岩宿遺跡と鈴木遺跡	56
平成29年11月23日(木)	小平市学芸員	文化財特別展ギャラリートーク	29

2. 文化財特別展

開催日	テーマ	会場
平成26年6月21日(土)、22日(日)	ミニ展示 鈴木遺跡-最近の発掘調査-	ルネこだいら展示室
平成26年10月24日(金)～11月24日(日)	こだいらの遺跡-鈴木遺跡発掘-	小平ふるさと村
平成28年2月10日(土)～5月29日(日)	見えてきた鈴木遺跡のすがた	鈴木遺跡資料館展示室
平成29年10月7日(土)～平成30年3月18日(日)	鈴木遺跡出土の黒曜石と礫群	鈴木遺跡資料館展示室
平成30年2月8日(水)～5月22日(水)	鈴木遺跡と江戸東京	鈴木遺跡資料館展示室
令和2年2月22日(土)～3月29日(日)	鈴木遺跡の文化層と黒曜石	鈴木遺跡資料館展示室

3. 文化財体験講座

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成25年8月25日(日)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	41
平成26年8月2日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	34
平成28年8月6日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	49
平成29年11月11日(土)	竹花宏之	ナイフ形石器を作ろう!	5
令和元年10月20日(日)	竹花宏之、竹花美保	ナイフ形石器を作ろう!	16
令和4年8月6日(土)	竹花宏之、竹花美保	ナイフ形石器を作ろう!	29

4. 遺跡ウォーク

開催日	講師	テーマ	参加者数(人)
平成25年11月2日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	20
平成26年6月20日(金)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	30
平成26年6月23日(月)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	31
平成26年11月15日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	38
平成27年10月24日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	19
平成28年10月25日(土)	小平市学芸員	こだいら文化財めぐり	21
平成29年2月11日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	19
平成29年11月18日(土)	小平市学芸員	こだいら文化財めぐり	14
平成30年10月27日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	8
令和元年11月23日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	12
令和4年3月26日(土)	小平市学芸員	小平の遺跡をあるく-鈴木遺跡・八小遺跡-	52

第4節 整備の現状と課題

鈴木遺跡の整備については、鈴木遺跡全体と、これから活用にあたって整備が行われる保存区に分けて現状と課題の整理を行います。

1 鈴木遺跡全体

(1) 現状

鈴木遺跡は、これまで保存区の整備が行われたほかは、鈴木遺跡資料館の設置や一部のサインが設置されているのみで、整備により実現すべき史跡の保存活用が十分に行われていません。そのため、鈴木遺跡資料館を除くと駐車場やトイレなどの便益施設もなく、遺跡ウォークなどに支障をきたしています。

(2) 課題

鈴木遺跡の整備について、具体的な内容や実施計画等を定める整備基本計画を策定し、体系的、効果的な整備を計画的に行う必要があります。また、史跡指定範囲の大半は公有地となっていますが、その多くが住宅地に面しているため、整備に当たり地域住民への配慮が必要となります。

史跡内には基本的に駐車場や便益施設などを新たに建設することができないため、これらを史跡範囲外に設けることを検討する必要があります。

2 保存区

(1) 現状

ア 4つある保存区のうち、保存管理等用地については整備が完了していません。

イ 保存管理等用地には北側に1か所階段が、南側に3か所入り口があります。

ウ 鈴木遺跡資料館は老朽化が見込まれ、将来的には建て替えを行う必要がありますが、史跡指定範囲内にあるため、増築を含め掘削を伴う工事を行うことができません。

エ 石神井川の源流部を取り囲む地形的特徴をもつ鈴木遺跡では、必然的にかつての流路を見下ろす場所に大きな高低差が生じています。指定範囲についてみると、保存管理等用地の西辺、北辺、東辺、鈴木町1丁目390番地保存区の南辺、東辺、及び鈴木小南公園の北辺に土留めのための擁壁が設けられています。

(2) 課題

ア 保存管理等用地は北側と南側にアプローチがありますが、ともに住宅地に面しているため、整備や活用にあたっては、住民への配慮を行う必要があります。

イ 保存管理等用地には、建物基礎や埋設管等が残されているため、整備にあたっては、遺跡の保存を優先しつつ、安全面も配慮した形で、これらを取り込んでいく方法を検討する必要があります。

また、的確な整備を行うため、各種調査（試掘、地中レーダーなど）によって、建物基礎や埋設管等の位置、深度を確認する必要があります。

ウ 鈴木遺跡資料館については、ガイダンス施設としての機能を加え、将来的に史跡の範囲外に移転する方向での検討を行う必要があります。

エ 擁壁は、常にその状態に注意を払っておく必要があるばかりでなく、定期的に専門業者による健全度の確認を行っていく必要があります。

第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題

1 現状

鈴木遺跡保存管理等用地は鋼板フェンスで周囲を覆われていて、地域に住む人にとっても、内部をうかがうことがほとんどできない状態です。鋼板フェンスの安全点検や、植栽の維持管理、除草剪定作業は業者に委託するなどして実施しています。その他の保存区や鈴木遺跡資料館用地は業者に委託して植栽の維持管理を行っていますが、雑草が急速に繁茂する時期にはその速度に除草作業が間に合わず、毎年、隣接する住民から除草や剪定への要望が頻繁に寄せられています。

2 課題

除草、剪定を含む植栽等の維持管理に関しては、公的な業務として行うものに加え、ボランティア活動のような、地域の方々からの協力を得て実施する部分も設定することにより、地域の財産としての遺跡として関心と愛着をもってもらう方向も積極的に検討しなくてはなりません。また、そのための体制の構築はもちろん、器材置き場や休憩スペースなどの設置も検討していく必要があります。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

鈴木遺跡は、武蔵野台地の湧水地に営まれた大規模かつ長期間にわたる後期旧石器時代の遺跡で、現在もその遺構・地形を良好に残しています。発掘調査の成果からは、後期旧石器時代を通じて連綿と続いたおびただしい人間活動の痕跡があきらかとなり、鈴木遺跡の立地と景観とが際立った特徴をもち、それは江戸時代以降の人々の生活にも影響を与えていました。そして、その一部が現在も保たれています。

こうした要素は、鈴木遺跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかなくてはなりません。そのために第4章において、整理した現状と課題から、今後鈴木遺跡が目指す将来の姿を、大綱として以下のとおり定めました。

比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む

第2節 基本方針

1 保存

第3章第2節で示したような鈴木遺跡のもつかけがえのない価値を、着実に後世に継承します。

遺構が良好に残る保存区や当時の地形を容易に体感できる環境を維持するために、指定地や指定を目指す範囲を中心に必要な整備を進めるとともに、その有効な維持管理を行います。また、これまでの調査での出土遺物などの適切な保存管理を行っていきます。

2 調査研究

鈴木遺跡が私たちに伝える後期旧石器時代の厳しい環境下での人々の営みを垣間見ることのできる価値や魅力について、より多く明らかにし、潜在的価値を顕在化していくための調査研究を進めます。

後期旧石器時代を通じて、研究を行うことのできる貴重な遺跡であり、12万点におよぶ石器群の研究をこれからも行っていく必要があります。そのため、遺跡の正しい理解や、適切な保存活用を行うために、追加的な学術調査を行ったり、保管されている調査記録や遺物等の資料の再整理、再分析を行っていきます。

3 活用

鈴木遺跡のもつ豊かな内容と価値を、広く知っていただけるよう発信に努めます。

案内や解説を行うサインや説明看板を含めた現地での整備を行います。将来的にガイダンスや展示、保管等を行う施設を設置します。各種イベントの実行、さらにはインターネットや印刷

物などの多様な媒体を通じた発信、学校や関連団体との連携などを通じて鈴木遺跡の正しい理解や関心を深めていきます。

4 整備

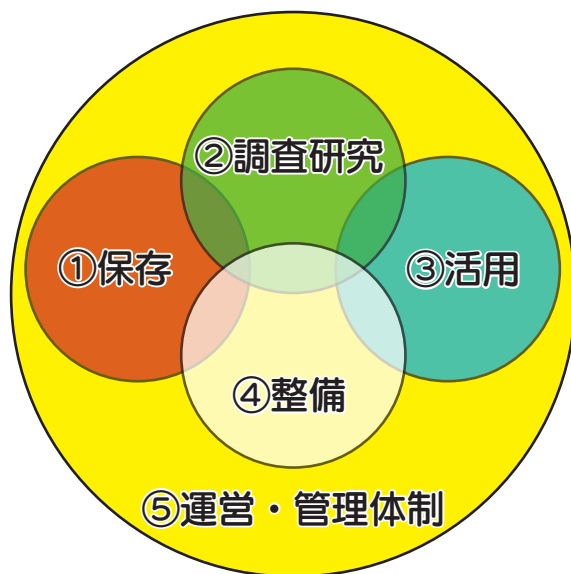
鈴木遺跡を育んだ地形的特徴を、後世の土地利用の記録や痕跡、現在の景観、土地の凹凸など、関連する諸要素と結び付けて整備をしていきます。

石神井川のかつての水源や流路という地形上の特徴が遺跡に何をもたらしたのかについて、実際に観察したり体験したりしていただくとともに、鈴木遺跡の代表的な遺物や石材のあり方、その後の人間活動のありさまや移り変わりを知っていただき、遺跡に対する愛着や理解を深めていけるようにします。

5 運営・体制の整備

鈴木遺跡の保存、管理、運営を、地域の方々や関連する組織等と協力して進めていく体制を作ります。

市街地化し、周辺に人家の多い地域にあるため、鈴木遺跡のあるべき保存や活用は、行政のみが担うのではなく、地域や市民の皆様との協力を得ながら、ともに手を携えて遺跡のあるまちづくりをはじめ、地域の活性化を進めていく方策を探っていきます。



【図 24】 5つの基本方針の関係性のイメージ

第6章 保存

第1節 保存の方向性

鈴木遺跡に関する調査・研究を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行い、指定地周辺の遺跡範囲（埋蔵文化財包蔵地）についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。また、鈴木遺跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて下記で示す地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の手法を定めます。

また、これらに隣接する地域においても、遺跡の地形や景観への配慮を促していく方策を検討します。

第2節 保存の方法

1 地区区分の設定（図 25）

鈴木遺跡の地区区分は、鈴木遺跡の現状の指定範囲の確実な保存と将来的な遺跡の保存を踏まえて、A区・B区・C区の3区に区分します。

A区は、史跡指定範囲内で史跡の本質的価値を構成する主要遺構が確認されている区域です。B区は、重要な遺構が存在している可能性が高く、将来的には追加指定や公有化を検討する区域です。C区はA・B区を除く遺跡範囲内で、確認調査等を行い遺構の確認を行う必要性のある区域や活用のために必要な区域が含まれています。

(1) A区：史跡指定範囲

A区は保存と活用の観点から、土地利用の状況によりA-1区（保存区）及びA-2区（現状道路等に利用されている区域）に細分します。

ア A-1区（保存区）

管理等用地を含め保存区として、保存されており、活用等を図ることのできる範囲です。大部分が公有地となっていますが、コゲラの森など一部に民有地が含まれています。基本的に現状のままの保存を前提とします。

イ A-2区（現状道路等に利用されている区域）

道路等として利用されており、全て公有地となっています。現状では積極的な保存と活用を検討する事が難しい区域であり、現状での継続管理を前提とします。

(2) B区（今後保護を目指す範囲）

重要な遺構が確認されていたり、存在する可能性の高い区域です。現状では住宅や店舗、企業ビル等が建っています。全て民有地となっているところから、今後地権者への丁寧な説明等を行い、指定に向けた同意を目指します。

(3) C区（A・B区以外の遺跡範囲）

C区はA・B区以外の遺跡範囲です。調査がすべて終了し、当面それぞれの用途で活用

されている鈴木小学校用地と新小金井街道は含みません。周知の遺跡としての手続きを踏みながら保護につとめます。

2 各地区の保存の方法

【表9】地区区分と保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A-1区 (保存区)	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。 史跡の支障となる要素については、史跡に影響を与えない範囲で移転・除去などの整理を進めます。
	A-2区 (現状道路等に利用されている区域)	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。 基本的に現状維持とし、道路や上下水道管等の工事の際は、遺跡の毀損に留意したものとします。
史跡指定範囲外	B区 (今後保護を目指す範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存を原則とし、所有者の理解協力を求めます。現状では周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。 遺構を含む可能性が高いことから、追加指定や公有化を検討します。 地下遺構の適切な保存を図るため、遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行い、地下遺構に影響を及ぼすと思われる行為や構造物や工作物の設置については、所有者の理解協力を求めて、地下の遺構の保存を図ります。
	C区 (A・B区以外の遺跡範囲)	<ul style="list-style-type: none"> 保存のために、調査を行い今後の保護について検討を行います。 遺構が存在した場合、遺構の毀損や滅失がないよう、遺構が検出された深さの周知を行い、所有者の理解、協力を求めて保存を図ります。 調査を行い、今後の保護について検討を行います。

3 出土遺物の保存管理

出土遺物は鈴木遺跡の構成要素であり、本質的な価値に準ずるものであるため、火災をはじめ各種災害対策を含め適切な保存と管理を図ります。

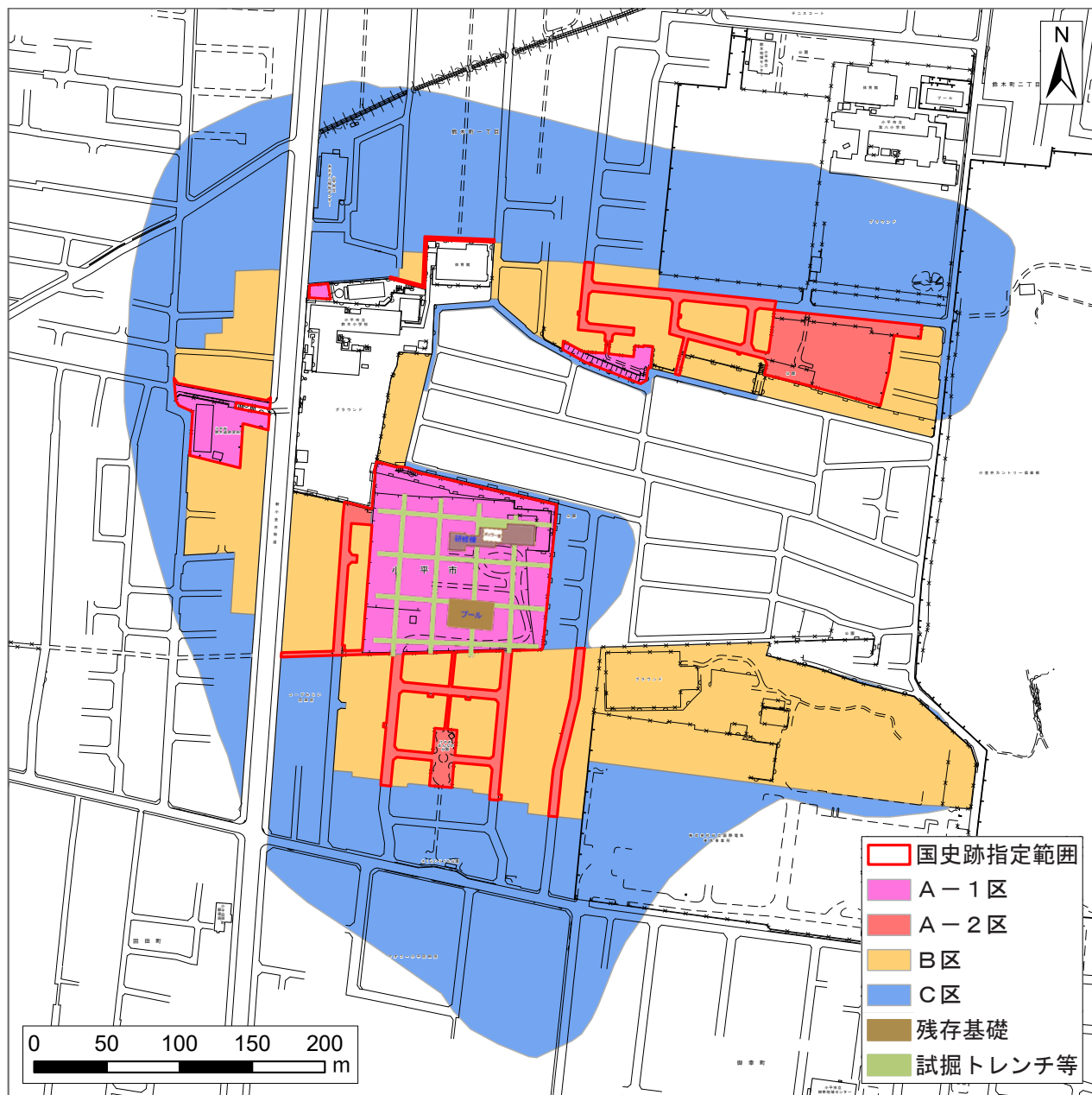
4 植生の管理

史跡保存の観点から、史跡内の植生を調査し、適切な管理を行うとともに、保存管理等用地などでは整備にあたって必要となる樹木の現況調査を行うとともに往時の植生の復元を検討していきます。

特にコゲラの森は特別緑地保存地区となっており、保全計画に基づく植生管理（萌芽の更新や補植等）が行われることから、植栽にあたっては文化庁と十分な協議を行った上で、許可を得て行います。

5 文化財の防災

保存管理等用地や鈴木1丁目390番地保存区の周囲にある擁壁の維持管理や定期的な点検などを行い、震災や各種災害からの保存を図ります。



【図 25】鈴木遺跡の地区区分



【図 26】保存管理等用地の拡大図

第3節 現状変更等の取扱方針及び基準

1 現状変更等の対象となる行為

(1) 現状変更等について

文化財保護法第125条に基づき、史跡においてその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を必要とします。

現状を変更する行為は、掘削を伴う工事など、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を指し、保存に影響を及ぼす行為は、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。

現状変更等のうち一部は、文化財保護法第184条及び文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、小平市教育委員会が許可等の事務を取り扱います。この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）が定められています。

(2) 現状変更等の内容

鈴木遺跡においては、以下の行為が、現状変更等として想定されます。

- ア 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- イ 土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為
- ウ 発掘調査等の学術調査
- エ 史跡の保存や活用、整備にかかわる行為

また、史跡の追加指定が行われた際には、以下の行為が現状変更として想定されます。

- ア 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- イ 工作物等の設置、改修、除却

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

現状では史跡指定範囲の大半が公有地となっていますが、追加指定が行われることを考慮して現状変更の取扱い基準を次のように設定します。

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、住民の生活に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

許可に当たっては、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡への影響が必要最小限であること、土地の形状の変更や景観に与える影響等が最小限であること等の条件を踏まえることとします。なお、地下遺構の遺存が予想される範囲内においては、必要に応じて小平市教育委員会による事前の発掘調査を実施し、その結果により必要に応じて計画の変更等により遺構の保護を図ります。

(2) 現状変更等の許可申請の範囲

鈴木遺跡における、現状変更等許可申請の対象となる行為は以下のものが想定されます。

ア 発掘調査等学術目的のための調査

鈴木遺跡の保存活用を目的とする遺構の保存を前提とした最小限の範囲の調査

イ 史跡の保存、活用、整備上必要な行為

- (ア) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識及び境界標等の設置
- (イ) 史跡の保存、活用、整備上必要な建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (ウ) 史跡の保存、活用、整備上必要な工作物の設置、改築、改修、除却
- (エ) 遺構保護のため行う盛土等、史跡の保存、復旧のために行う行為
- (オ) 学術調査の成果を踏まえた活用のための遺構整備及びこれに伴う土地の形質の変更
- (カ) 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- (キ) 史跡の保存、活用のための整備に伴う地形の改変

ウ 公益上必要な行為

- (ア) 電柱、電線、上下水道管等の改修、整備
- (イ) 既存の市道の補修

エ 土地所有者及び周辺住民の日常生活に必要な行為

- (ア) 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (イ) 工作物の設置、改築、改修、除却

(3) 小平市教育委員会が許可等の事務を取り扱う行為

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、文化財保護法第184条及び施行令第5条第4項の規定に基づき、小平市教育委員会が許可、取消し、停止命令の事務を取り扱うものは下記のとおりです。これらの行為に対する許可事務の処理は、「事務処理基準」に基づいて行います。

ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）。又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ウ 文化財保護法第115条第1項（文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ 木竹の伐採

キ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(4) 現状変更等許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項ただし書の規定により、現状変更等のうち維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合については、現状変更等の許可を必要としません。ただし、毀損が生じた際は文化財保護法第33条による毀損届を、毀損箇所の復旧を行う場合は、法第127条による復旧届をそれぞれ文化庁長官に提出する必要があります。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」に以下のように定められています。

- ア 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- イ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ウ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(5) 現状変更等に当たらない行為

現状変更等に当たらない行為として、想定される行為は以下のとおりです。

- ア 改築等を伴わない既存施設等の維持管理行為、便益施設の維持管理に伴う措置（施設等の清掃・保守点検、簡易な補修、街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵等の補修）
- イ 清掃、除草、植生の日常的な手入れ（枯損木処理、支障枝せん定、草刈等）等の日常的な維持管理行為
また、追加指定が行われ、その範囲が生産緑地に含まれている場合は、下記の行為が想定されます。
- ウ 遺構面に及ばない深度の耕作、農業行為

3 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準

(1) A-1区

史跡指定地内での工事等の現状変更は、原則として認めません。ただし、史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(2) A-2区

A-1区同様、現状変更は認めませんが、行政や地域住民等の生活に関係するものについては、遺構が保存でき、景観が損なわれない措置が講じられる場合にのみ認めます。

(3) B区

B区は今後史跡指定を目指していく範囲であるため、遺構の保存を原則とし、所有者の理解協力を求めますが、現状では文化財保護区における埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行っていきます。

(4) C区

C区は史跡範囲外であるため、文化財保護法における埋蔵文化財包蔵地、都市計画の用途地域に準じます。

第4節 追加指定・公有化について

史跡指定地の周辺は大半が私有地となっています。鈴木遺跡の本質的価値を守っていくために、重要な遺構・遺物を包蔵していると推定される場所では、土地所有者に史跡の価値を伝えるなどして、理解と協力を得られるよう努め、その同意を得て、史跡への追加指定を行っていきます。

一方で、開発等の事案に対しては、必要に応じて土地の公有化を含めて対応するなど、保護を検討していきます。

第7章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

史跡の本質的な価値をより明確にし、適切な保存活用を図るために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、出土品の調査研究の実施を検討します。

第2節 調査研究の方法

1 史跡指定範囲内

- (1) 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を行います。
- (2) 遺構の復元や表示等の活用、整備に必要な情報を得るために、現況地盤高や埋設管等の位置や深度、遺物包蔵層の平面および深度についての遺存状態を確認する調査を行い、現地での解説を充実させる剥ぎ取り標本の作製等を行います。また、必要な場合には、発掘調査等を行います。この際、遺構への影響を最小限にするため、地中レーダー等の発掘調査以外の調査方法も検討します。

特に発掘調査については、史跡の重大な現状変更に当たることから、調査目的を明確にし、調査が史跡の本質的価値に及ぼす影響を踏まえ、最小限の範囲で発掘調査を行うよう、十分な検討を行うこととします。

- (3) 指定地周辺で遺構があると推定される範囲については、発掘調査や立合等を行い、的確な保存と新たな知見の充実を図ります。
- (4) 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書等を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

2 総括報告書の補足

既存の調査研究において、総括報告書で検討が及ばなかった項目について補足的な調査を行うほか、黒曜石の蛍光X線分析による産地推定が大きな成果をもたらしたことを踏まえ、未分析資料の追加分析を行うことなどを通じて、鈴木遺跡の本質的価値を高めるとともに、成果の発信を行います。

3 出土遺物

鈴木遺跡から発掘された出土遺物には、旧石器時代を代表する石斧等の重要な遺物が含まれています。また既往の報告書の一部では、さまざまな制約から実測図の作成、掲載といった資料化が十分に行えなかった遺物が残されていることから、それらの再整理を行い、文化財としての価値の底上げを図ります。

第8章 活用

第1節 活用の方向性

第5章の大綱で、「市民と共に守り育む」とうたっているように、小平市を代表する文化財として市民が親しみと誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえるよう、鈴木遺跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、旧石器時代遺跡を有する周辺自治体と連携した活用や様々な層の方への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

一方、遺跡の包蔵地に住宅地が広がる都市型の史跡としての特性から、活用に係る各種事業の計画及び実施に当たっては、地元自治会や関係者など、地域住民との協働、あるいは学校、公民館といった公共施設や近隣自治体、周辺の観光施設等との連携を行うことで、地域に根ざした活用を図り、より多くの市民や組織が参画できるようにします。

第2節 活用の方法

1 鈴木遺跡保存管理等用地

- (1) 鈴木遺跡の保存区の中でも広大な面積を有する保存管理等用地を、史跡広場として旧石器時代の鈴木遺跡の立地や環境、景観などが体感できるような整備を行い、体験型のイベントの開催や、旧石器時代遺跡を有する周辺自治体と連携したイベントの開催等を検討して、楽しみながら旧石器時代を学ぶことのできる活用を目指します。
- (2) 鈴木遺跡保存管理等用地の、現地での学習支援等、学校教育や生涯学習との連携を図り、積極的な活用に結び付けるなどの仕組みづくりを検討します。
- (3) 旧石器時代遺跡や旧石器時代の環境・立地に関係した遺跡ウォーク等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に鈴木遺跡を周知する取組を検討します。
- (4) 学校や生涯学習のための講座等の実施に当たり、アンケート調査等を行い、ニーズに合わせて活用内容の見直しを行います。

2 鈴木遺跡資料館の活用

(1) 出土遺物の公開・展示

鈴木遺跡の構成要素であり、本質的価値を示す出土遺物を展示することにより、鈴木遺跡と旧石器時代の魅力を見学者に伝えます。常設展示は定期的に更新し、最新の研究成果を反映させたものとするとともに、リピーターを飽きさせないような工夫を行います。特別展（企画展）については、他市町村や博物館と連携した事業を検討します。

(2) 企画性に富み開かれた資料館

資料館や史跡指定地を利用した体験学習や史跡見学、講座などのイベントを定期的を実施するほか、市民団体や地域との協働事業を行い、見学者に様々な体験を提供します。また、申し込み不要で参加できるイベントの企画や体験学習メニューを設けるなど、気軽に見学者が参加できる環境の整備を検討します。

(3) 憩いの場・交流拠点としての資料館

市民団体や地域との協働事業を行い、市民活動や地域との連携を深めるとともに、ボランティア等の人材育成の拠点とするなど、鈴木遺跡と資料館を中心としたコミュニティを形成し、市民の憩いの場・交流拠点となることを目指します。

(4) 旧石器時代研究の拠点

最新の調査研究成果を元にした定期的なシンポジウムの開催や、他の博物館や大学と協同・連携した研究を行う等、継続的で充実した調査研究活動を行い、旧石器時代研究の交流拠点となる施設と体制を検討します。

3 情報発信・周知

(1) 鈴木遺跡への興味関心を高めてもらえるよう、鈴木遺跡や旧石器時代の魅力、調査研究の成果や整備の過程等をパンフレット、市ホームページ等により発信し、最新の情報を市民と共有します。

(2) 刊行物や案内看板等による周知については、海外からの来訪者、観光客等も想定し、英文による表記や多言語化を検討します。

(3) 鈴木遺跡の本質的価値や歴史的環境・景観を体感できる情報発信の手段として、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）といった各種技術の利用を検討します。

(4) 保存管理等用地、鈴木遺跡資料館を含めた各保存区・施設や案内看板（サイン）、解説板等を有機的に結びつけて、楽しみながら遺跡の地形や景観を学んでいけるよう工夫していきます。

4 文化資源との連携

(1) 小平市内には、玉川上水や野火止用水、小川分水をはじめとする数多くの用水路が走り、旧街道沿いの道端、寺社の境内などには、庚申塔や馬頭観音などの石造物を見ることができます。また街道から直角に細長い敷地が連なっていた短冊形地割を含め、市内では近世以降に開発が行われた新田農村の面影を随所に見ることができます。こうした近世の新田農村に由来するさまざまな文化資源を、鈴木遺跡の本格的な調査のきっかけとなった水車遺構や水田跡と結びつけ、歴史的記憶として伝えていくことによって、地域への愛着を深める手立てとして行きます。

(2) 鈴木遺跡の名のもととなった鈴木新田には「鈴木ばやし」という伝統芸能が伝えられており、また市内にある古民家園「小平ふるさと村」には、鈴木遺跡範囲内の一角にかつて建っていた神山家主屋が移築復元されているほか、神山家主屋がもともとあったとされる小金井市には江戸東京たてもの園があり、多摩地域や東京都心部の縄文時代から近現代にいたる建物が移築復元されており、展示施設やビジターセンター、ミュージアムショップ等も併設されています。このたてもの園の収蔵庫には、鈴木遺跡の前身である回田遺跡の遺物や、鈴木遺跡の範囲内に所在する八小遺跡の出土遺物も所蔵されているなど、鈴木遺跡との所縁も深く、こうした施設との交流を盛んにすることによって、より広い範囲の方々に鈴木遺跡の価値や魅力を伝えていきます。

- (3) 市役所庁舎1階の壁面には鈴木遺跡からインスピレーションを得たという山口長男のモザイク壁画「創生」が飾られているほか、玉川上水に面して彫刻家平櫛田中の終焉の地があり、作品を収蔵した平櫛田中彫刻美術館があります。このほか、彫刻家斎藤素巖の作品が中央図書館の壁面や緑道沿いに配され、武蔵野美術大学が所在するなど、豊富な美術系の文化資源を擁していることから、これらとのコラボレーションを通じて、関心呼び込む工夫を行います。
- (4) 上記以外にも、市内にはふれあい下水道館、ガスミュージアム、ブリヂストン小平工場内の Bridgestone Innovation Gallery などの展示施設があり、周辺市にも上述の江戸東京たてもの園の他、多摩六都科学館、東村山ふるさと歴史館など、各種の文化施設が所在していることから、こうした施設と積極的な連携交流を行っていきます。

第9章 整備

第1節 整備の方向性

鈴木遺跡の適切な保存と有効な活用を図るために、基本的に保存管理等用地、保存区やコゲラの森を中心に指定地の整備を行います。整備は、史跡の本質的価値を維持するための「保存のための整備」と、見学者が本質的価値を理解しやすくなるようにする「活用のための整備」に分けられます。

史跡全体の整備の方向性を示した上で、指定地の状況により、保存区・コゲラの森、保存管理等用地、鈴木遺跡資料館に分けて、整備の方法を示します。

1 指定地（A-1区、A-2区）及び今後指定を目指す範囲（B区）

(1) 全体の方向性

ア 整備基本計画を策定し、整備の具体的内容、事業計画を定めた上、保存と活用の両面の調和を図りながら、計画的に整備事業を進めます。

イ 整備は、これまでの調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。史跡の内容確認や整備事業に必要な情報を得るための調査を必要に応じて実施します。

ウ 整備に伴う住民説明会や整備工事見学会等の開催、整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

(2) 保存のための整備

日常的な維持管理、経過観察を適切に行うとともに、遺構の毀損を未然に防止するように努めます。遺構の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、毀損の程度、発生原因等に応じた復旧の方法を検討し、必要な手続きを行った上、復旧措置を実施します。

(3) 活用のための整備

鈴木遺跡の本質的価値を伝えるための遺構の平面表示やサイン、鈴木遺跡資料館（ガイダンス施設）のリニューアル、保存管理等用地の史跡広場化、トイレ等の便益施設の整備、景観向上、市民の憩いの場や地域の活動の場として活用を図るための環境整備等を計画的に実施して、総体として旧石器時代の環境・景観を体験できる整備活用を目指します。

2 鈴木遺跡保存管理等用地

鈴木遺跡保存管理等用地は現状では以前に存在した施設の埋設管や基礎が残存し、樹木や雑草が繁茂した状態となっています。用地の北側と東側は武蔵野団地、西側と南側は住宅地に囲まれています。こうした状況を踏まえて、整備の方向性を次のように設定します。

(1) 旧石神井川の源流部に営まれた鈴木遺跡に対する理解を深めることができるよう、残置された建物基礎への盛土を利用して鈴木遺跡をイメージした地形再現を行ったゾーン（図 27-3,5）を設け、園路で周回して往時の環境や地形、景観が体感できるよう工夫します。

(2) 便益施設としてのトイレ（図 27-8）や給水所（図 27-9）の他、鈴木遺跡発見以前の建物の旧地下ボイラー室によって遺物の包含層以下まで破壊された部分に、直射日光や雨を

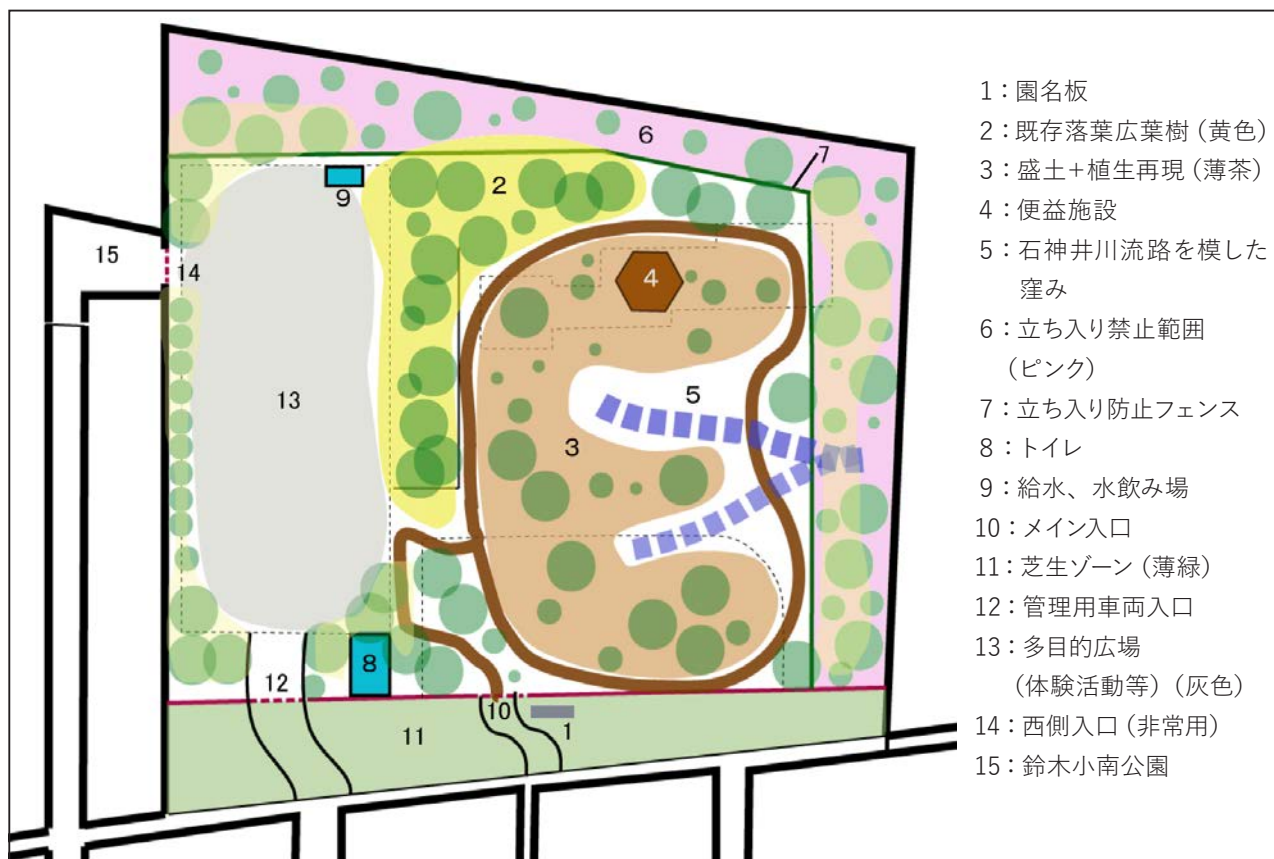
避けることのできる便益施設(図 27-4)を設置します。

この施設に隣接した場所で研修棟の基礎等によってかく乱されていない部分を対象に立川ローム基底部まで掘り下げ、土層堆積の剥ぎ取り標本(接状剥離)を採取します。この時石器、礫群、炭化物片集中などの遺物や遺構が検出された場合には、現地での原位置表示などの活用も検討します。

採取した標本は、研修棟の建物基礎、ボイラー室によって破壊された部分を再発掘して設けた地下空間の壁面に展示することによって鈴木遺跡の12枚の文化層の実際の位置や深さを体感してもらい、また周辺での出土遺物や礫群の標本等を該当する文化層の位置に展示するなどして、鈴木遺跡の豊かな価値や内容への理解を深める施設としての役割も併せもたせることを検討します。

これらの調査、再発掘等の掘り下げに先立って、保存管理等用地全体を対象に遺物包含層の遺存状態を確認する発掘調査を行い、上記発掘調査の適地や建物基礎や埋設管等による掘削や盛土の状況を三次元的に把握することを目指します。

- (3) 各種の屋外活動が行えるゾーン(図 27-13)を設け、ナイフ形石器づくりや礫群の再現など、旧石器時代人の生活を体験してもらえるようにします。
- (4) 植生の復元を行う部分以外では、既存樹木・樹林地を極力残し、緑の保全を図っていきます。
- (5) 周囲が住宅地に面し、接していることから、住民のプライバシーや平穏な生活環境を保全するため、北側と東側に立ち入り禁止ゾーンを設け、住宅地を見下ろしたりのぞき込んだりできないよう配慮し、開場時間や防犯カメラなど防犯対策も検討します。



【図 27】 保存管理等用地整備イメージ図(一例)

- (6) 管理用車両の出入口(図 27-12)と歩行者専用の出入口(図 27-10)を分けて安全な通行を確保し、非常用の出入口(図 27-14)も既存公園に接する部分に設けるなど、安全面にも配慮します。
- (7) 歩行者専用道である南側の草花街道に接する部分に芝生ゾーン(図 27-11)を設け、南側住宅との緩衝帯とするとともに憩いの場とします。

3 鈴木遺跡資料館

鈴木遺跡資料館は、史跡範囲の外に移転を行い、鈴木遺跡の魅力を伝える展示・ガイダンス施設であるとともに、史跡の適切な保存管理、活用、整備及び調査研究のための拠点施設となるように整備を検討します。

移転先は、史跡指定地にほど近く、見学者が様々な形で利用しやすい場所であるとともに、史跡の保存管理、及び将来的な史跡範囲の拡張、良好な景観形成などに支障のない場所を検討します。

4 保存区

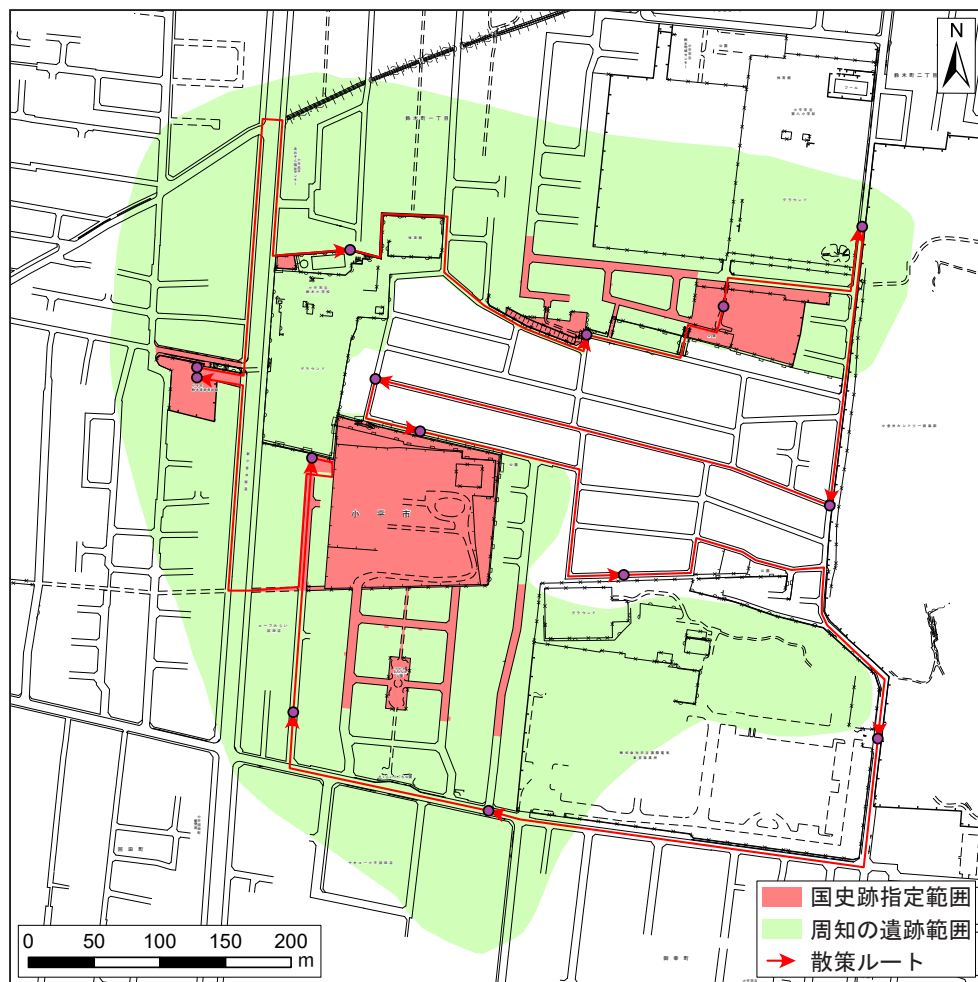
鈴木遺跡保存管理等用地と鈴木遺跡資料館用地以外の2か所の保存区については、遺跡の解説板やサインの設置など一定の整備が行われていますが、デザインや表現等に統一感がありません。また照明やフェンスなどの維持や植栽等については、周辺の景観との協調を図りつつ、より適正な整備活用を目指します。

5 コゲラの森

特別緑地保全地区にも指定されている、市内でも貴重な緑地であるコゲラの森については、史跡としての保存、管理とは別に、緑地としての配慮も求められるため、関係する部局や団体とも連携、協調しながら、史跡範囲内であることを明示したり、地形や景観の観察上のポイントを紹介する説明板を設けるなど適切な活用につなげられる方策を検討していきます。

6 史跡全体

- (1) 保存管理等用地の内外やその他の保存区、ガイダンス施設としての鈴木遺跡資料館や新規に設置するものを含めた案内看板やサインを有機的に結ぶモデルルートとしての周遊回路を設け、「見て歩きマップ(仮称)」を通じて、遺跡の形状や地形、景観に対する理解を深めてもらうようにします。このマップは、紙ベースのものを鈴木遺跡資料館などで配布するほか、案内看板などに設置した二次元コードなどから、各自の情報端末を通じて入手し、利用できるように工夫します。
- (2) 地形や景観の観察など、主要なビューポイントには解説用の説明板を設け、視線を誘導したり、地形的特徴などのもつ意味を解説したりします。
- (3) モデルルートやビューポイントでの解説内容は、インターネットを通じて共有できるようにするなど、遠隔地の方の関心を引き付ける工夫を検討します。



【図 28】モデルルート例

第2節 整備の方法

1 指定地全体

(1) 保存のための整備

ア 史跡標識及び境界標の設置

文化財保護法において設置が義務付けられている施設で、史跡地であることを示す標識、境界標を新たに設置します。

イ 点検

史跡指定地内には法面・擁壁を有している箇所があるため、調査を行い適切な保護を行います。

ウ 遺構・遺物の保護

指定地内及び隣接区域の発掘調査の結果を踏まえ、遺構や遺物を包含している深さを考慮して、盛土や舗装による保護を検討します。既存の調査結果から、遺構・遺物の包含層の深さを推定できない場合には、地中レーダー等の非破壊の調査を中心に、遺構への影響を最小限に抑えた調査を行った上で、保護の方法を検討します。

エ 植生の管理

指定地内の樹木は、樹高等の現状を正確に把握する調査を実施し、危険木・支障木の剪定・伐採を行うとともに、根が遺構に影響を与えないか調査の上で、遺構への影響が想定される場合には、伐採・伐根等の処置を行います。また、芝生・カバープラントの維持や落葉や雑草など周辺への配慮を含めた管理を徹底します。

(2) 活用のための整備

ア 案内・解説に必要な施設（サイン類）の整備

鈴木遺跡を案内するサイン類や、鈴木遺跡及び鈴木遺跡を構成する個々の遺構等に関する情報を解説するサインは、見学者の動線や史跡の景観に配慮し、全体的に調和のとれたものとなるよう、設置対象、設置位置、仕様、解説内容、多言語対応等を検討した上、計画的に設置します。また、史跡範囲外についても、玉川上水沿い等通行の多い場所に鈴木遺跡へ誘導するサインを設置します。

イ AR・VRの整備

鈴木遺跡は、遺跡の範囲が広く、史跡指定地及び各保存区が点在していること、保存区によっては面積が小さいことや周囲の環境により、大きな整備を行えないことから、AR・VRを積極的に活用し、各保存区を繋げ見学者が快適に巡遊できるようにするとともに、史跡の本質的価値を伝えられるよう工夫していきます。

ウ 便益施設・管理施設の整備

快適な見学環境や見学者が憩うことができる利用環境を提供するために必要となるトイレや休憩所、駐車場等の便益施設、史跡の保存のために必要となる管理施設の設置は、周囲の環境や景観の影響を十分検討した上、史跡範囲内外を含めて設置を行うこととします。

また史跡へのアクセスには、多様な交通手段の活用について検討します。

2 保存区・コゲラの森

(1) 保存のための整備

各保存区については指定地全体の整備の方法に従い、コゲラの森については、指定地全体の整備の方法に加え、鈴木町1丁目特別緑地保全地区保全計画に従うものとします。

(2) 活用のための整備

活用のための整備については、各保存区により条件が異なるため、個別に記載し、保存管理等用地については、他の保存区に比べて面積が大きく、整備の条件が異なるため別途に記載します。

ア 鈴木小学校保存区

(ア) 新小金井街道に面しているものの、保存区としての面積は狭いため、保存区内に立ち入るのではなく、保存区北側通路及び新小金井街道側から見学する形の整備等を検討します。

(イ) 既存の調査成果(表5集 No.8,34 ②,36,40)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

イ 鈴木遺跡資料館用地

(ア) 鈴木遺跡資料館の移転後に、鈴木遺跡資料館用地の保存区としての整備を検討します。

(イ) 既存の調査成果(表5集 No.2,4,7,13,28 ①,32 ①,43 ①)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

(ウ) 鈴木遺跡資料館用地は周囲よりやや標高が高く谷奥部を望む位置にあることから、鈴木遺跡資料館用地から谷奥部を望む旧石器時代の景観の推定画など鈴木遺跡の谷奥部を解説するための説明サインの設置、ビューポイントとなる場所の設置などを検討します。

(エ) まとまった面積があることから、展示や解説機能を有するあずまの設置を検討します。

ウ 鈴木町1丁目390番地保存区

(ア) 既存の調査成果(表5集 No.19,38,52)をもとに、遺構復元、説明サイン、AR・VRの内容を検討します。

(イ) 説明看板・サイン等を設置する際、保存区近隣の住民への配慮をした整備を検討します。

(ウ) 住宅地の中にあることから、保存区へのアクセス・アプローチについても、周辺住民の通行等の利便性や安全、住環境を妨げないように慎重に検討します。

エ コゲラの森

現状において、緑地保全地区・公園として機能していることから、緑地保全・公園利用を妨げない範囲で整備を行います。説明サインの設置を中心に行い、鈴木遺跡北東区の地形や特徴を伝える整備とします。また、現状の植生を活かした整備についても検討します。

3 保存等管理用地

(1) 保存のための整備

- ア 史跡広場としての整備に当たって、遺構の深さや必要な盛土の量について調査・検討を行い、整備により遺構へ悪影響を与えないように十分留意します。
- イ 埋設管や建物基礎の撤去に当たっては、地中レーダー等の非破壊による調査を中心に遺構への影響の少ない方法で調査を行い、適切な処理を行います。
- ウ 樹木が繁茂していることから、植生の調査を行い、既存の樹木の根が遺構への影響を与えないか、或いは植生復元に当たり、それが地下の遺構に影響を与えないかを適切に把握し、影響がある場合には盛土等の処置を行います。

(2) 活用のための整備

- ア 地下に存在する遺構について、見学者が十分に理解できるように、遺構復元や説明サインに加えてAR・VRを有効に活用した解説を行うとともに、広大な敷地を活かし、ゾーニングを行い、各ゾーン毎に異なる整備を行うことにより、鈴木遺跡の本質的価値を多面的に伝えることができるよう検討します。
- イ 遺跡広場にアクセスできる時間帯の設定や、アプローチからの入退場についての管理など、地域住民に配慮した計画を設定し、門の設置などそれにあわせた整備を行います。また、住宅地との境界には、史跡地から住宅地への視線を遮るとともに、火災の発生時に延焼が広がるのを防ぐために、防火植栽を行うことを検討します。
- ウ 現状の緑を保全することを基本としますが、敷地内の一部に既存の調査結果や専門家（有識者）による意見を踏まえた上で、旧石器時代の植生の再現を検討します。
- エ 史跡広場に必要となるトイレ・休憩所などは、既存の基礎や埋設管のある場所など、遺構への影響が少ない場所への設置を検討します。
- オ 見学者や周辺住民が安心して利用できるようにするほか、史跡の毀損を防ぐために史跡広場内に監視カメラを設置する等の防犯措置を行うことを検討します。ただし、監視カメラを設置する際は、周辺住民のプライバシーへ十分に配慮するものとします。

4 鈴木遺跡資料館

(1) 保存のための整備

- ア 鈴木遺跡資料館の移転先は、史跡範囲外とし、今後の状況に合わせて、増改築ができる場所を検討します。
- イ 鈴木遺跡の貴重で豊富な出土品を適切に管理・保存し、展示に供せるように収蔵庫は十分な大きさと性能を持ったものとします。
- ウ 鈴木遺跡資料館が移転した際は、現行の鈴木遺跡資料館用地の適切な保存・活用について検討を行います。

(2) 活用のための整備

- ア 鈴木遺跡資料館の移転先は、鈴木遺跡の特徴的な鈴木遺跡の立地と景観の視点場となる場所を検討します。
- イ 新設する鈴木資料館は、鈴木遺跡の魅力を伝える展示施設であるとともに、史跡の適切な保存管理、活用、整備のための拠点施設となるものとした上で、AR・VR用の機器

の利用など見学者への便宜を検討します。

ウ 友の会やボランティア、関係者といった鈴木遺跡の支援団体が活動できるように、交流室等の設置を検討します。

エ 学校利用や生涯学習での利用のため、小平市福祉のまちづくり条例に則り、施設はユニバーサルデザインに配慮し、十分な駐車場を確保するなどの検討を行います。

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

鈴木遺跡を適切に保存、活用、整備するため、庁内関連部署及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元自治会や地域関係者との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

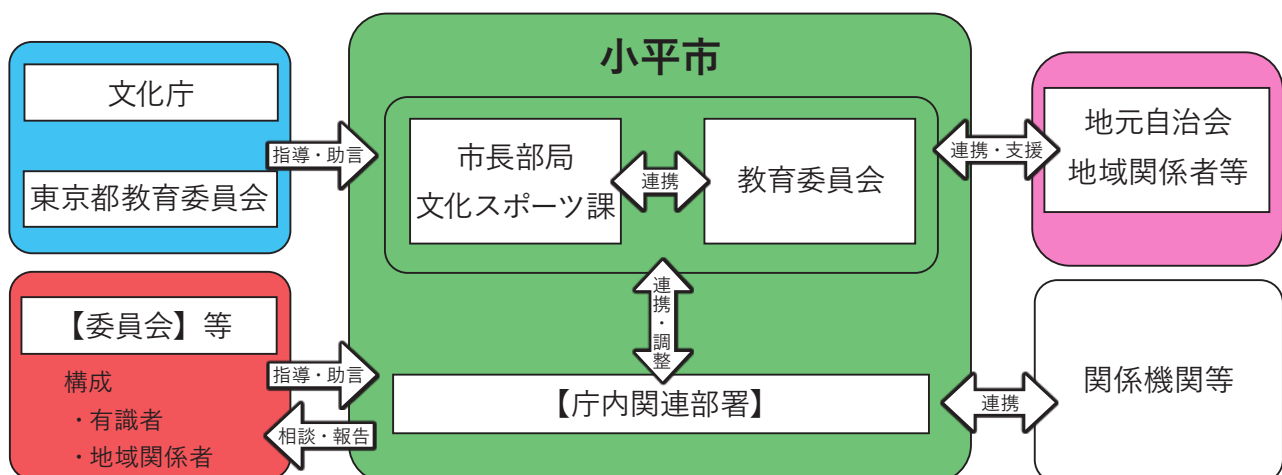
第2節 運営・体制の整備の方法

1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、庁内関連部署と十分に協議を行い、文化庁及び東京都教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 史跡の日常管理や、今後の保存、活用、整備等に関する事業を行うに当たり、庁内関連部署及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。
- (3) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施において必要性が認められる場合には、有識者や地域関係者からなる委員会等を設置して、指導・助言を求めます。

2 地域との協力体制の整備

- (1) 保存活用に関して、地元自治会や地域関係者等との連携を図り、鈴木遺跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業の継続、資料館における人材養成など、史跡の保存活用の機運を高める取組を行うことで、担い手となる人材確保につなげます。
- (3) 地元自治会及び地域関係者等が実施する史跡の保存や活用に係る活動に対する支援を検討します。



【図 29】運営・体制図

第2節 経過観察

1 方向性

史跡の保存活用を計画的に実施するため、第5章から第10章までに定めた各施策について、計画策定後の事業の進捗状況、事業効果等の経過観察を行い、解決すべき課題や見直しの必要性を把握し、事業の適切な推進を図ります。

2 方法

(1) 点検・検証の方法

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を参考とした点検表による点検・検証を用い、事業の進捗状況等を確認し、課題や見直しの必要性の検討を行います。

(2) 点検・検証結果の反映

点検、検証により得られた結果を基に、事業の改善を図ります。また、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【表 11】自主点検表

鈴木遺跡 点検表					
実施日		担当課			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等）
(1) 基本情報	史跡標識が設置されているか	1	2	3	
	境界標の設置がされているか 現地での史跡指定範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存	指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	現状変更等の対象行為について、取扱方針と基準に基づく保護が図られているか	1	2	3	
	追加指定について検討がされているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理	日常的な維持管理がされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡等周辺的环境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	公有地における史跡の保存活用に支障となるものについての整理を行っているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	防犯対策は十分されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 調査研究	調査研究により鈴木遺跡（史跡）の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	調査研究により出土品の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	調査研究の成果を発信しているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

(6) 活用	公開が適切に行われているか	1	2	3	
	史跡地やガイダンス施設が、本質的価値を学び理解するための場として活用がされているか	1	2	3	
	学校教育や生涯学習等、市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	文化観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	刊行物や市ホームページ、SNS 等による多様な情報発信はされているか	1	2	3	
	発信する情報の多言語化や語学ボランティアの配置等、外国人向けの対応はされているか	1	2	3	
(7) 整備	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	サインの整備は行われているか	1	2	3	
	遺構保存のための樹木管理を行っているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	整備後に、修理の状況を管理しているか	1	2	3	
	復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	整備において鈴木遺跡の目指すべき姿を実現できたか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(8) 運営・体制 連携	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	体制については十分であるか	1	2	3	
	他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	保存団体・支援団体の結成や活動への支援が行われているか	1	2	3	

1. 小平市の教育についてのアンケート調査結果（抜粋）

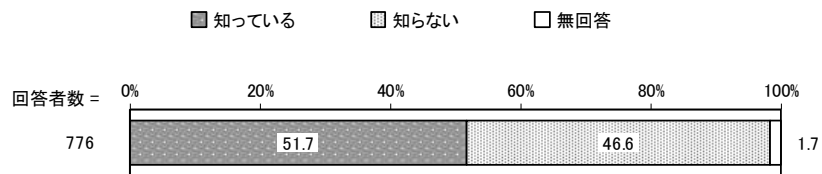
小平市では、令和4年度に策定する第二次小平市教育振興基本計画の基礎資料として、アンケート調査を実施しました。このアンケート結果から、鈴木遺跡と小平市の文化財に関する部分を抜粋して掲載しています。

アンケート結果の当該部分は、小平市在住の18歳以上の市民を対象として、令和3年10月19日から令和3年11月19日までの期間に行われ、776名の市民の方から、ご協力をいただきました。

（5）小平市の今後の生涯学習（学習活動）のあり方について

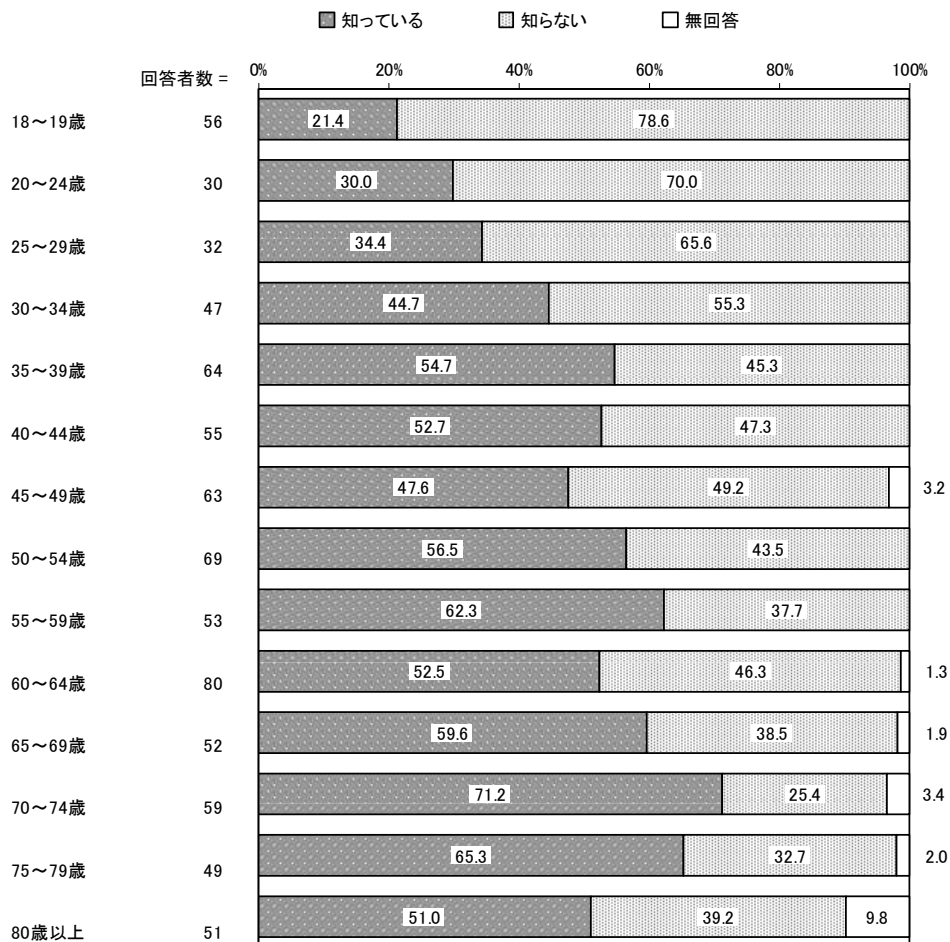
問 22 令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡を知っていますか。
（1つに○）

「知っている」の割合が51.7%、「知らない」の割合が46.6%となっています。



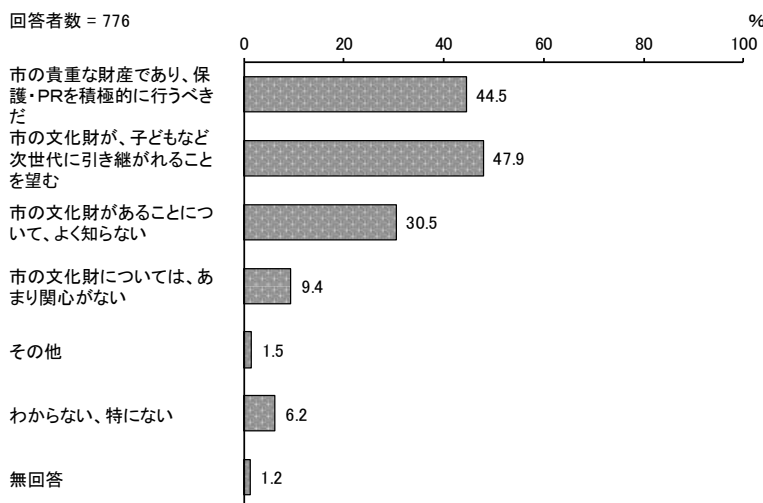
【年齢別】

年齢別で見ると、他に比べ、18～19歳で「知らない」の割合が、70～74歳で「知っている」の割合が高くなっています。



問 23 小平市の文化財について、どう思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「市の文化財が、子どもなど次世代に引き継がれることを望む」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「市の貴重な財産であり、保護・PRを積極的に行うべきだ」の割合が 44.5%、「市の文化財があることについて、よく知らない」の割合が 30.5%となっています。



【年齢別】

年齢別でみると、他に比べ、70～74歳で「市の貴重な財産であり、保護・PRを積極的に行うべきだ」の割合が、25～29歳で「市の文化財があることについて、よく知らない」の割合が高くなっています。また、70～74歳、75～79歳で「市の文化財が、子どもなど次世代に引き継がれることを望む」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	市の貴重な財産であり、保護・PRを積極的に行うべきだ	市の文化財が、子どもなど次世代に引き継がれることを望む	市の文化財があることについて、よく知らない	市の文化財については、あまり関心がない	その他	わからない、特になし	無回答
18～19歳	56	28.6	19.6	41.1	12.5	—	17.9	—
20～24歳	30	33.3	30.0	30.0	13.3	6.7	10.0	—
25～29歳	32	31.3	18.8	56.3	18.8	—	6.3	3.1
30～34歳	47	29.8	31.9	36.2	23.4	2.1	10.6	—
35～39歳	64	29.7	43.8	29.7	12.5	1.6	4.7	—
40～44歳	55	36.4	38.2	30.9	12.7	1.8	9.1	—
45～49歳	63	36.5	52.4	30.2	6.3	—	6.3	3.2
50～54歳	69	47.8	52.2	24.6	8.7	2.9	2.9	—
55～59歳	53	41.5	52.8	30.2	7.5	1.9	3.8	—
60～64歳	80	51.3	51.3	27.5	7.5	—	3.8	1.3
65～69歳	52	50.0	55.8	25.0	3.8	1.9	5.8	1.9
70～74歳	59	78.0	69.5	18.6	1.7	—	3.4	—
75～79歳	49	55.1	69.4	26.5	4.1	2.0	2.0	4.1
80歳以上	51	58.8	58.8	37.3	7.8	3.9	5.9	2.0

2. 関係法令等

(1) 文化財保護法(抜粋)

(昭和25年5月30日法律第214号)

最終改正 令和3年4月23日法律第22号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、

重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節及び第九十七条第一項第一号において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

三 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をす

ることができる。

- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。
(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置(以下この条において、「修理等」という。)につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。)(以下この条において、「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額(第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額(以下この条において、「納付金額」という。)を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等に帰するに帰するに帰するに帰するに帰するに著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。
(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。
(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。
(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。
(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
(文化庁長官による発掘の施行)
- 第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認められる事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。
(地方公共団体による発掘の施行)
- 第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。
(返還又は通知等)
- 第100条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。
(提出)
- 第101条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都

道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。
(都道府県帰属及び報償金)

第105条 第100条第二項に規定する文化財又は第102条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。
(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念

物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第三十三条の二第一項を除く。))及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、

史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第一百五十一条及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五十一条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝

天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであることと認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求める

ことができる。
(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百二十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

(書類等の經由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(2) 文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正 平成31年3月30日政令第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。))

ニ 法第十五条第一項(法第二十條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。))

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹

については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
(事務の区分)

第八条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。)及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)
最終改正 平成31年3月29日文科科学省令第7号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるも

のとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定

を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

- (4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
最終改正 平成31年3月29日文部科学省令第7号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の二第一項(法第八十四條第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合に於ては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五條第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五條第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため急急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八條第三項で準用する法第二百五條第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

- (5) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)

最終改正 平成31年3月29日文部科学省令第7号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第十五條第一項(法第二十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合に於ては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四條第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。))

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものと

- する。
- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
(標柱及び注意札)
- 第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。
(境界標)
- 第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
 - 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。
 - 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。
(標識等の形状等)
- 第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
(囲いその他の施設)
- 第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

- (6) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)
最終改正 平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

- 第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十條で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

- 第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

- 2 法第六十七條第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

- 二 法第六十九條第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

- (7) 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)
平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定
(平成 31 年 3 月 29 日最終改正)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。)第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

1 共通事項

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村であ

る町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変

更に伴うものを含む。

- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

III その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

国史跡鈴木遺跡保存活用計画

発行日 令和 5（2023）年 3 月
発行 小平市教育委員会
編集 小平市地域振興部文化スポーツ課
住所 〒 187-8701 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
電話番号 042-346-9501
FAX 042-346-9575
E-mail bunkasports@city.kodaira.lg.jp

